

539

39



始



Feb. 29

〔鐵道研究叢書第二編〕

杉山龍著

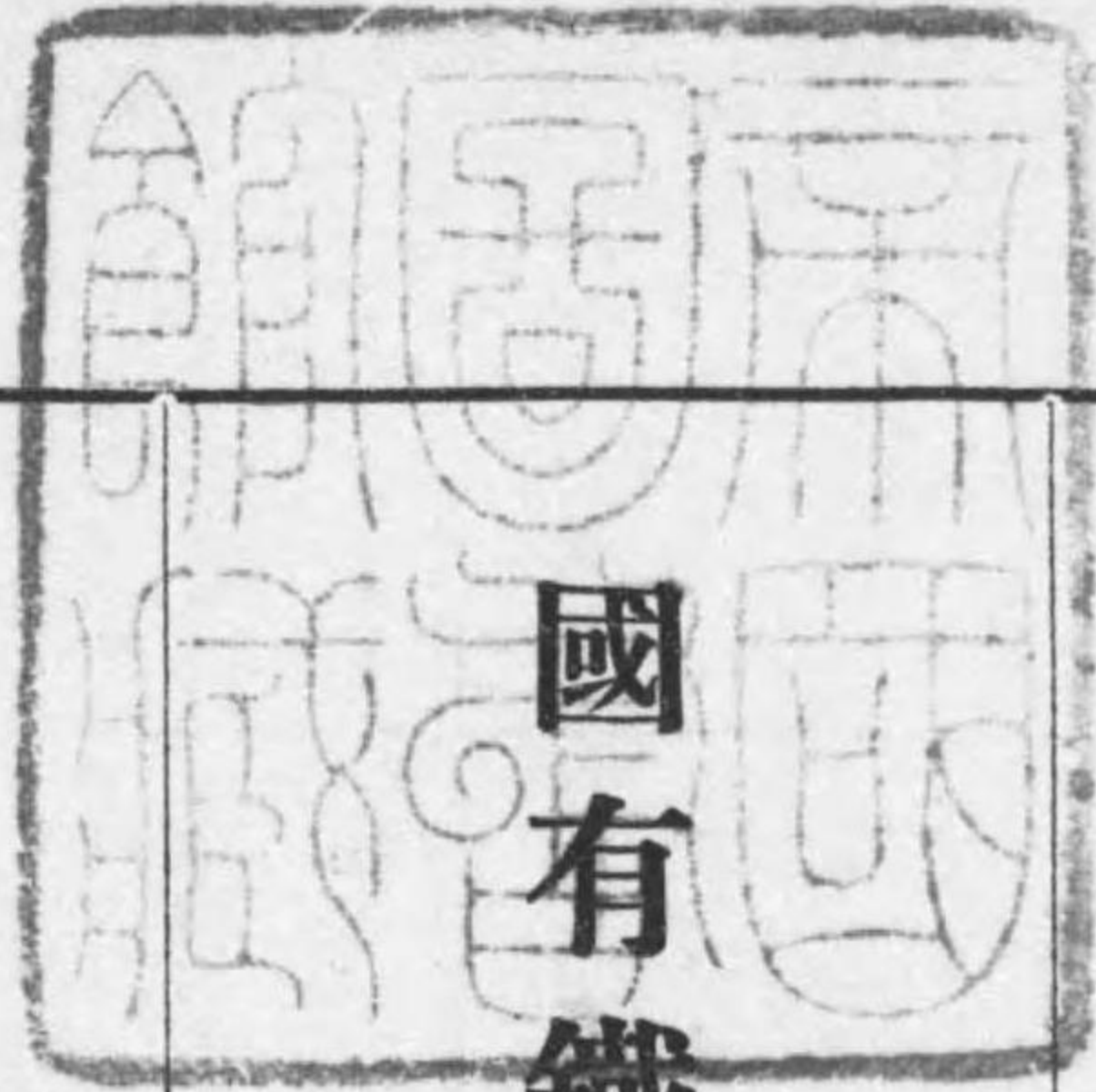
國有鐵道共濟組合概論

東京鐵道研究社發行

〔鐵道研究叢書第二編〕

杉山龍著

國有鐵道共濟組合概論



東京鐵道研究社發行

大正
14. 4 20
丙交

序

杉山君「國有鐵道共濟組合概論」を著し、予に求むるに序文を以てす。仍てこれを通覽するに、説いて猶ほ未だ詳密を盡さざるころあり、又更に一段の考察を要すべきもの無きにあらざるも、概して肯綮を得たるものの如く、中正穩妥の見を述ぶるに簡明暢達の文を以てし、共濟組合の本體を捕捉して謬無きに庶幾し。思ふに共濟組合は、鐵道従事員が不慮の災厄に逢遇せる場合に當り、組合員若くは其の遺族の生活を保護するものなるを以て、これが研究は鐵道従事員にとりては一日も忽諸に附すべからざるものあり。著者

國有鐵道共濟組合は明治四十年五月の創設に係り、勞働保險の原理に依り組織せられたわが國最初の共濟組合で、疾病、傷害、廢疾、遺族、退職の各保險を具備する點に於てわが國無二の組合と稱せられて居る。殊にその組織の尅大なことは我が國の共濟組合中これに比肩するもの無く、最近の統計に依れば、創立以來、組合員及其の遺族に支給せる給付は五十八萬三千百件、その金額二千九十九萬三千九百圓の多きに達してゐる。従て國有鐵道の共濟組合はわが國現在の共濟組合を代表せるものだ云つても過言でない。そんな譯で、日本に於ける共濟組合進んでは勞働保險の制度を攻究せんとする者にとりては、國有鐵道の共濟組合は、何を差措いても、まづ第一に檢討せらるべきものであらねばならない。

は予が嘗て鐵道省保健課長たりし時同課に入り、爾來引續き保健事務に従事せる者。共濟組合の解説者として是最も適當の人たるを疑はず。若し夫れ本書記載の所説に至りては、一二首肯し難きものありと雖も、斯くの如きは談理の書の免かるべからざるころ、固より以て本書の價值を左右するものにあらざるは勿論、國有鐵道共濟組合を研究する者に對し、好個の津梁たり、參考資料たる事は、是亦予の斷じて疑はざる所也。乃ち記して序文となす

大正十四年二月

福 富 正 男

自序

わたくしは、鐵道省の保健課にはいつてから日尙ほ淺く、且つ共濟組合の實務にはごちらかと云へば殆ど關係して居ない者である。従て本書の著者としては、最も不適當な一人であることを告白しなければならない。——にも拘らずわたくしが、鐵道研究社の石田君から依頼を受けて、本書を書いて見る氣になつたのは、外でも無い。鐵道の營業方面や技術方面に於ては、續々良書が出版せられて、従事員の研究に少なからざる便宜を與ふるに反し、創設の年時最も古く、且つ給付の完備せる點に於て模範的組合とまで謂はれて居る國有鐵道共濟組合に關しては、その内容を解説したものが、殆ど一冊もないことである。尤も極く古いところでは『鐵道院職員救濟組合解説』なるものが、鐵道院保健課から刊行せられたことがあり、又近くは一昨年保健課の影近事務官が同課主催の衛生講習會で講演せられた『保健政策』を筆記したものもあるにはあるが、前者は何と云つても十數年前の刊行に係り、現行規則の解説としては全然その

用を爲さないし、後者は共済組合創設以來、親しくその事務に執掌して居られる影近氏の講演だけに、簡單とは云ひ條頗る手に入つたもので、わたくし自身も嘗て該筆記の公刊をお勧めしたことがあるが、日本鐵道醫協會雜誌等二三の誌上に掲載せられたのみで、一冊の成書にはなつて居ないやうである。そんな事が此方面の智識に乏しいわたくしをして、本書を書かした動機となつたのである。尤も一面には、十八萬の組合員を有する我が國最大の共済組合を、廣く社會に紹介したいと云ふ心持ちが多分に手傳つて居ることも拒み得ない事實ではあるが――。

わたくしは、始め共済組合の本則は勿論、組合の附屬事業たる購買、貸付、貯金の方面に就きて、一應の説明を試みる積りであつたが、稿半ばにして盲腸炎を患ひ、醫師から絶對安靜を命せられたので、心ならずもこれを省略した。否ひとり附帶施設のみではない、本書中『組合の經濟』の如きは、矢張自分自身書くことが出来ないの、わたくしが口授するのを家の者が傍で筆記して呉れたやうな始末である。出来上がつたものを見ると、意に満たないところもあるが、書き直す譯にもいかないから、その

まゝにして置いた。それから前にも云つた通り、何分この方面の智識も無く、組合の實務にもあたつて居ないので、規則を誤解して居るところもあらうし、又組合の公定解釋と相違した解釋をして居るところも無いでは無からう。これ等の點は、讀者諸君の叱正を得て、改版の節は訂正するつもりで居る。

わたくしが、石田君から本書の起稿を依頼されたのは、たしか昨年冬に近い落葉疎林の候であつたと思ふ。しかるに執筆後幾許ならずして九州地方に出張し、歸京後は寸暇を偷んで書き續けたものいさ少しといふところで病に胃かされ、辛うじてこれを脱稿し得たのは、正月の始め、それも一兩日で小寒に入らうと云ふ頃であつたが、いまはもう何處と無く春めきかかつて居る。椽先から足を出せば、隣の家に届きさうな小さい庭を見ても、沈丁花が、躑躅が、椿が大分蕾をふくらませて來た。ペルセフ^{オネ}が、幽界の神^{デイス}の許を去つて、美はしき姿を地上に見するのも、間はあるまい。わたくしの健康も、いまは全く恢復した。思ふに、この書が市上にあらはる頃は、野に山に百花が燎亂して、わたくしの小さい庭にも、伯父が嘗て云つたやうに「春

夕小園花影動」の趣を示すことであらう。
終に臨み私はこの小著に對し序文を書いて下さつた東京鐵道局長福富正男閣下に對し
滿腔の謝意を表する。

大正十四年紀元節の朝

小石川の僑居にて

著 者 識

お 断 り

一本文中(規1)とあるは、國有鐵道共濟組合規則第一條の略。(施2)とあるは國有鐵道共濟組合規則施行規程第二條の略である。其の他すべてこれに準ずるものと御承知ありたい。

二本文中共濟組合の沿革と題する一章は、大正十年十月、當時の保健課長福富正男氏が發表せる論文『鐵道に於ける保健衛生事業の發展に就て』及同十二年三月鐵道大臣官房現業調査課同保健課刊行『國有鐵道共濟組合の沿革』に負ふところが多い。一言記して據るところを明かにして置く。

三附録『共濟組合届書及請求書式』は、某鐵道局所定のもので、省一般のものではないが、参考までに掲載して置いた。大體こんなものだと云ふことが解ればよいのである。

四本文中、勞働保險とあるのは、社會保險(Social Insurance)のことである。ちよちよか

と云へば、勞働保險と云ふ名稱は最早廢れて、今日では社會保險といふ詞が一般に採用せられかゝつて居る。が、本書では、わざと勞働保險といふ文字を使用した。然し別段これと云つて理由のある譯ではない。

五著者は他日機會を得て本書に數倍せる共濟組合論を書いて見たいと思つて居る。實は本書も一應保健課の影近事務官にでも見て貰つて、せめては公定解釋と相違して居る點があるなら、その點丈けでも何とかしたいと思つて居たが、其の機會を逸したやうな次第である。

書中誤謬其の他の點に就きお心付の方は著者まで御注意を願ひたい。

國有鐵道共濟組合概論 目次

- 第一章 共濟組合と勞働保險……………一
- 第二章 共濟組合の沿革……………一三
- 第三章 組合員の資格及種類……………三十一
- 第四章 掛金……………三七
- 第五章 給付……………四四
 - 第一節 總說……………四四
 - 第二節 公傷給付……………六一
 - 第三節 疾病給付……………八〇
 - 第四節 廢疾給付……………八九
 - 第五節 退職給付……………九九
 - 第六節 遺族給付……………一〇

第七節 災厄給付……………一三〇

第六章 組合の機關……………一三五

第七章 組合の經濟……………一四六

第八章 健康保險法と共濟組合の給付……………一五七

附 錄

一 鐵道部内現業員共濟組合ニ關スル件(明治四十年四月勅令第三〇五號)……………一六七

二 共濟組合ニ對スル政府給與金ニ關スル件(大正九年三月勅令第八〇號)……………一六八

三 國有鐵道共濟組合規則(大正九年四月達第三三一號)……………一六八

四 共濟組合屆書及請求書書式……………一八七

五 健康保險法(大正十一年四月法律第七〇號)……………二〇一

國有鐵道共濟組合概論

杉 山 龍 著



第一章 共濟組合と勞働保險

國有鐵道共濟組合は、勞働保險を目的とする鐵道従事員の組合で、明治四十年勅令第二百二十七號に依り、組織せられたものである。従て勞働保險の何物かを説明すれば、自然共濟組合の性質は闡明する譯である。

勞働保險(英、Workmen's Insurance、獨、Arbeiterversicherung)とは、勞働者が疾病、傷害、老廢、死亡、失職等不慮の事故に因り、勞働能力を喪失若くは減少し、又は勞働の機會を喪失したる場合に於て、勞働者若くは其の家族に金錢給付又は現物給

付を爲し、以て該事故の爲め蒙りたる經濟的損害を軽減し、生活の安定を得せしむることを目的とする保險である。元來労働者なるものは、其の労働の精神的たると肉體的たるを問はず、勞務を事業主に提供する代償として事業主より賃銀を得、自己及家族の生活を支持して行くものであるから、労働者にとつては、身體は唯一の資本であり、生活資源であると云つてよい。故に労働者が健康であり、且失職せざる間は、些少なながらも賃銀を得て、一家の生計を樹て、行くことが出来るが一朝疾病に罹り、又は負傷して勞務に服することが出来ないやうになると、収入が杜絶するから、一家は忽ち飢餓に瀕することとなるのである。それも短期間のことなれば、家財を賣るなり、借金をするなりして、一時を瀾縫することも出来るけれど、収入杜絶の状態が永く繼續すると、支え切れないで、終には一家を擧げて路頭に彷徨ふやうな悲惨事を見ることとなるのであるから、労働者は不慮の災禍に備ふる爲め、平素より豫め用意をして置く必要がある。それには二つ方法がある。一つは貯金(Saving)で他は保險(Insurance)である。ところがこの貯金と云ふことは、相當餘裕のある生活を營んで居る者なら、

不用の財を貯蓄して行くのだから、左程難いことでもないが、僅かな賃銀で切詰めた生活をして居る労働者をして貯金せしむるといふことは、至難な業と云はねばならぬ。これを勵行するには強制貯金の法を採るより仕方が無いのであるが、生活上餘裕の無い労働者のことゝて貯蓄し得る金は零碎なる額に止まり、相當期間貯蓄をしても到底長期に亘る災厄を救済する力の無いのは、云ふまでもない事である。それに疾病、傷害、死亡、失職等の事故は何れも偶發的のもので、何時起るか全然豫測の付かぬものであるから、此等の災厄が貯金開始後間もなく突發したやうな場合には、一時の急すらも防ぐことが出来ないのである。従て貯蓄に依り、萬一の變に備へんとするが如きは、極めて不安心な舉と云はざるを得ない。そこで問題は自ら『保險』に落ちて來るのである。保險とは、豫知すべからざる偶然の事故に因り蒙るところの經濟的損害を軽減し若くは填補せんが爲めに、同一の危険(Risk)を感ずる多數人が共同して罹災者の損害を負担せんとする經濟的組織である。簡単に云へば多數人が一團となつて少數者の損害を負担することである。例へばこゝに千人の人があつて、其の内の誰かゞ火

災に罹かつたときは一同から千圓の見舞金を贈る約束をしたとする。そこで火事に罹る者があると一同から千圓を贈る。火事にあつたものは、家財家具を焼失して大變損をするが、それでも千圓の見舞金が這入るので多少共其の損害を填補することが出来る。その代り一同から出す千圓の金は組合員各自の出資によるものであるから、結局、千人の人が一圓宛出し合つて損害を負担することとなる、それが即ち保険である。いまこれを逆に考へると、誰でも一圓さへ出して置けば、何時火災に罹つても千圓の見舞金は貰ふことが出来ることとなる。假令損害の全部を補填することが出来無くとも、これ丈の金があれば一時の急を凌ぐことが出来るから、この位心強いことはない。假りに千人に付一年に二人宛火災に罹る者があるとすると、年に二圓宛掛金をすれば其の年丈はこれで大丈夫である。若し長期に亘つてこの保障を得たいならば、毎年二圓宛掛金をして行けばよい。無論此掛金は貯金で無いから、火災に罹らぬ限り掛つ放しで戻つては來ぬが、萬一の場合、纏つた金が手に這入つて苦境を脱することが出来るかと思へば、些少の失費の如きは深く意とするに足らないのである。

否これあるが爲めに却て被保險者は安心して生活して行くことを得るのである。この點は、保険の長所であつて貯金の及ぶところでない。斯くの如く少額の失費を以て莫大の損害を免がれんとする制度は社會生活上必要缺くべからざるものであるから、その制度は古代より存在し、保険の原始的形態は、距今二千五百年前アツシリアに於て既にこれを見るのであるが、社會組織の進化と産業及交通の發達は次第にその發達を促し、殊に十七世紀以來保險數學の研究は保険の經營に學術的基礎を與へ、終に現代的保險(Moderne Versicherung)を大成するに至り、その效果益々顯著となつたので、これを利用するもの漸く多く、今日に於ては苟くも事業の安固を欲し、生活の保障を得んとするもので保険を附せないものはまづ無いと云つてもよい位である。従て保険の種類も幾多の部門に分れ、労働者階級の生活を脅威する死亡、疾病、傷害、老廢、失職に對しては、特に労働保險と稱する保険制度を見るに至つたのであるが、労働者階級の如き生活上餘力無き者が、自力救済(Selbsthilfe)の形式に於て、經濟上些したる苦痛を感ずることなく、災厄を脱却し得るものは唯この保険あるのみである。

勞働保險の濫觴は通常、中世の工業ギルド(Craft Guild)に在ると謂はれて居る。當時歐洲の大都市には、一種の職業に對し、少くとも一個の組合ギルドがあつて、同職業のものは之に屬し、始めは組合員の利益並、工業の發達を圖り、市民權の伸張を目的とする傍、組合員の經濟的救済に従事して居たが、後には組合員の保護救済のみを目的とする保護ギルド(Protective Guild)なるものが生じ、専ら組合員に對する疾病、傷害、老廢、死亡、失職等の救済を行ふやうになつたのである。斯くて此の制度は十八世紀の中葉に及んだが、ゼームス、ワットの蒸汽機關や紡績、製織等各種機械の發明によつて點火せられた産業革命は、ギルドを滅すと共に一面勞働者階級と稱する新階級を社會に現出し、政府の干涉に依つて一旦其跡を沒した組合組織を發生する酵母となつたことを忘れてはならない。機械生産には、多量の製品を産出すること、製品の品質形狀を均齊ならしむること、廉價に製産し得ること等手工業の企及し得ない幾多の利便を有する爲め、これを利用すればよいと云ふことは解つて居るが、此等の機械を据付け、多數の勞働者を使役して大規模の生産を營むことは、到底小資本の能くする

所で無いから、従來自宅や附近の工場で少數の助手徒弟を使用し、原料器具を用意して小規模の生産に従事して居た小事業主等は漸次資本家の壓倒する所となり、自立する能はずして賃銀勞働者となり、滔々として工場に流れ込んで來たのであるが、これと共に機械工業の特質たる勞働の單純化は、婦人又は幼少年者の採用を盛ならしめ一面大農制度の勃興や、構園法の實施に依り、自己の所有地若くは共同耕作地を喪つた地方の農民も亦争ふて工場又は炭坑に職を求めた結果終に所謂勞働者階級なるものを生ずるに至つたのである。然るにこの勞働者なるものは低廉なる賃銀で使役せらるゝものであるから、一朝何等かの原因で勞務に服することが出來無くなると直ちに生活上の脅威を受くるが爲めこれ等の勞働者が第一に感じたことは、不衛生なる工場等に於て長時間に亘り殆ど間斷無く勞働に従事することから生ずる疾病や、又はそれ等の事業に特有な傷害を受くることに依つて蒙るところの經濟的損害に對する相互扶助の制度であつたのである。唯、當時に於ては結社の禁令が存して居たので、一時その發達を阻礙したのであるが、千八百二十四年英國政府が率先してこの禁令を廢し、各

八
國も亦繼いでこれを解くことゝなつたから、労働者の救済團體は雨後の筈の如く諸國に設置せらるゝことゝなつたのである。此等の團體は、何れも組織を保險に採つて居るが、そのうち最も代表的にして且つ發達の跡顯著なるものは、英の友愛組合(Friendly Society)佛の共濟組合(Societe de secours mutuels)獨、埃、蘭の救済金庫(Hilfskasse)米の同胞組合(Fraternal Order)等である。

斯くの如く此等の保險組合は労働者自ら組織した一の自衛的機關で、保險に關する費用は労働者自身これを負擔したのであるが、これを全然労働者の自營に任せて置いたは、負擔力の薄弱なる労働者の掛金位では到底充分なる救済を爲すこと難く、又これらの組合は、概ね同一職業に従事するもの若くは一企業内の労働者に依り組織せらるゝ爲め、保險組合を有せざる職業又は企業に屬せざる者は、其の利益に均霑し得ない憾がある。殊に保險の目的は前にも述ぶるが如く、危險の分配に存するを以て、危險發生の豫定率を知ることが必要であるが、この豫定率は組合員の數が少なければ少ない丈けそれ丈け偶然の事情に左右せられ、確實性を減するが故に、保險には出來得

る限り大衆團たることが必要であるけれども、労働者自身の經營する組合には、職業其他の關係上大衆團のものが望まれないから、自然偶然の事情に左右せられ組合の基礎を危殆ならしむる虞あるのみならず、一面組合員外の労働者を包含し得ざる憾がある。それかと云つて、これを民間の保險會社に一任するときは労働者は普通人に比し職務上危險に暴露せらるゝ機會多く、加之一口の保險金額は少額にして、保險料の繼續的拂込も保證し得ざる虞ある爲め、會社に於て労働者の契約を歓迎せざる傾があり又、労働者自身に於ても會社所定の高率な保險料を支拂ふことは、多大の苦痛であるところから、勢ひこれを利用せざるに至るは、蓋し自然の情と云はねばならぬ。此等の缺點を除去するには、國家の手でこれを纏め、打つて一九と爲し、國家の力でそれを支持して行くことが必要である。殊に貧富の懸隔に基く階級意識(Klassenbewusstsein)の發生は、國家をして労働者保護以外、更に危險思想防止の上からもこの問題の解決を急がしむることゝなつたのである。其の結果、國家は、法律を以て労働者の保險加入を強制すると共に、保險費用の一半を事業主に負擔せしめ、國家自身も亦其幾分を

負擔することゝなつたが、これを始めて遣つたのは獨のビスマルクである。即ち獨逸は一千八百八十三年(明治十六年)には疾病保險法を、翌八十四年には傷害保險法を、同八十九年には癱疾者及遺族保險法を制定し、更に一千九百十一年には、帝國保險法(Reichsversicherungsordnung)を制定して前二者を統一し同十三年には勤人保險法(An-gestelltenversicherung)を制定した。英國に於てはロイド、ジョージの首唱に依り、一千九百十一年、國民保險法(National Insurance Act)を制定し、健康保險と共に失職保險を施行した。其他の諸國に於ても十九世紀の後半から二十世紀の初頭にかけて、夫れ々々労働保險法を制定した。我國に於て大規模な労働保險を實施したのは、鐵道省の共済組合が始めてそれは明治四十年五月(匈牙利が疾病及傷害保險法を制定した年で英國の國民保險法に先立つこと五年である)であるが、法律を以て制定したのは、大正十二年の健康保險法が嚆矢である。然し、同法の規定するところは、疾病保險に屬するものゝみであつて、傷害、老廢、遺族、失職等の災厄には全然觸れて居ない。この點は國有鐵道共済組合の方が遙かに優つて居る。

國家及事業主が労働保險の費用を分擔する理由は、大體次の如く説かれて居る。まづ國家に就きて云へば(一)労働保險の實施は労働者の生活を保障する結果、窮民の發生を防止し、従つて警察費、監獄費、救貧費の支出を減少するから、其の對償として國家が労働保險に對し幾分補助を爲るのは當然であること。(二)労働者の疾病が労働者自身の不攝生、不注意に原因する場合の多いことは勿論であるけれども一面、國家若くは公共團體の衛生施設の不完備に起因することも否むべからざる事實であるから、疾病に對して國家は或る程度の責任を持たねばならぬこと。(三)貧富の懸隔は延て社會の組織を破壊し、國家の基礎を危くする虞があるが労働保險は貧富の懸隔を緩和する性質を持つて居るから、國家は自衛上これを保護しなければならぬこと。(四)恐慌は資本主義的經濟に特有な現象であることは云ふまでもないが、國家が資本主義を認容する以上、これに基く労働者の失業に對して責任を持つのは當然であること。(五)國家の外交政策、經濟政策は一國の産業事情を左右し延て労働者の失業を多からしむる場合が尠くない。従て自己の政策に基く失業を救済するは國家の義務であること等が主なる

理由である。又事業主が保険費用を負担する理由としては、(一)事業主は労働者を使役して利益の大半を収むる以上、労働者の災厄を救助すべき保険費の一部を負担すべき義務あること。(二)工場又は作業室内に於ける衛生的施設の不備若くは事業の性質に基づく非衛生的労働が、不知不識の間に労働者の健康を害し、疾病に罹る機会を與ふることとは云ふまでもないことで、これに對する救済は事業主に於て免るべからざること。(三)傷病が労働者自身に於て其の責に任すべき場合と雖も、労働者の勞務不就は工場の場合に早期診療の途を講じ、健康の恢復を速かならしむるは、結局、事業主自身の利益であること。(四)業務上の傷害が事業主側の不注意、過失に基因する場合は勿論、然らざる場合と雖も、その費用を労働者にのみ負擔せしむることは業務災害(Industrial Accidents)の性質上容認すべからざること。(五)事業主の無謀なる事業の擴張又は投機は常に恐慌を招く原因であるから、恐慌に因る労働者の失業は、當然事業主に於てその責に任せざるべからざること等が専ら主張せらるるのである。

以上を以て簡單ながら労働保険の概要を述べたから、これより國有鐵道共済組合の内容に就きその一斑を説明するであらう。

第二章 共済組合の沿革

鐵道業務に従事する者は、運輸従事員たると、線路従事員若くは工場従事員たるとを問はず、常に危険に暴露せらるゝ爲め傷害を蒙る機會多きは勿論、然らざる者と雖も、業務の性質上、劇甚なる勞務に服し、健康を脅かさるゝ結果、鐵道以外の業務に従事する者に比すれば、著しく老衰期を早め、労働能力を減殺する傾向を有することは、争ふべからざる事實であるが、鐵道國有以前に在りては、これに對する保護極めて薄く、僅かに公務上の死傷者に對し、他官廳同様、各廳技術工藝者就業上死傷手當内規若くは官役職工人夫死傷手當規則に依り、療養料の外些少の扶助料を支給するに止まつて居たのである。然しながら斯くの如き扶助規定を以てしては、到底救助の實を擧ぐることが出来ないし、それに第一、鐵道の如き格段なる危険作業に従事する者

をして、一意専心その業務に従事せしめ、遺憾無く能力を發揮せしむるが爲めには、充分なる救済制度を設け、従業員をして後顧の憂ひ無からしむることを期せねばならぬ。こゝに於てかわが鐵道にありては歐米先進國、就中獨逸の労働保險制度を斟酌し明治四十年五月、帝國鐵道廳職員救済組合なるものを設け、保險組織の下に救済制度を實施したのである。この邊の事は、鐵道院刊行鐵道院職員救済組合解説に詳述してあるから、煩を厭はず左に抄録することとする。

抑モ現代文明ノ精華ハ一ニ科學ノ進歩ニ伴フ器械力ノ應用ニ在リ而シテ器械力ノ應用中其範圍最モ廣大ニ且ツ人類ノ福祉ニ最モ多大ノ貢獻ヲナスハ蓋シ交通機關ノ右ニ出ヅルモノアラザルベシ而シテ交通機關ハ海陸各其特長ヲ有スト雖モ國際交通時代ニ於テハ陸上ニ於ケル鐵道ハ實ニ政治上軍事上將々經濟上國家存立ノ基礎ヲナスモノニシテ一國ニ於ケル脈管ノ任務ヲ有スルモノナリ加之鐵道ハ近時產業界ニ於ケル大企業ノ先驅ナレバ其經營及政策ニ關スル幾多問題ヲ最先ニ解決スルノ責務ヲ有ス

然リ而シテ近時產業界ニ於ケル動力及ビ器械力極度ノ使用ハ人類ノ生命身體ニ對シ不慮ノ災厄ヲ醸生スルコト頻繁ナルノミナラズ亦實ニ大企業ニ伴隨スル労働問題ヲ惹起セントスルノ趨勢ヲ有スルモノナリ而シテ之ガ解決方法ニ付テハ歐米ノ先進諸國夙ニ深ク研究シ相當施設ヲ怠ラザル所ニシテ我國ニ於テハ國體民情自ラ異ルモノアリテ稍其緩急ノ度相同シカラザルモノアリト雖モ經濟ニ比隣ナク此趨勢ハ將サニ著々襲來セントス故ニ

事前ニ於テ之ガ解決方法ヲ講ズルハ最良ノ政策ナリトス而シテ我帝國鐵道ハ國有線ノ延長五千有餘哩ニ達シ其従事員約九萬ニ垂ントス即チ國內ニ於ケル器械力ニ依ル最大産業組織タリ然ルニ雖テ其従事員ニ對スル救済方面ヲ觀察スルニ從來元鐵道作業局ニアリテハ局員ノ公務ニ基因シ負傷セル場合ハ官役人夫死傷手當規則並ニ各廳技術工藝者就業上死傷手當内規等ニ依リ夫々給與シタリト雖モ此等ノ規定ハ其制定頗ル古ク給與額モ亦極メテ微々タルモノニシテ療養實費ノ外扶助料トシテ雇員以下ニアリテハ最モ少キハ十圓最モ多キモ九十圓(外ニ埋葬料二十五圓)ヲ超ヘザル有様ニシテ且ツ公務ニ基因スル傷痕ノミニ限定サル、ガ故ニ鐵道業務ノ如キ格段ナル傷害危険ノ下ニ馳驅スル者又ハ過劇ナル労働若シクハ工場職工ノ如キ著ルシク健康ヲ脅サル、業務ニ従事スル者ニ對シテハ十分ニ救済ノ目的ヲ達スルコト能ハザルノミナラズ今ヤ私設鐵道會社線ヲ買收シタル結果約九萬ノ従事員ヲ統一シテ後顧ノ憂ナカラシメ誠實業務ニ就カシムルニハ到底區々タル給與ノミニテハ其目的ヲ達スルコト不可能ナルヤ明ナリ茲ニ於テカ政府ハ時代ノ要求ニ鑑ミ彼ノ歐洲ニ行ハル、労働保險制度ヲ斟酌シテ従事員ノ相互救済ヲ目的トスル組合ヲ組織シ依リテ以テ此目的ヲ遂行セントスルノ新制度ヲ建テタリ即チ政府ハ明治四十年四月勅令第百二十七號ヲ以テ鐵道院職員救済組合ニ關スル規定ヲ發表シ次テ遞信大臣ハ鐵道院職員救済組合規則ヲ公達シ同年五月ヨリ之ヲ實施シタリ

斯くの如くにして救済組合(今日の共済組合)は始めてわが鐵道に創設せられたのであるが、我國に於て完全なる保險組織の下に共済組合が設置せられたのはこれが始めてであつて、今日遞信、陸海軍、製鐵所、專賣局等の各官廳を始め民間の諸會社にあ

る共済組合は、大抵それより以後に出来たものである。この點に於てわが共済組合は、慥かに先驅者たる榮譽を荷ふものと云つてよい。

いま當時の規則に依り、救済組合の大要を記すれば、組合員は甲種（雇員以下の現業員にして加入の義務を有し、毎月給料月額百分ノ三を醸出するもの）乙種（前記以外の職員中在職六箇月を経過し、年齢十五歳以上五十歳以下のものにして任意組合に加入せるもの、毎月給料月額百分ノ五を醸出す）及丙種組合員（年齢十五歳に達せざる現業職員及在職六箇月を経過したるとき年齢五十歳を経過したる現業員これに屬し掛金を要せず）の三種に分かれ、此等組合員の掛金及政府より毎月甲種組合員に對し補給する給與金即ち給料月給の百分ノ二を以て資金とし、組合員中。（一）公務に依り負傷し又は死亡せる者に對し、療養料を支給するの外、傷害の程度如何に依り、給料二年六箇月分乃至六箇月分の傷痍救済金を給し。（二）公務以外の死亡者に對しては、死亡者の年齢、給料及組合加入期間の長短を斟酌し、死亡救済金を支給し又組合員五十五歳を超え脱退したるときは老衰救済金を支給したのである。而して中途組合を脱退し

たる者に對しては別に拂戻金の制度を設け、掛金總額の七割乃至九割に相當する金額を交付したのであるが、公務死亡者に對しては、傷痍救済金の外、死亡救済金又は老衰救済金若は拂戻金を支給したのである。然るに其後の實蹟に依れば、公傷者に對し一定額を支給することは、傷痍の輕重に依り斟酌するの餘地に乏しく、運用上不便が尠くないので、四十三年十二月症狀の如何に依り各等級の金額を相當伸縮し得る途を設け、次て四十五年二月、乙種組合員は甲種組合員の如く、格別なる危険の下に暴露せられざる爲め、傷痍救済金及療養料の支給を受くる機會尠く、従て從來の掛金は乙種組合員に對し過重であることが認められたので、掛金を百分ノ四に改むると共に公傷に對する救済を爲さざることとしたが、次て大正二年四月には乙種組合員の任意脱退を、同年九月には、戰時事變の際召集又は配屬せられた組合員の掛金免除を認むることとなつた。

救済組合は斯くの如くにして漸次發展したが、公傷者に對する療養費は意外の巨額に上り、組合經濟上憂慮すべき結果を生ずるに至つたのみならず、一方、これを組合

の救済に任せて置くことは、經費の關係上、十分なる治療を爲し得ない點もあつたので、海軍省の先例に倣ひ、大正三年六月、鐵道部内職員療養規則なるものを設け、業務上の傷痍に對する治療は、全然組合より分離し、總べて同規則の下に鐵道自身官費を以て支辨することとした。これが爲め、新たに再發治療、温泉療養の途を開く等治療を完全ならしめたことは云ふまでもなく、一面組合經濟に多大の剩餘金を生ずるに至り、後年組合をして、疾病、廢疾、遺族、災厄の各救済を爲す素地を造らしめたものと云つてよい。然り當時、共濟組合から公傷者の療養費を切離すことを爲し得なかつたら、今日われ／＼が見るやうな組合の發展は出來得なかつたであらう。この點に於て療養規則の設定は、共濟組合の發達史上、極めて重大な意義を持つて居るものである。

大正五年四月わが共濟組合は、始めて職員救済組合醫療規程なるものを制定した。この規程は、わが國に疾病保險が行はれた最初のものである。該規程に依れば、公務以外の傷病即ち感冒、肋膜炎、胃腸疾患の如き内科的疾患並外科的療法を要する傷痍

又は疾病に對し醫療金を支給するもので、其目的は傷病の初期に於て充分なる治療を施し治療を迅速ならしむると共に豫後を佳良ならしめ、併せて従業員の作業能率を恢復せしむるに在るのである。唯、何分新らしき施設に屬し、經濟上の懸念もあるところから支給に多少の制限を設け、一會計年度を通じ、醫療金の支給は六十日又入院治療は三十日を限度とし、原則として大體醫療實費の半額を支給することとしたのである。而してこれを共濟組合の規則中に入れないで單行規定としたのは、實施後の成績如何に依り、變更を重ねる必要があるであらう事を慮り、改正手續の簡易を期した爲めに外ならない。これと殆ど同時に共濟組合に於ても亦規則を一部改正したが、改正の要點としては、(一)官役職工人夫扶助令(以前の官役職工人夫死傷手当規則)及工場法の關係上、特に職務執行に基因せる疾病の救済を明確ならしめたること。(二)死亡救済金の受領範圍を擴張し、正當順位者なきときは内縁の妻又は其の子及死亡者の指定相続人及選定相続人に及ぼしたること。(三)新に責任準備金積立の制度を設けたること等が數へられる。

大正七年二月組合は更に規則の全體に亘り大改正を試みた。蓋し組合創立以來既に十有餘年を経過し、時勢の進運に伴はざるものが段々出來て來たからである。いま改正の要點を擧ぐれば、(一)名稱を鐵道院共濟組合と改め、(二)組合員を甲種(鐵道手及雇員以下の現業員より成り、加入義務を有し、掛金として毎月給料月額百分ノ三を醸出す、尤もこれに對しては政府より給料百分ノ二の補給金がある)乙種(甲種以外の職員にして任意加入せるもの、掛金として百分ノ五を醸出す)の二種とし、從來の傷痍救濟金を公傷救濟金と改め、公務死亡者即ち一等傷のものには給料二年六箇月分を給し、不具生存者中、その程度甚しきもの即ち二等傷及三等傷の者には特に給付金を増額し、最高は給料三箇年分とし、又別に毎年給料四箇月分乃至六箇月分に該當する終身年金の制度を設け、特に二等傷者に對してその選擇權を與へ、三等傷者の給付金を増額し從來の職員療養規程はその内容を擴張して共濟組合の規則中に編入し、疾病救濟金なるものを設け、醫療金は療養實費の半額を支給することとし、從來の支給期間六十日を九十日に延長し、新たに疾病手當金の制を開き、休業第七日目より六十日を

限度として日給の半額を支給し、以て所得不能者の困厄を救ひ、肺結核患者に對しては特にこれを保護し併せてその病毒の傳播を防止する爲め、特症金を給與して退職療養せしむることとし、死亡救濟金は從來の死亡率を重視せる生命保險主義を改めて最後の給料を標準とする一定金額主義を採用し、加入後一年を経過せる者は給料九箇月分、三年以上を経過せる者は一年分に相當する金額を給することとし、從來の拂戻金はこれを廢し代ふるに退職救濟金の制度を設け、退職の場合は、掛金の元利を基礎とする所定の救濟金を給與し、老衰救濟金はこれを養老救濟金と改め給付を厚くせるのみならず、毎年責任準備金を積立て猶ほ剩餘金ある場合は組合員の保護救濟に必要なる施設を爲し得ることとしたのである。其他、(一)公傷者中、傷痍の程度が輕微であつた爲め、公傷救濟金を受けなかつたものや、又はこれを受くるものでも、其後機能障害の程度が増進した爲め、上級の給付を受くべき事由發生せるものに對しては傷害の程度に應じ所定の給付を爲し得る事、(二)年金を受くる者退職後三年以内に死亡するときは給料一箇年に相當する金額を遺族に給すること、(三)從來組合員が自殺したとき

は死亡救済金を始め、其の他の給付をしないことになつて居たが、遺族救済の趣旨より云へば酷に失する嫌あるのみならず、民間保險會社の生命保險約款が漸次この種の制限を除去する趨勢に鑑み、救済金給付の途を開いたこと等は、同年の改正が試みた重要な事項と云はなければならぬ。公傷救済金の査定標準並傷痍等差例が設けられたのも亦此の時である。

八年七月組合は更らに公傷救済金の給付額が低額にして遺族及勞働不能者の生活を充分保障するに足らないことを認め、一般にこれを増額することとし、第一等傷の給料二年六箇月分を三年に、第二等傷の二年二箇月分乃至三年分を三年三箇月分乃至四年六箇月分に、第三等傷の一年二箇月分乃至二年分を一年九箇月分乃至三年分に、第四等傷の七箇月分乃至一箇年分を八箇月分乃至一年六箇月分に改め、第二等傷者に對する年金額、給料四箇月分乃至六箇月分を七箇月分乃至九箇月分に改め、疾病救済中法定傳染病に罹れる者は、醫療金の七割を支給すると共に、疾病手當金は該患者に限り醫療金を受けざる者でも差支ないこととし、又疾病手當金の支給始期は一般に休業

五日目に縮少し、新に産婦手當金なるものを設け、組合員中、分娩の爲め休業し、給料の支給を受けざる時は分娩前一週間、分娩後三週間を限り給料の半額を支給し、特症金に對しても相當増額を試みたのである。

大正九年四月組合は公傷、痲疾、退職、遺族の各給付に對し、年金制度を樹立すると共に組合規則に一大刷新を加えた。其後と雖も共濟組合の規則は部分的には屢は改正せられたけれども、現在施行せらるゝ規則はこの改正に依り大成せられたのであつて、勞働保險の各部門が組合の規則中に攝取せられたのも亦實にこの時であると云つてよい。その位、この改正は、共濟組合の沿革上、重要視せらるゝものである。同規則の内容は次章以下に於て説明する積りであるから、茲には詳述しないが、いま其の大意を擧ぐれば、從來使用せる「救済」なる文字は、共濟制度本來の性質上妥當を缺く嫌があるものでこれを「給付」と改め、且つ其の種類を公傷、痲疾、疾病、退職、遺族、災厄の六種とし、年金制度は、從來公傷救済の一部に限られて居たのを、範圍を擴張して公傷、退職、痲疾、遺族の各給付に及ぼし、給料月額三箇月分乃至九箇月分（退職年

金に在りては終身年金の外定期年金の制がある」とする事としたが、我國幾多の共済組合中、年金制度を採用したのはこれ亦國有鐵道を以て嚆矢とする。而して醫療金及休養金(舊規則の疾病手當金)は加入後十年未滿のものに對しては、一事業年度を通じ前者は百八十日以内、後者は百二十日以内の制限を附するも、其の他のものは總べて無制限と爲し、産婦金(舊規則の産婦手當金)の如き、其支給期間四週間であつたのを六週間に改め、從來の死亡救済金はこれを遺族一時金と改稱し、加入年數の長短に依り給料六箇月分乃至一年六箇月分を支給するの外、公務死亡者に對しては給料二箇月分、然らざる者に對しては同じく一箇月分に相當する葬祭金を給付するのみならず、新に災厄給付なるものを設け、組合員中、水火震災其の他非常の災厄に罹りたるときは、災害見舞金として給料二箇月分以内を、又組合員の同居の家族中、傷痍を受け若くは疾病に罹り引續き一箇月以上休養せるときは一會計年度中一回を限り家族見舞金として給料十日分を、同じく同居の家族中死亡せる者あるときは家族弔慰金として前同額の金員を支給することとした。斯くの如く給付の種類及給付額を増加せる結果、

組合の資金も勢ひ多額を要することゝなつたので、掛金を増徴する事とし、甲種組合員の掛金は從來の給料月額百分ノ三を百分ノ六に又乙種組合員の掛金は百分ノ五を百分ノ十一に改め、甲種組合員中、資格繼續に因り乙種組合員に轉じた者並乙種組合員中組合加入後五年を経過した者に對し公傷給付、疾病給付、災厄給付及遺族年金の支給を得ざる條件の下に掛金百分ノ七を選択し得る途を開くと共に、一面政府の補給金も從來の百分ノ二より百分ノ五に増額せられたのである。

廢疾年金を支給せらるべき疾病の種類亦この時を以て規定せられ遺族給付を受くべき者無き場合に於ける處分規程及公傷給付査定標準並傷痍等差例も同じくこの機會に於て改正せられた。

同年十二月更に本規則に改正を企て、(一)退職定期年金の制度を廢し、加入十五年を経過せる者は總べて終身年金を交付することとし、これと共に年齢四十歳の超過を必要とする從來の制限を撤廢し、(二)醫療金及休養金の支給期制限を除き、(三)退職一時金は従前に比し幾分の増額を行ひ、(四)遺族年金の額は從來給料三箇月分なりしを四箇月

分とし、加入後二十年を経過せる者に對しては給料四箇月を給したのを加入十五年以上短縮し、而かも給付額は五箇月分に増額し、(五)公傷給付中、第二等傷に該當する者は給料三箇月分乃至五箇月分なりしを四箇月分乃至六箇月分と改め、(六)公傷死亡者の葬祭金を給料三箇月分に増額し、(七)公傷一時金を受け、引續き職務に服する者、當該傷病に因り死亡したるときは遺族年金を給し得る途を開き、(八)年金を受け又は權利確定後年金を受けざる短命死亡者並五十五歳超過者並乙種組合員中掛金選擇者に對し夫々給付額を増額し、次て翌十年二月大正八年以前の公傷者で現行規則の一等傷及二等傷に該當し一時金の支給を受けたる者に對し、機能障害の現狀如何に依り、百二十圓若くは八十四圓の終身年金を交付することとし、翌三月遺族給付の處分に關する規定中に、組合員死亡當時其の家にある年齢二十歳未滿にして結婚したる遺子及年齢二十歳以上の遺子等を新に加へ、又四月刑事裁判又は懲戒處分に因り官職を免せられた者に對する給付の査定標準を定め同十月には鐵道手及雇員中現業員以外の職務に轉じたるため組合を脱したる者にして引續き在職せる職員に對し同年中に再加入せる者に

限り前加入期間通算の途を開き、更に翌年六月には單行達を以て職業的疾患の種類及其取扱方を規定したが、これらは何れも組合規則の完璧を期する當局者の努力を物語るものであらねばならぬ。

共済組合の規則は如上の沿革を経て次第に完全に赴いたのであるが、爾來經驗を重ねるに従ひ、猶ほ不備の點あることを發見したのと、いま一つは國有鐵道現業委員會開設以來、組合員の體驗に基く切實なる要求とは、相俟つて組合規則の改正を促したのである。殊に、現業委員會の意見が、組合經濟の許す範圍内に於て着々採擇せられたと云ふことは、委員會の意見それ自體が極めて妥當且適切であつたことを立證すると共に組合員の希望が現業委員會を通じて組合の上に働くことを意味するものでなく何であらう。この事は、共済組合の上から云つてもまた現業委員會の上から云つても輕々に看過することの出來ぬ一大事相である。いま大正十一年十月以降、組合規則中改正せられた要點を擧ぐれば左の通である。

一、疾病其の他の事由に依り、給料を受けざる時又はこれを受くるも掛金額に達し

ないときは、次回受領の際支拂ふことに規定されて居たが、本人の請求ある場合は、一箇月宛月賦拂ひを爲し得るやうにし、未拂掛金の支拂を容易ならしめたこと

二、組合附屬事業(購買、貸付)の漸次發展するに伴ひ、組合員は未拂掛金の外、組合に對し支拂ふべき金額を生じ易いのであるが、これ等は毎月給料から控除徴収することになつて居るけれども完済しないうちに脱退する者もあるから、此等の組合員に對しては給付金の内より控除徴収する途を開きたること

三、年金は在職中支給せざる旨を規則に明示したること

四、休養金は、醫療金を受くる者に限り支給するを原則とし唯法定傳染病及トラホームに罹り官費治療を受くる者に限り支給することとなつて居たが、市町村費其の他私立病院等に於て治療を受けたる場合及船舶従事員が商法の規定に依り醫療を受けたる場合にも支給する途を開きたること

五、傳染病の回復期間に對しても休養金支給の規定を設けたること

六、從來の規則に依れば、組合員の脱退が自己の便宜に因らざる場合に於て、給付額が掛金總額に達しないときは總べて掛金總額まで切上ぐることになつて居たが乙種組合員の掛金中には、甲種組合員に對する政府補給金と同一の資源に充當せらるゝものがあるから、甲種組合員との權衡上、甲種組合員としての掛金額迄支給することに改めたること

七、遺族一時金の區分を増加し、加入六箇年を経過したものに對しては給料一年三箇月分を支給すると共に、掛金百分ノ七を選択せる乙種組合員の公務死亡に對し、新に遺族一時金を支給する途を開き、遺族救濟の趣旨を徹底せしめたること

八、年金受領者中短命なる者に對し支給條件たる一定期間及給付額に就き、擴張増額したること

九、組合員死亡當時、遺族年金の順位者あるも、該順位者短期間に死亡、離婚其の他の事由に依り權利を喪失したときは、該年金の三年分より既給額を控除し、殘額に付死亡者の爲めに處分し得る規定を設けたること(以上大正十一年十月改正)

十、年金額算定の場合、圓位未滿の端數を生じたときは、之れを圓位に切上げ Round number としたること

十一、公傷年金、廢疾年金及退職年金の受給者にして、退職の日より五年以内に請求するときは、事業資金に充當するものと認めたる場合に限り、該年金の五年分より既給額を控除した残額に對し、年七分の複利を以て割引した一時金を支給し事業經營の資源を得せしめたること

十二、死亡せる組合員の妻子にして現に遺族年金を受くる者若くは將來受くべき者が組合員の家より分家し又は分家する者に伴ひ、その家に入りたる者に對しては、年金權を喪はざることとし、從來往々寡婦等を分家せしめて年金權を喪失せしめ、自ら年金權者となりたる舅姑の奸計を防止し、遺族救濟の實を全うしたること

(以上大正十三年十月改正)

第二章 組合員の資格及種類

國有鐵道共濟組合(以下單に共濟組合又は組合と云ふ)は、鐵道従事員の保護救濟を目的とするものであるから、苟くも國有鐵道の従事員である以上は、誰でも共濟組合となることを得るのであるが、唯或種のものには組合員たることが出来ない。(規)それは事務の都合上(1)一時使用する臨時雇又は臨時人夫の如きもの(2)將來永く使用する考ではあるが、本人の性質や智能が充分解からぬ爲め、取敢へず試験的に採用する雇傭の如きもの及(3)俸給令又は給料支給規程に依る俸給々料を受くる者で無く、手當若は賞與等の形式に於て報酬を受くる囑託、並(4)外國人等の類で、勤務關係が不確定の性質を有するものか、然らざれば風俗習慣若くは思想を異にする關係上、長期間に亘り組合員として相互扶助の義務を行ふに不適當な状態にあるものである。

組合員を分つと甲種組合員と乙種組合員の二種となる。

(一)甲種組合員 甲種組合員は鐵道に就職すると同時に組合に加入することを強制せら

るゝもので、これに屬するものは鐵道手雇員以下の現業員である。(規4) 現業員とは主として肉體的勞働に従事する者若くはこれに類似した勤務に従事する者で、鐵道で云へば、本省以外の個所に勤務するものが、大體これに該當する譯であるが、同じ現業員でも判任官以上のものは、甲種組合員たる資格が無い。本省勤務のものでも、勤務の性質が現業に類するもの、及修學の都合上一時籍を本省に置くけれども卒業と共に再び現業に轉ずる教習所生徒の如きものは、何れも現業員と見做され、雇員以下のものは組合への加入を強制せられて居る。即ち、本省所屬の傭人(雇員にして鐵道省教習所生徒たる者並守衛長、守衛副長、守衛、自動車運轉手、同助手、看護婦長、看護婦の職に在る者)並各局所々屬の鐵道手、雇員及傭人は總べて甲種組合員である。(施2) これ等の職員は、業務の性質上危險に遭遇する機會多く、又過勞の爲め、不知不識の間に健康を害し、疾病に罹り易く、延いて老衰期を早め、勞働力を減少する傾向を有するから、特にこれを保護する爲め、共濟組合の加入を強制すると共に、政府に於ても掛金の約半額を補助し、生活の保障を與ふることゝなつて居る。これを組合

では一つに強制加入者と云つて居る。

(二) 乙種組合員 乙種組合員とは一に任意加入者と稱し(1)判任官以上の職員及現業以外の職務に従事する雇員中、本人の希望に依り組合に加入せる者及(2)甲種組合員中任官又は現業以外の職務に轉じた者が、組合員たる資格を繼續する意志を表示したるものより成つて居る。(規4) 乙種組合員となるには加入申込書に健康診斷書を添付し、組合の統理者たる鐵道大臣の承認を受けなければならない。甲種組合員は就職加入の際嚴重なる身體検査をするからいゝが、乙種組合員は隨時加入又は脱退するの自由を有し、(尤も脱退の場合には加入又は資格繼續後一年と云ふ制限はあるが)就職と同時に加入することを條件とせざる爲め、勢ひ保険を必要とする弱體者又は罹病者の加入を多からしめ、組合の經濟を薄弱ならしむる虞があるので、特に斯くの如き制限を設けて危険分子の侵入を防止したのである。元來生命保険なるものは——共濟組合の殆ど全部は生命保険である——必ずしも健康體の者のみを基礎として、死亡率を算出したものではないのであるが、被保險者の加入を自然に放任するときは、勢ひ不健康者の巢窟と

なり、事業の基礎を危くするから、弱體者保險 (Insurance for impaired lives) の如く特に虚弱者のみを保險するものか又は簡易生命保險 (Industrial Insurance) の如く加入後所定の年數を経過せざるうちに死亡する場合は單に保險料を返還するに止まるものを除けば、申込の際、何れも精密なる醫學的選擇 (Medical selection) を行ひ、其の者の現症及既往症は勿論、性質、^{フアミリーヒストリー}血脈、職業、年齢、性別、財産等を調査し、惡危険の侵入を防止して居る。共濟組合に於ては保險會社の如く精細なる検査をする必要はないが、現症、及既往症に就きては、充分なる検査をなし、現に病氣中のものは恢復するまで加入の承認を延期し、既に恢復せる者と雖も疾病の種類に依り再發又は續發の虞ある者は相當期間加入を拒絶することを要する。然し、これは新に乙種組合員となる場合のことで、甲種組合員が任官又は非現業職務に轉じた結果、乙種組合員となる場合は其の必要無く、單に本人が資格繼續の意思表示をすればよい (規6) 加入申込者が組合員たる資格を得る時は大臣の承認があつた時で、其の年月日は組合から本人に通知することになつて居る (大正九年四月通報) 乙種組合員には政府の補助が無いから、組合員自身

に於て掛金の全部を負擔しなければならない。

組合員が組合を脱退するのは、左の場合に限られて居る。(規6)

- (1) 死亡したるとき
- (2) 退官又は退職したるとき
- (3) 鐵道以外の官廳に轉勤したるとき
- (4) 休職となりたるとき
- (5) 甲種組合員に在りては任官し又は現業以外の職務に轉じたるとき
- (6) 乙種組合員に在りては組合加入後又は資格繼續後一年以上を経過したる者が脱退の意思を表示したるとき
- (7) 臨時雇傭、試雇傭、囑託、無給者又は外國人となりたるとき

即ち組合員の脱退は、鐵道の職を去るか又は組合員の資格に欠缺を生じたる場合で在職中の脱退は、甲種組合員に在りては任官又は非現業職務に轉じたるもの、及組合加入又は資格繼續後一年を経過せる乙種組合員に限られて居る。日本人が外國人とな

つたときは、無論組合を脱退することとなるが、それはどう云ふ場合かと云ふに國籍法に規定してある。例へば日本人が外國人の妻となり夫の國籍を取得したるとき。婚姻又は養子縁組に因り日本の國籍を取得した者が離婚又は離縁の場合に於て舊本國の國籍を回復したるとき、日本人たる子が外國人たる父又は母に認知せられ其國の國籍を取得したるとき、外國に歸化したるとき、日本の國籍を離脱したるとき、日本の國籍を失ひたる者の妻子が夫又は父母に従ひて外國の國籍を取得したるとき等である。

甲種組合員が任官し又は現業以外の職務に轉じたときは、組合を脱退するのであるが、此場合に於て組合に對し引續き組合員たる資格を繼續する旨申出でたるときは、組合員の資格を繼續するのである。但しこの場合に於ては任官又は非現業職務に轉勤したときより乙種組合員たる身分を取得することは言を俟たない。(規4)

第四章 掛 金

組合員は組合より受くべき給付の費用に充つる爲め、毎月組合に掛金を支拂ふことになつて居る。其の額は、甲種組合員は給料月額百分ノ六、乙種組合員は同じく其の百分ノ十一である。(規9)そして甲種組合員に對しては政府から別に給料月額百分ノ五に相當する金額を補助することになつて居る。なほ其の外に選擇加入者と云つて給料月額百分ノ七の掛金をする乙種組合員があるが、この掛金を選擇し得るものは、甲種組合員から乙種組合員に轉じたる者、及最初から乙種組合員として組合に加入し、加入後五年を経過した者である。(規9)選擇加入者を認めたる理由は、甲種組合員中、任官又は非現業職務に轉じた者のうちには、引續き組合に加入し、或種の給付を受くることを希望する者もあるべく、殊に相當期間組合に加入して掛金を納付し、今暫くの處で退職年金受領の資格を生ずる者の如きは一層組合に殘留することを欲するであらうが、乙種組合員の掛金は甲種組合員の殆ど倍額に當り、負擔大なるが爲め、心

ならずも資格繼續の意志を抛棄して組合を脱退する者が無いとも云へない。そこで之を救済する意味から選擇加入の便法を設け、組合の給付中、本人にとり比較的重要ならざる公傷、疾病、災厄、遺族(一時金を除く)の諸給付を支給しないと云ふ條件の下に低廉なる掛金の選擇を許したのである。(規16)反之、乙種組合員は當初より百分ノ十一の掛金を承知して組合に加入したものであるから、一見斯くの如き便法に浴せしむる必要がないやうであるが、長日月の間には生活状態の變動により、事實百分ノ十一の掛金を負擔するに堪えざるが如き事情も起ることがあらうし、又組合に五年も加入せる者に對しては、假令疾病其他の事由に依り、組合から莫大な給付を支給した事があるとしても、差引勘定して猶ほ退職、廢疾の二給付及遺族一時金に對する資源を支辨し得る計算となるから、組合加入後五年を経過した乙種組合員には、資格繼續者同様、何時にても掛金の選擇を爲し得ることとしたのである。

組合の掛金は給料を基本として居る。従て年功加給、出札勤務手當、機關車乗務員手當の如きものは給料でないから、掛金算出の基礎には入れないのである。日給者の給料月額、月の大小によつて差異があるが、毎月掛金を變動さすと云ふことは、手數でもあれば誤算を生ずる虞もあるから便宜上これを一定して置く必要がある。そこで組合では、日給者の給料月額は日給三十日分と云ふことになつて居る。(規10)特別の勞務又は臨時の事由に依り給料の支給額に増減を生ずることがあつても、それが爲めに掛金額は變更しない。(規10)従て時間外勤務による増務給や、病氣缺勤又は懲戒處分等に依る減給は掛金に影響しないのである。換言すれば、掛金は總て辭令面にあらはれたる俸給々料を満足に受くるものと見て算出するのである。故に月末に就職した月給者や一箇月以上缺勤した日給者は、事實一厘も支給を受けざるに拘らず、掛金は一箇月分を納めねばならない。身分變更又は昇給の結果、給料に異動を生じた場合は、其翌月から掛金を改定することになつて居る。(規12)従て其の月の掛金は總べて前月末日の給料により算出(加入の當月に限り加入當日の掛金による)すると云ふこととなるが、これも亦計算上の便利から設けられた規定である。又掛金を算定した場合に於て其金額に錢位未滿の端數が出来たときは、四捨五入することになつて居る。

(規10)

掛金は、組合員が毎月鐵道省より受くる俸給々料から支拂ふのであるが、(施21)工場勤務の傭人や建設事務所勤務の職工人夫の如く、毎月二回以上に分割して給料を受くるものは、第一回るときに支拂ふのである。(施22)組合員が病氣缺勤其他の事由で一箇月以上給料を受けない場合や又は假令受けても其の額が掛金に満たないやうな場合は、次回受領のとき、其の月分の掛金と共に支拂はなければならぬけれど、若し數箇月も缺勤して掛金が滞り一時に支拂ふ事が困難であるときは、本人の希望により一箇月宛分納してもよい。(規11)戦時事變の際、組合員が在職の儘、軍人として召集せられ又は非戦闘員として軍に配屬する場合は、所謂身を挺して國家の急に赴くものであるから、後顧の憂無からしむる爲め、特に掛金を免除することになつて居る。尤も召集並配屬の當月及復職の當月は徴收せられる。(大正九年四、) (通報)

共済組合の掛金は生命保險會社の保險料に該當するものであるが、其の額が會社の保險料に比し著しく低廉であることは少しく説明をして置く必要があると思ふ。一體

保險會社の保險料 (Premium) は純保險料 (Net premium) と附加保險料 (Loading) の二種から成立つて居るものであるが、純保險料とは保險金(組合で云へば給付)の支拂をするに必要なる資源を爲すもので、保險金、危険率及豫定利率を基礎とし、算出せられたる被保險者一人當りの豫定割當額である。例へば内閣統計局表(男子)に依れば、満二十歳のもの六萬九千七百六十六人中、一年を経過する間に死亡する數は五百七十二人であるから、其の死亡率は $\frac{572}{69716}$ 即ち、〇〇八二一である。故に若し満二十歳の者に對し一年間千圓の死亡保險を附するとせば、一人當り八圓二十一錢の保險料を徴すればよいことになる筈である。然し保險料は通常契約の際拂込るゝけれど保險金は死亡者の生ずる都度支拂はるゝが故に、その間、會社は保險料を預かる形となる譯であるから、會社が保險料を算定するには、資金運用上實收の見込ある利息を豫定し、相當の割合で割引をせねばならない。この割引の割合を豫定利率 (Rate of interest) と云ふのであるが、若し豫定利率を年六分として計算すれば、死亡の時期は一々異つて居ても平均一年の半ばに於て死亡する勘定になるから、保險契約の際、被保險者の支拂

ふべき保険料は結局七圓九十七錢でよいことになる。この七圓九十七錢は、満二十歳の男子が一箇年に於ける千圓の純保険料に該當する譯である。(尤も生命保険や共済組合は長期間の保険を常にし、殊に共済組合に於ては傷病、退職、廢疾、死亡等の場合や年金制度に關する點を考ねばならぬから、計算は非常に複雑であるが、純保険料の概念を知るには必要がないから、これらの算出法は省略することとする)しかし保險會社が自己の營業を經營して行くには、この外、安全割掛費を始め重役及使用人の給料、賞與、保險募集費、保険料徴收費、事務所建築費の利子及償却費、用品費、株主配當金等に要する諸費を被保險者に賦課せなければならぬ。附加保険料とは純保険料に附加せらるゝ如上諸費の割當を云ふもので、其の額は、通常純保険料の二割乃至四割であると思へば間違いない。世人が俗に保険料と云つて會社に納めて居るものは乃ちこの二者を合計せるもの、即ち表定保険料 (tariff premiums) 又は會社保険料 (Office premiums) を云ふものである。共済組合の保険料は政府に於て約半額を負擔するのみならず、事業經營に要する一切の費用は鐵道に於て負擔するから、組合員は現

在の掛金を出す丈で済むが、若し、民間の保險會社がこれを経営するものと思へば、
保険料は、現在の約三倍即ち給料月額ノ百分ノ十八を要する計算となるのである。

第五章 給 付

第一節 總 說

共済組合員が組合より受くる給付は、公傷、廢疾、疾病、退職、遺族及災厄の六種で(規14)之を細別すると公傷給付は公傷年金及同一時金に、廢疾給付は廢疾年金及特症金に、疾病給付は醫療金、休養金及産婦金に、退職給付は退職年金、同一時金に、遺族給付は遺族年金、同一時金及葬祭金に、又災厄給付は災害見舞金、家族見舞金及家族弔慰金に充かれて居て、事故發生の際はこれに該當する給付を受くることになつて居る。従て給付の事由が併發したときは、給付も亦併給することを原則とするが、唯廢疾年金と退職給付とは併給しない。(規15)故に組合員が兩者を受くる資格を有する場合に於て若し其の者の受くべき廢疾年金の額が、退職年金のそれよりも少くないときは退職年金の額を廢疾年金として支給するのである。(規15)例へば、組合加入後二十年を經過した職員が、疾病の結果廢疾となり、退職したとする。そしてこの組合員の受

くべき廢疾年金額が給料三箇月分であるとすると、退職年金額の給料四箇月分に比し一箇月少ないことになるから、斯くの如き場合は廢疾年金の名義で給料四箇月分の年金を給するのである、又公傷年金と退職年金とは無論併給するが、若し其の併給額が該組合員の給料年額より多いときは、給料年額を限度とし、公傷年金の名に於て支給する。(規15)即ち業務上の傷病に因り第一等傷に該當する機能障害を残して退職せる組合員が、組合加入後二十年を經過せるものなるときは、公傷年金として給料九箇月分退職年金として給料四箇月分を受くる譯であるが、これを合算すると十三箇月分となり、給料年額を超過するから、斯う言ふ様な場合は、給料月額十二箇月分を公傷年金として支給するのである。退職給付と廢疾年金とは給付の事由を異にして居るけれど、均しく退職後の生活保障を意味するものであるから、二重に交付する必要を認めないが、公傷給付の場合は廢疾年金と異り、賠償(Compensation)の觀念が基礎となつて居て、退職給付とは全然給付の目的が違つて居るからこれを併給するのである。併し、組合員の所得以上に支給をすることは、損害の填補を目的とする一般保險の性質に反するの

で、其者の給料年額に止めた譯である。以上の給付は組合員である限り、事故發生の場合には必ず支給せらるゝのであるが、唯百分ノ七の掛金を選擇する乙種組合員に對しては、廢疾、退職の二給付及遺族一時金しか支給せられない事になつて居る。(規16)選擇加入者の掛金は一般組合員より少額であるから給付の種類も亦少くないのである。

給付は、所得の減失又は減少を補填することを目的とするものであるから、組合員の所得たる給料を基本とすべきことは勿論であるが、其の給料は何時の給料を基本とするかと云ふに、それは給付の事由發生當時の掛金の標準たる給料を云ふのである。

(規17) 給付の事由發生のときは、組合より給付を受くべき要件の具備したときで、退職年金に就きて云へば組合加入後十五年を經過して脱退せるとき、又第三等の公傷年金なれば、職務執行上傷痍を蒙り第三等傷に該當せる機能障害を貽して退職せるときであるが(大正九年四月通報八)掛金は總べて前月末日の給料によるのであるから、給付の事由發生當時の掛金の標準たる給料と云へば即ち給付の事由が發生せる前月末日現在の給料を指稱することとなるのである。従て退職の當月に昇給した給料の如きは給付額算

定の給料とはなり得ないのである。これは一寸考へると甚だ不合理のやうであるけれど組合の給付は掛金を基礎として算出する以上、已むを得ざることゝ云はねばならない。尤も組合加入の當日に於て給付の事由發生した場合は、加入當日の掛金を標準とする給料であることは勿論である。これらの給付額を算定する場合に於て、日給者の月給額を定むるには月の大小に拘らず、日給の三十日分を一箇月の額と定め、其の十二倍を以て一箇年の額とし、月給者にあつては月給の三十分ノ一を以て一日分の額とするのであるが、(規18)其の場合に錢位未滿の端數を生じたときは掛金のごときと同様四捨五入することゝなつて居る。(規19)こゝで一寸注意して置きたいのは、月給者の日額を算定する方法である。例へば月給六十二圓を受くる組合員の日給七日分を算出するにはまづ其の者の日額二圓七錢(錢位以下四捨五入)を定めそれを七倍するのであつて $(60 \times 7) + 30$ と云ふ計算ではない。

給付の形式には公傷一時金、特症金又は遺族一時金等の如く一回の給付を以て完了する一時金制(Lump-sum system)のものと公傷年金、廢疾年金又は遺族年金の如く年

々定額を支給する年金制 (Pension system) のものとの二種がある。其區別は從業不能の状態が一時的なるもの若くは其の災厄が比較的輕微で、將來に亘り生活の保障を要しないものには、一時金を支給し、從業不能の状態が永久的であるか、然らざるも災厄又は長期の勤勞に因り著しく勞働能力を喪失し、永く生活の保障を將來に必要とするものには年金を支給するのである。故に一時金の給付には必ずしも本人の退官退職を要件としないが、年金の支給には、現實に給料の支給を受けないと云ふことを前提とする。従て年金受給の権利が退職前に發生する場合と雖も、年金の現實支給は、必ず本人が給料の支給を得けざる時、即ち退官退職又は死亡の翌月より開始するのである。

(規21) 年金の支給を受くる者が再び鐵道に就職した場合に於て、在職中年金の支給をしないのも亦この理に外ならない。(規21の2)

疾病、死亡其他の事由に依り給付を受くべき要件が具備したときは、組合員若くは其の遺族は給付金請求書に所定の證據書類を添付し、所屬長を経て鐵道大臣に提出しなければならぬ。(規23 施7) この請求書は形式から云ふと給付金額の決定を求むるや

うに考へられる場合もあるが、其内容は受給権の存否に就き確定を仰ぐ行爲である。換言すれば給付を受くる権利は大臣の裁定を俟つて始めて確定するのである。大臣が請求書を審査して其事實を認むるときは、給付金額を本人に通知し、一時金なれば直ちに支拂を爲し。(施18) 年金なれば年金證書を本人に交付する。(施11) 年金證書は年金支拂の場合を初め年金額改定(公傷年金や廢疾年金は、機能障害の増進又は減少に依り年金額を増減する場合がある) 改氏名、死亡、轉給等の場合に組合に示し又は返納する必要があるから(施10, 11, 13, 14, 16) これを保存して置かなければならぬ。若し水火盜難其他の事由に依り證書を亡失したときは、速かに大臣に届出で、該證書の謄本を受くることを要する。(施15) 總て年金は月割計算により、毎年四月、七月、十月及一月の四回に前三箇月分を支給すること、なつて居るから、(規22) 年金受給者は其の時期に於て、請求しなければならぬ。(施12) 尤も死亡其他の爲め権利が消滅した場合に於て、如何に拘らず請求することが出来る。(規22)

組合員又は其の遺族が給付に關し最も注意を要することは給付の請求期間である。

共済組合の給付は、給付の事由發生の日より三年以内に請求せねばならぬ。(規23) といつまでも組合員の権利を不確定の状態に置くこととは組合事務の整理上面白ろからざるのみならず、時日の経過は給付の決定に必要な證據の湮滅する虞があるので一日も早く處理することを必要とする關係上、一面、家督相續の場合や、後見人選定の場合などを考慮して、斯くの如き制限を設けたのである、この期間は除斥期間であるから、時効の如く中斷若くは中止することなく、給付の事由發生後三年を経過すれば、給付請求権は當然消滅することとなるのである。例へば大正十三年四月十二日公務執行中、負傷し、療養の結果、同年十二月二十日第三等傷に該當する機能障害を貽して退職したとせば、民法の期間計算法に依り、給付の事由が發生した日、詳しく云へば給付の要件が完成した日である大正十三年十二月二十日の翌日、即ち大正十三年十二月二十一日より起算して、三年後に於ける起算日の應當日の前日たる大正十六年十二月二十日中に請求書類が鐵道官署に到達しなければいけない。故にもし請求者が所在不明の場合に於て、失踪の宣告を待つて居ては請求期間が経過する虞があること

きは、その者に夫、親權者又は後見人の如き財産管理權ある法定代理人あるときは法定代理人より、これらの法定代理人なき場合若くは不在者が財産管理人を定めて置かなかつたときには利害關係者より區裁判所に請求して財産管理人を設け、その者より請求せしめねばならぬ。毎支給期に給與せらるる年金の支拂に對する請求權は、給付決定の場合と異り、年金受給權より派生する支分權であるから、民法第六十九條の消滅時効が準用せられ、權利發生後五年間請求せざるときは消滅するのである。この場合に於ても、請求者不在のときは請求者の權利を保護する爲め、矢張り財産管理人より請求することが必要である。

組合員が組合に對し支拂ふべき債務あるときは、組合より受くる給付金から差引かるゝことになつて居る。(規20) 例へば組合員が病氣缺勤の爲め給料の支給を受けざるときは、次回受領の給料から支拂ふ(規11) ののであるが、それが數箇月も繼續して後、組合員が死亡したり又は脱退するやうな場合は、組合より支給すべき脱退、公傷、廢疾、遺族等の給付金より控除するのである。それから組合は附屬事業として貸付部や

購買部を設け、金員の貸付及生活必需品の廉價供給をして居るから、組合員中には購買部や貸付部に對して金錢上の債務を持つて居るものがある。これらの債務は、通常鐵道より受くる俸給々料から控除徴收することになつて居るけれども(大正七年八月達國有鐵道共濟組合貸付部規程六、七)債務を完了せずして死亡又は脱退したやうな場合は、前同様給付から控除する。尤組合員の受くる給付額が債務を完済するに足らざるときは、組合は、更に本人に就き殘額の取立を爲し得ることは言を俟たない。

組合員に對する給付は、給付の要件が具備する以上、全部支給することを原則とするが、唯組合員にして、犯罪に因り死亡し又は懲戒處分若しくは刑事裁判に因り官職を免せられたるときは、情狀の如何に依り給付の全部若しくは一部を支給せざることがある。それは規則第二十四條の懲戒規定である。(規程)犯罪に因り死亡したるときは、死刑に處せられたる場合のみで無く、他人と決闘して殺されたる場合の如き、犯罪行為に依り死を招きたる場合も含んで居る。懲戒處分による免官免職とは文官懲戒令(明治三三、三勅令第六三號)鐵道部内雇員懲戒規則(明治四二、一勅令第八二號)等に依る免官免職を云ふもので、所謂

諭旨免職の如きものは、懲戒處分に因るものでないから、當然この内には包含せられないものと解する。又刑事裁判に因る免官とは禁錮以上の刑に處らせられたる爲め失官となつたやうな場合を云ふものである。共濟組合はこれ等の組合員に對して斯くの如き懲戒規定を強うることは固より本旨とするところで無いが、公序良俗に反する行為に對しては特にこれを保護する必要無く、且又組合員の自重心を助長することは組合經濟上最も望まじきことであるから、かくの如き規定を設け、違法性の甚しきものに對しては給付の全部又は一部を支給しないのである。唯こゝに問題となるのは該懲戒規定の適用を受くる給付は、犯罪に因り死亡し又は懲戒處分若しくは刑事裁判に因り免官免職となりたる行為と直接關係あるものに限るかどうかと云ふことである。例へば出札掛が病氣の爲め缺勤加療中、乗車券の賣上代金を費消した事實が發覺して懲戒免雇となりたる場合に於て、本人の受くべき退職給付は懲戒處分に因る免雇の結果であるから、該懲戒規定を適用することが出来るけれども疾病給付にまでこれを適用し得るや否や、と云ふことは、解釋上議論が無いでは無い。しかし自分の解する所によれ

は該懲戒規定の對象とするところは、犯罪に因る死亡又は懲戒處分若しくは刑事裁判に因る免官免職の原因たる行爲であるから、對象以外の事實に基く給付に就き同法を適用するが如きは、全然規定の要求せざるところと云はねばならない。従てその適用には違法性行爲と給付との間に因果關係の存在することを前提としなければならぬ。いま給付の一部を支給する場合の標準を記すれば左の通である。

(1) 刑事裁判又ハ懲戒處分ニ因リ其ノ官職ヲ免セラレタル者ニシテ退職一時金ヲ給スル場合ハ左ノ各號ニ依ル

- a 過失ニ基ク犯罪又ハ過失行爲ニ對スル懲戒處分ニ因ル場合ハ其輕重ニ依リ自己ノ便宜ニ因リ脱退シタル者ノ受クヘキ退職一時金ノ十分ノ八乃至十分ノ十
- b 前號以外ノ犯罪又ハ前號以外ノ懲戒處分ニ因ル場合ハ其ノ情狀ニ依リ自己ノ便宜ニ因リ脱退シタル者ノ受クヘキ退職一時金ノ十分ノ五乃至十分ノ七

(2) 退職一時金以外ノ給付ニ關スル場合ハ其ノ都度經伺ノ上決定スルコト

なほ二十四條につきては注意すべき二三の要點がある(一同條は組合員に對する支給

規定であるから、既に組合を脱退した者に對しては全然適用せられない。故に現在年金を受くるものが犯罪に因り死亡した場合は勿論、乙種組合員の如く加入十五年を経過して任意組合を脱退し、退職年金受給の權利を有する者が引續き鐵道に在職中、懲戒處分に依り免職せらるゝ場合に於ても同條の適用は決して受けないのである。(二)又年金受給者が再び鐵道に就職し、組合に再加入後、同條に該當するが如き行爲又は處分があるときは、これと因果關係ある給付に就きては同條の適用を受くることがあつても、再加入前の年金には適用されないものと解する。それは、同條が權利發生の場合のみを云爲し發生後の權利に就きては、何等規定して居ないからである。

本章を終るに當り一應説明して置かねばならぬことは、公傷年金、癱疾年金若しくは退職年金を受くる者が、生活の安定を得るが爲め事業經營上資金の必要あるときは、退職後五年以内の者に限り、年金五年分より既に支給せる分を控除した殘額に付、利率年七分の複利を以て割引せる金額の前渡しを受け得る事である。(規則の3)元來此等の恒久的所得不能者に對し、救濟金を一時に交付することは、後日何等かの事由に因り

給付金を無くした場合、直ちに生活の資源を喪ふこととなり、保護の目的を完うすることが出来ぬから、各國の勞働保險に於ては、伊太利の災害保險法等一二を除くの外何れも年金制を採用し、所得不能の状態が繼續する限り、年々一定の収入を與へ、全然これを一時金に振替へること(Abfindung)は年金が極めて少額であるか又は外國に移住する等特種の場合に限られて居る。この點から云ふと、年金前渡制度は、一寸面白くないやうであるけれども、これ等の年金受給者が事業を營む爲め資金を要するも、他に之れを得るの途無きときは、已むなく高利の金を借りて苦むやうな事も出来ないと限らないから、斯くの如き場合は、寧ろ年金前渡制に依り、組合經濟の許す範圍内に於て、年金を一時に交付した方がよいのである。唯これを公傷、癱疾、退職の年金受給者に限り、遺族年金の受給者を除外したのは、後者には、年齢其の他の關係上營業不適者が多いのと、今一つは、年金の轉給を認むる爲め、(規則45、46、49)前渡しを許すときは、死亡其の他の場合、種々面倒なる事件が生ずることを慮れたからに過ぎない。それから前渡に關する制限であるが、公傷、癱疾、退職の各年金受給者は、

退職後六年(公傷年金は七年)以内なれば、何時死んでも年金六年分(公傷年金は七年)に相當する金額だけは、受取れることになつて居るから、六年分迄は前渡ししてもよい譯であるが、本人が死亡したときは、遺族に於て葬祭費を始め種々な費用を要するから、其の場合に一時金を支給し得る餘地を存する爲め、公傷年金に在りては、二年分を、又癱疾年金退職年金にありては各一年分を削除し、各年金五年分を以て前渡金の最大限度としたのである。

年金は、在職者に支給しない規定になつて居るから、年金の前渡しを受けた者が、退職後五年以内に再就職したときは、再就職以後の分に屬する前渡金は、當然組合に返納しなければならない。又年金の前渡しを受けた者でも、退職後五年を経過すれば前渡金の期間が完了することになるから、再び年金の支給を受くることになるのである。従て外國の勞働保險に見る元本濟清(Abfindung)の如く、一時金の給付に依り、永久に年金權を喪ふやうなことが無いのは、年金前渡制の一特色と見てよい。

年金前渡金が、該前渡金の基本たる或る期間の年金總額より、利率年七分の複利を

以て割引した額であることは、既に述べた通りである。例へば退職年金百圓を受くる者が退職後直ちに年金前渡金を請求するとせば、その者の受くる額は、五年分の年金總額五百圓から、年七分の複利七十九圓三十七錢を差引した殘額四百二十圓六十三錢である。この七十九圓三十七錢は、四百二十圓六十三錢に對する五年間の利子に該當するもので、若し、四百二十圓六十三錢を年七分の複利で運轉するとせば五年間には五百圓となるのであるから、今後五年間に交付せらるべき年金を一時に受取る場合には四百二十圓六十三錢でよい譯である。この事は前渡金を返還する場合も同様である。終に共済組合に於ける給付の種類及其大要を表示すれば左の表である。

共済組合給付一覽表

種別其他	等級及金額	
	等級	金額
公債	一等	一級給料九箇月分
	二等	一級給料六箇月分
年金	一等	一級給料九箇月分
	二等	一級給料六箇月分
種別其他	一等	一級給料九箇月分
	二等	一級給料六箇月分

遺族給		退職給付		疾病給付			廢疾給付		給付
一時金	年金	一時金	年金	産婦金	休養金	醫療金	特症金	年金	一時金
加入後一年以内給料六箇月分	加入後一年以内給料六箇月分	加入後十五年以内給料四箇月分	加入後十五年以内給料四箇月分	給料ノ半額	給料ノ半額	醫療費用ノ半額	加入後一年經過給料三箇月分	一等 一級給料六箇月分	三等 六級ニ區分ス
加入後六年以内給料一年六箇月分	加入後六年以内給料一年六箇月分	加入後十五年經過給料三箇月分	加入後二十年經過給料四箇月分	但シ分娩ノタメ休業シ給料ヲ受ケサルトキハ分娩前後ヲ通シ四十二日間テ限リ支給ス	醫療金ヲ受ケル者休業シ給料ヲ受ケサルトキ及法定傳染病治療後七日間ハ醫療金ヲ受ケサルモ之ヲ支給ス	但シ傳染病及肺結核、喉頭結核、結核性肋膜炎、疥癬、其ノ他職業的疾患ニ罹リタル者ハ十分ノ七	加入後五年經過給料九箇月分	二等 一級給料四箇月分	四等 六級ニ區分ス
加入後十年經過給料一年六箇月分	加入後十年經過給料一年六箇月分	加入後十五年經過給料三箇月分	加入後二十年經過給料四箇月分				加入後三年經過給料六箇月分	但シ加入後十年經過ノ者ニ限ル	最高給料二年六箇月分一級ヲ下ルル毎二箇月ヲ減シ最低八箇月分

付給厄災		付
葬祭金	給料三箇月分(公務ニ因ル死亡者) 給料一箇月分(公務以外ノ死亡者)	
災害見舞金	給料六十日分以内 組合員水火、震災等ニ遭遇ノトキ其損害程度ニ順應適宜裁量ス	
家族見舞金	給料十日分以内 組合員ノ現ニ扶養スル同居ノ直系卑尊屬配偶者カ一箇月以上休養シテ療養ヲ爲シタルトキ 但シ年一回限リ	
家族弔慰金	給料十日分以内 組合員ノ現ニ扶養スル同居ノ直系卑尊屬、配偶者カ死亡シタルトキ	
其	<p>一、公傷、廢疾、退職年金者退職ノ日ヨリ公傷年金者七年、其ノ他年金者六年以内ニ死亡シタルトキハ公傷ハ該年金ノ七年分其ノ他ハ六年分ニ相當スル金額ヨリ既給額ヲ扣除シ其ノ殘額ヲ遺族ニ給ス</p> <p>二、公傷、退職年金ヲ受ケルノ權利確定シ未タ年金支給ヲ受ケス在职中死亡シタルトキハ公傷年金ハ七年分退職年金ハ六年分ヲ遺族ニ給ス</p> <p>三、給付ノ事由併發シタルトキハ當該各條ノ給付ヲ併給ス但シ退職給付及廢疾年金ハ相互ニ併給セス</p> <p>四、公傷年金ト退職年金ト併給ノ場合併給額カ給料年額ヲ超過スルトキハ該給料年額ニ止ム</p> <p>五、公傷上ノ傷疾ヲ受ケ公傷給付ヲ受ケルニ至ラザリシ者當該傷疾ニ基因シ給付ヲ受ケル程度ニ至リシトキハ相當ノ給付ヲ又給付ヲ受ケシ者更ニ上級ノ給付ヲ受ケヘキ事由アルニ至リタルトキハ其ノ差額ヲ給ス</p> <p>六、公務上ノ傷疾ヲ受ケタル組合員ニシテ脱退ノ日ヨリ一年以内ニ前項ニ該當スルニ至リタルトキ亦同シ</p> <p>七、遺族年金又ハ遺族一時金ヲ受領スル者ナキトキハ年金ハ三年分一時金ハ其ノ三分ノ二ヲ組合員ノ爲ニ處分ス、遺族年金ヲ受ケル者其ノ權利ヲ喪失シ爾後年金ヲ受領スル者ナキトキ亦同シ 但此場合既給金額ヲ扣除ス</p> <p>八、公傷年金、廢疾年金及退職年金ヲ受ケル者ニシテ、退職後五年以内ニ請求スルトキハ年金ノ五年分ヨリ既給額ヲ控除シタル殘額ニ付年七分ノ權利ヲ以テ割引シタル金額ヲ前渡ス</p>	
他	掛金百分ノ七ヲ選擇シタル乙種組合員ノ給付ハ左ノ如シ 廢疾給付退職給付、及遺族給付中ノ遺族一時金ノミトス 但公務ノ爲メ死亡ノ場合モ遺族一時金ヲ給ス	

第二節 公傷給付

公傷給付とは、組合員(選擇加入者を除く)が職務執行上傷疾を受け、その結果、機能障害を貽残したる場合に於て給せらるゝ給付である。(規25)機能障害を貽残する前にはまづ治療が行はれなければならぬが、それは組合の關するところでない。鐵道従事員が公務の爲め負傷し又は疾病に罹つたときは、組合員たると否とを問はず、省費を以て治療せらるゝことになつて居るが(明治二五、九勅令第八〇號官吏療治料給與ノ件及犬正三、六、公達第一號鐵道部内職員療養規則)治療の結果、症狀安定し、これ以上治療を加ふるも症狀に變化無く、且つ醫師に於て自今加療の必要無しと認め治療を廢したる場合に於て、身體の一部に恒久的機能障害を貽したるとき、受くるどころの給付である。その如何なるものを職務上の傷病と見るかは種々議論のあるところであるが、要するに其の傷病と職務の執行との間に因果關係の存在することを必要とするは多言を俟たない。論者によつては、この外に該負傷が勤務個所に於て勤務時間中に發生することを條件とするものもあるけれど、必ずしも斯くの如く限定するには及ばないのである。勤務個所に於て勤務時間中に發生する事

故でも公傷と見られないものもあれば、勤務個所にあらざる場所に於て勤務時間外に受た傷痕でも立派に公傷と認めらるゝものがある。例へば工場に於て作業中、落雷の爲め電撃を受け死亡したる場合の如きは、勤務時間中に於ける死傷ではあるけれども落雷そのものは職務の執行と何等關係が無いから、公傷と云ふことは出来ないが、若し雷雨を冒して屋上作業に従事中感電して死亡したならばそれは明かに公傷である。何となれば雷雨の際、屋上の如き高所に在りて作業することそれ自體が電撃の危険を誘致したものと認めらるゝからである。これと同じく貨物掛が自宅に於て休養中、或者が貨物窃取の廉にて貨物掛に告發せられたことを遺恨に思ひ、危害を加えたときは、危害を受けた原因が公務の執行にあるから、公傷と認むることを得るが、もし貨物掛が職務以外の事件につき他の怨恨を買ひこれが爲め危害を受けたとせば、假令その危害が勤務時間中、勤務の個所に於て行はるゝとも、公傷を以て目することは出来ない。地震の如く同一時間に於て同一地方を犯す事故に在りては、勤務に服すると否とに依り、死傷を招き又はこれを免がるゝものでないから、職務執行中これが爲め傷痕を受

くるも公傷ではないが、高所に在りて作業中、地震の爲め墜落するとか、又は普通の勤務所内に於ける作業中と雖も、職務執行の爲め、避難の機を逸したやうな場合は、傷痕對職務との間に因果關係を生ずるから公傷と認めてよい。然し、最近の趨勢は漸次業務災害の範圍を擴張し、瑞西災害保險法の如きは、作業中に發生する災害は勿論作業と作業との中間、又は作業の前後に於て構内又は危険區域に偶然居合せたる場合に蒙つた損害に對しても、これを業務災害と認むることゝなつて居るし、埃國災害保險法に於ては、自宅對勤務所間の往還中に生ずる災害に就いても公傷として取扱ふことになつて居るが、此等の點に關しては議論の餘地があつて、未だ一般には認められて居ない。

公傷給付は機能障害の程度如何に依り左の等級に分かれて居る。(規25)その内で第一等傷及第二等傷は年金で三等傷及四等傷は一時金である。

第一等

兩眼を盲し若くは二肢以上の用を失ひ終身自用を辨すること能はざるとき並之

に準すべき傷痕を受けたるとき

一級	給料九箇月分
二級	給料八箇月分
三級	給料七箇月分

第二等

一肢の用を失ひ自用を辨じ得と雖も終身業務に就くこと能はざるとき並之に準すべき傷痕を受けたるとき

一級	給料六箇月分
二級	給料五箇月分
三級	給料四箇月分

第三等

自用を辨じ並業務に就くことを得と雖も身體を毀損し舊に復することを得ず因て退官又は退職したるとき

一級	給料一年六箇月分
二級	給料一年四箇月分
三級	給料一年二箇月分
四級	給料一箇年分
五級	給料十箇月分
六級	給料八箇月分

第四等

身體を毀損し舊に復することを得ずと雖も引續き職務に服するとき

一級	給料六箇月分
二級	給料五箇月分
三級	給料四箇月分
四級	給料三箇月分
五級	給料二箇月分
六級	給料一箇月分

以上の等級を區別する標準は、主として機能障害の程度如何に依るもので、それに

は傷痍等差例と云つて左表の如きものがあつて、これを標準とし各個の場合に就き等級を案定することになつて居る。尤もこの等差例は各等の最低限のものが記載してあるから、均しく手指を缺損した場合と雖も二指以上を缺損した場合や、一指の場合と雖も、手指の如何に依つては等級を上げすのである。總て二種以上の機能障害を貽した場合には、等級を上げし得るものと解してよい。又三等と四等の區別は、機能障害の程度如何に存せずして、その者が引續き鐵道に在職すると否とに依り定まるものであるから、同一の傷痍と雖も或る場合は三等となり、又他の場合には二等となるのである。例へば半眼以上の視力を失ひたる者が引續き鐵道に就職する場合は、四等であるけれども、若しこれが爲め退職したときは、三等の給付を受くるのである。

傷疾等差例 (本表は各等に屬する傷痍の最低限を示すものとす)

A	第一等	第二等	第三等 (退官又は退職に至りたる者) 第四等 (を第三等とし引續き業務に服する者を第四等とす)
兩眼を盲したる者	一眼半以上の視力を失ひたる者	半眼以上の視力を失ひたる者	

H	G	F	E	D	C	B
知覺精神を喪失し又は腦脊髓若くは神經に高度なる機能障害を貽し常に看護を要する者	胸腹部臓器の機能障害を貽し常に看護を要する者	兩下肢を失ひ又は其の用を全廢したる者	兩上肢を失ひ又は其の用を全廢したる者	咀嚼及言語の機能を併せ廢したる者		兩耳を聾したる者
發作性に知覺精神を喪失したる者知覺精神を至りし保佐人を要するに至りたる者又は腦脊髓若くは神經の機能障害を貽し時々看護を要する者	胸腹部臓器の機能を妨げ恢復の見込なき者	一下肢を失ひ又は其の用を全廢したる者 二下肢の股、膝、足關節中たる者又は一側の總趾を缺損し大に歩行を妨ぐるに至りたる者	一上肢を失ひ又は其の用を全廢したる者 中二關節以上の用を失ひたる者又は一側の總手指を缺損し若くは其の用を廢したる者	咀嚼及言語の機能を大に妨ぐるに至りたる者	全く鼻より呼吸し能はざるに至りたる者	一耳半以上の聽力を失ひたる者
知覺神經を耗弱し又は腦脊髓若くは神經の機能障害を貽し因て退官又は退職したる者を第三等とし以下給せず	胸腹部臓器の機能を妨げ因て退職又は退官したるものを第三等とし以下給せず	足趾を缺損したる者(骨に達したる者に限る) 足趾關節の用を失ひたる者	手指を缺損したる者(骨に達したる者に限る) 手指の關節の用を失ひたる者	呼吸障害を貽し因て退官退職したる者を第三等とし以下給せず 咀嚼又は言語の機能を妨ぐるに至りたる者但し齒牙のみを缺損し引續き業務に服する者は四等を給せず		半耳以上の聽力を失ひたる者

I	生殖器又は泌尿器を毀損し其の機能の一部を妨げ治癒の見込なき者又は偏癲丸を失ひたる者
J	高度の痠痕收縮若くは癒着癒合又は彎曲若くは短縮等に因り其の部の機能障害を貽したる者 痠痕收縮癒着又は癒合等に依り大なる醜形を貽したる者

組合の公定解釋によれば、公傷年金の決定には退官退職を要件としないと云ふことになつて居る。(大正九、四) (通轉一) しかし、この解釋には異論を挟む餘地が無いでもない。公傷年金を受くる者は、前にも述べた通り、第一等にありては、兩眼を盲し、若くは二肢以上の用を失ひ、終身自用を辨する能はざる者竝之に準すべき傷痕を受けたる者であり、第二等にありては、一肢の用を失ひ自用を辨し得ると雖も終身業務に就く能はざる者竝之に準すべき傷痕を受けたる者である。他の介補無くして自用を辨する能はざる者や、又は終身業務に就く能はざる程度の機能障害を有する者が、鐵道の職務に就く能はざることとは云ふまでもない事で、條文中退官退職の文字無くとも、退官退職の意味を含むことは明かである。「終身業務ニ就ク能ハザルトキ」とは、機能障害が業務を執る能はざる程度に達するものであらねばならない。従て本等級に該當するものが

在職すると云ふことは、觀念し能はざるところである。故に若し、第一等若くは第二等に該當する機能障害を貽残するに至りたる者が何等かの事由に依り退職の運びに至らざる間は、形式上猶ほ業務に就けるものであるから、公傷年金受給の要件が完成しないものと見なければならぬ。尤もこの「業務」と云ふ文字を從來の業務と解し、引續き鐵道に就職するも、從來同人の従事せる職務さへ執ることが出来なくなれば、年金を支給して差支ないと云ふものもあるが、斯くの如きは牽強附會の甚しきもので、「業務」を斯く狭義に解すべき根據は斷じて無く、また三等の場合と比較しても權衡を失ふることゝなるのである。元來本條の等級は、官役人夫死傷手當内規及各廳技術工藝者就業上死傷内規を基礎として作られたものであるが、此等の規則に徴するも斯くの如き解釋を容るゝ餘地はさらにないのである。テイラーは、英國國民保險法中「勞働不能」の字句を解して「何等の勞働をも爲す能はざるもの、即ち特種疾病又は肉體的若くは精神的活動不能に陥り、如何なる勞務にも就く能はざる状態」と云つて居るがこの言は取つて以て第一等傷及第二等傷を説明することが出来ると思ふ。組合規則第

二十五條は機能障害の程度如何に依り、給付の等級を決定すべき重要規定であるから、決定に必要な機能障害の程度を表はすべき文字の如きは、嚴重に使用せられてあるものと見なければならぬ。この點から云つても、第二等の「業務」なる文字を從來の職務と解し、第四等の「職務」なる文字よりも狹義に解するが如きは安當で無い。少くとも「鐵道業務」と解すべきものと信ずる。

公傷年金は、終身業務に堪えざる程度以上の者に對する給付であるから、組合員の生存する限り年金を支給する。(規26)一旦、年金を受けたる以上は、其の後に於て機能障害の程度が減少しても年金はこれを減額しない。職務執行の爲め傷痍を受けても公傷給付を受くる程度に至らないものは、無論給付を受けないが、一時は治癒したやうに見えても、後日該傷痍が原因して機能障害が生じたときは、之に相當する給付を支給する。但し組合を脱退せる者に對しては脱退後一年以内と云ふ制限が附せられて居る。又既に公傷給付を受けたる者と雖も、當該傷痍に因り機能障害の程度が増進して上級の給付を受くる資格が発生したときは、上級の給付に改定し、其差額を支給する

のであるが、(規27) これも亦前同様、組合脱退者には、脱退後一年以内の制限があるのである。改定せられたる給付を支給する始期は無論改定を必要とする事由の完成した日即ち、後の機能障害が発生した日である。何となれば機能障害が未だ増大せざる以前に於て、上級の給付を爲すが如きは、全然無意義の事であるからである。組合規則第二十七條二項によれば一時金を年金に改定するの必要あるときは、當該年金の支給額は退職の翌月より之を積算し、該一時金に達する迄其の支給を止むとあるが、該條項は現に組合員たる者に對する規定であるから、この場合に於ける公傷一時金は、四等に該當せるものでなければならぬ。一寸考へると公傷一時金を得て退職したものの、機能障害が後日に至り増大したときも、退職の當時に遡り年金拂が発生する様であるが、これは二十七條二項の場合と異り退職後に増大したものであるから全然別個の問題である。即ち、公傷四等に該當する組合員に對する年金權發生の始期は、機能障害が年金を受くべき程度に増大して退官退職の已む無きに至つた時でけれども三等の公傷一時金を受けて退職した者のそれは、機能障害の程度が二等傷に進んだとき

であると解する。例へば大正十年十二月、日給二圓を受くる組合員が三等一級に該當する傷痍により公傷一時金千八十圓を受けて退職したるに、翌年五月に至り機能障害増進し、其結果二等三級に該當する年金二百四十圓(給料四箇月分)の改定を受けたとせば、年金權の發生は大正十一年五月であるから、この場合に於ける積算方は、退職の翌月たる大正十一年一月より起算するのでは無く大正十一年五月より起算し、五十箇月後、即ち大正十五年十一月に至り、始めて年金の現實支給を受くるものと解する。

公傷給付は、職務執行上の傷痍が組合員自身の過失に存する場合と雖も、全額を支給し、過失の輕重如何に依り、給付額を區別しない。この點は實に業務災害 (Industrial accidents) に對する近代立法の精神と合致せるもので、工場法及恩給法等が重大なる過失を除外せるに比し、遙かに進歩せるものと云はねばならぬ。一體、業務災害——共済組合で云へば公傷の因て生ずる原因を調べて見ると、(一)事業主若しくは其の代理人の過失に基因するもの、(二)事業の性質に基因せるもの、(三)第三者たる労働者の

過失に基因せるもの、(四)事業主及労働者の共同過失に基因せるもの、(五)労働者自身の過失又は故意に基因せるものに區別することを得るが、各國の民法は、何れも過失懈怠の原則 (The Law of Negligence) に基き事業主が賠償の責に任ずべきは第一の場合に限り、其の他に於ては労働者の求償權を認めないのが普通である。尤も(第三)の場合に於ては法理上、第三者たる労働者に對し賠償を要求することを得るが、平素同一個所に在つて作業せるものに對し、過失を理由として賠償を求むるが如きは、人情上忍びざるところであるし、假りにこれを爲し得るとするも労働者の資力は到底賠償の請求に應ずることが出来ないから、結局この場合に於ても求償權が無いと同様なことになるのである。然るに業務災害の統計を見ると、事業主若しくは其代理者の過失に基因するものは、全數の一二%乃至二〇%に過ぎないから、業務災害の大部分は、罹災者たる労働者自身に於て、其損失を負擔しなければならぬ譯である。それからこの事業主に對する求償權行使の場合であるが、これも民法の原則に従へば、請求者に於て過失を立證しなければならぬが、労働者の智識若は境遇を以てしては、事業主の過失

を指摘し得ざる場合多く、又被害者たる労働者が該災厄の爲め死亡し、若くは重傷を負ふて病床に呻吟する場合は、立證不能に終る場合が尠くない。加之労働者は概して資力乏しきものであるから、多額の費用と日子とを費して争議を繼續するが如きことは殆ど不可能と云つてよく、假りに夫等の困難を排して賠償金を得るとするも、これが爲め事業主の感情を害し、解職せらるゝ虞があるから、失職を憂ふる者は一般に求償權を抛棄する傾がある。そんな譯で民法の原則に従へば、労働者の災厄は原因の如何を問はず、事實上救済せられないこととなるから、業務災厄に對しては別個の法律原理を以て律せなければならぬと云ふ見解が、漸次立法者の間に生ずるやうになつたのであるが、それは機械工業の偉大なる發展に伴ひ業務災害の特異性が明瞭となつた結果である。學者の説によれば機械工業に於て特に業務災害が頻出する所以のものは、機械工業そのものに特有せる事情に基因するもので、労働者の注意若くは事業主の防災施設に因りこれを根絶することは不可能である。従て機械工業を廢せざる限り業務災害の發生を防止することは出来ない。この理由は、機械工業の最も旺盛なる國家に於て業務災害の數が特に著大なる一事を見ても明らかである。殊に最近、自己の利益の爲めに事業を營む者は、これに因る災害を負担すべしといふ危険主義の理論 (Gefährdungstheorie) が勢力を占むるに至りたる結果、機械生産に依り利益を占むる事業主は機械生産に原因する労働者の災害に對し、賠償の義務あることが一般に是認せらるゝやうになつたのである。さればたとへ其の災害が労働者自身の過失に基因する場合と雖も、今日の如く高速度の機械を使用せる時代にありては、労働者に於てこれに適應する爲め、自然敏活なる作業を餘儀無くせられ、其の結果、自己の力量を過信し若くは職務に熱中する餘り不知不識の間に危険を冒すのであるから、過勞の結果注意力を減殺して不慮の災害に罹る場合と共に、事業主の負擔に屬すべきものであらねばならない。即ち事業主が労働者の災害に就きその經濟的損害を負擔するは、なほ機械の被損せる場合に於て其の修繕費を負擔すると同じく、生産費の一部を爲すもので、事業經營上免がるべからざる支出である。今日「事業災害」に適用せらるゝ無過失賠償の原則は實に如上の理由に基くもので、この原則に従へば事業主は、自己の過失に

七五

基因すると否とに拘らず、労働者の業務災害に就き全責任を負ふこととなり、従て労働者は自ら故意に傷害を誘致するにあらざる以上、求償権を有するのである。この觀念の一部は一千八百三十八年の普國鐵道營業法に於ても認むることを得るが、完全にこの原則を事業災害に採用したのは、千八百八十四年の獨國災害保險法及一千八百九十七年の英國労働者補償法 (Workmen's Compensation Act) である。これ等の法律に従へば、傷害が職務の執行に基因する以上は事業主又は其の代理人の過失たるに被害者若しくは共働者自身の行爲に基因すると將た又何人の責にも任すべからざる事由に原因するを問はないのである。我が鐵道に於ても、この原則は無論認めて居る。唯、これを政府及組合員の共同出資に成る共濟組合の「公傷給付」中に置いてあるのは、一寸事業主負擔の原則に反するやうに見えるけれど、政府補助金の内には、該給付に要する費用が包含せられて居るから、實際は政府が其全部を支出すると同様な譯である。

組合員が職務執行の爲め疾病に罹り、其の結果機能障害を貽したときは、公傷同様給付を受けることが出来る。(規28) 例へば線路工手が風雪を冒して除雪作業に従事し、凍傷に罹るとか、又は貨物驛手が貨物積卸中顛倒し、何等かの機會に依り腸捻轉を起せるが如きはその一例である。疾病の場合と雖も該疾病が職務の執行と因果關係を有せざるべからざること、公傷と同一である。従て職務執行中に發生する疾病と雖も疾病それ自體が職務の執行と關係なきときは、職務執行上の疾病(公傷)と云ふことが出来ない。例へば、作業中突然發生せる腦溢血、癲癇の如きものは、それが、労働者の體内に存する病的状態の自然的發展である限り、職務執行上の疾患では無いのである。貨物扱所内に於ける傳染病の發生は、傳染徑路が不明であり且病毒に感染した時期が明確でないから、職務執行上の疾患と云ふことは出来ぬが、若し貨物掛の取扱へる使用材料たる襪襪若しくは古綿中に黴菌の附着せることが發見せられ且つこれにより感染したことが推定し得らるゝときは、職務執行上の疾病と云つて差支ない。又職務執行上の疾病は罹病の時期を明かに指示し得る點に於て、職業的疾患——職業病と其の趣を異にして居る。職業的疾患も其の原因を究むれば、職業との間に因果關係を有して居るが、職務執行上の疾病が、短時間の間に發生し、且つ罹病の時期を明かに指

示し得るに反し、職業的疾患は、職業の影響に因り不知不識の間に發生し、罹病の時期を明示し得ないものである。換言すれば、短時間の作業では影響を見ないが、長期間に亘り作業を繼續するときは、自然に發現する疾病が職業的疾患である。故に同一疾病と雖も、或る場合に於ては職務執行上の疾病となり又他の場合に於ては職業的疾患となるやうなことが無いでもない。例へば、永年水中に於ける労働を業務とせるものにあつては、坐骨神経痛は職業病であるけれども、若し然らざるものが短期間水中作業に従事し、これが爲め坐骨神経痛を惹起したとせば、職務執行上の疾病と認めてよい。目下、鐵道に於て職務執行上の疾病と認められて居るものは、鉛毒、煤煙又は有毒瓦斯吸入に依る疾患、日射病、熱射病、凍傷、漆に依る皮膚炎に限られ、職務執行中これらの疾病に罹るときは、公傷として處理せらるゝが、其の他の疾病にありては、罹病の都度一々職務との因果關係を調査してこれに該當するや否やを定むることゝなつて居る。(大正三、六達第五二九號鐵道部
内職員療養規則に依る療養範圍)農商務省に於ては左記疾病を工場法の「業務上疾病」と認めて居るが、鐵道に於ける取扱方は一般疾病の場合と異ならない。

- 一 砒素、砒素化合物、水銀、水銀化合物、磷、磷含有物、鉛、鉛化合物、チア
ン水素酸、チアン化合物、其の他毒性又は劇性料品を取扱ふ業務に於ける其の
中毒諸症及業務の過程に於て發生したる毒性又は劇性物質に因る中毒諸症。
- 二 業務上使用する鑛酸、苛性アルカリ、「クロール」「フルオール」フルオール化
合物、クロム化合物、「テール」其他腐蝕性又は刺激性料品に因る腐蝕、又は
潰瘍

- 三 生絲工の手指蜂窩織炎、研磨工の水疹及業務上使用する「テール」「セメント」
チアン化合物等に因る皮膚濕疹

- 四 業務に因る筋の彈直、痙攣、斷裂、腱鞘炎、關節炎、脱腸

- 五 高熱物體の取扱刺激性瓦斯又は異物に因る結膜炎其の他の眼病

- 六 襤褸、獸毛、革皮、其の他古物を取扱ふ業務に因る丹毒、炭疽「ペスト」、痘
瘡

- 七 前各號列記以外の疾病にして業務上の疾病と認めらるゝもの

最後に一寸一言注意をして置きたいのは、甲種組合員が公務傷病に罹りたるときは、備人扶助令(大正七、一一勅令第三八二號)及各廳技術工藝者就業上死傷手当内規(明治一二、二太政官達第四號)の適用を受けないことである。(明治四〇、四、勅令第一二七號)、甲種組合員は、政府から毎月、給料月額百分ノ五に相當する扶助金を受けて居るが、その内には當然政府の負擔に屬すべき業務災害の費用が含まれて居るので、二重にこれを負擔する必要が無いからである。尤も乙種組合員に於ては組合員自身掛金の全額を負擔し、政府の補助を受けて居ないから、斯くの如き制限は無い。

第三節 疾病 給付

疾病給付とは組合員(選擇加入者を除く)が職務上の執行に基因せざる普通の傷病例へば感冒、肋膜炎、胃腸疾患の如き内科的疾患や又は外科的療法を必要とする傷痍若くは疾病に罹り、労働能力を喪失し又は減少したる場合に支給する給付である。(規35)その傷病が組合員自身の過失又は不行跡に原因すると否とは問ふところで無い。唯、組合員が故意に招致した傷病(例へば自殺未遂)に至りては、議論もないでは

ないが、條文中『組合員傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合』とある文字に考へ支給せられざるものと解する。

疾病給付は、次の三種に區別することが出来る。

(一) 醫療金、醫療金とは組合員が傷痍又は病氣の爲め醫療を受けたる場合に支給せらるゝ醫療費で、其の金額は醫療實費の半額である。尤も傳染病豫防法に規定せる傳染病即ちコレラ、赤痢(疫痢を含む)腸チフス、バラチフス、痘瘡、發疹チフス、猩紅熱、チフテリア、流行性腦脊髓膜炎、ペストや肺結核(肺浸潤及肺炎加答兒を含む)喉頭結核、結核性肋膜炎、疥癬の如き傳染性疾患、又は職業的疾患(職業的疾患の種類は瘵疾給付のところにて説明する)の如きものに對しては醫療費の十分ノ七を支給することになつて居る。(規36)疑似症と雖も、傳染病豫防法に依る取扱を受けたるときは、無論、當該傳染病者同様十分ノ七の醫療金を支給し得るものと解する。こゝで一寸注意をして置きたいのは、醫療の範圍であるが、共濟組合に於ては、醫療とは醫師の診療を受け、其の處方に依る服藥を爲し又は其の手術、處置を受くることを云ふもので

(大正九、四) 治療後に於ける手當や、又は直接治療に關係無きものを含まない。従てマツ
(通報十四) ツーシ、鍼灸、接骨術等を業とする非醫者の處置にして、醫師の指揮監督に依らざる
 ものは勿論、醫師の取扱又は指示に依る場合と雖も、(一) 診断書料、(二) 看護又は助産に
 屬する費用、(三) 轉地又は温泉療養の如き自然療法に屬する費用、(四) 義眼、義齒、義手、
 義足の代價、(五) 其の他にこれに類似の費用に對しては醫療金を支給しない。この點は公
 傷の場合と大に趣を異にして居る。公傷の場合は、鐵道部内職員療養規則(大正三、六)
(公達第一號) に基き、温泉療養(外傷に限る)の費用、義齒及義手義足の代價、(眼鏡及義眼を除く)
 ビジョー附副木様帶及撞木杖の給與、看護婦若くは附添人の費用等を支給することに
 なつて居るが、共濟組合の「醫療」中には總てこれを除外して居る。それから醫療金を
 請求する被保險者(共濟組合で云へば組合員)に受療醫師の選擇を許すや否やは、疾病
 保險上、可成り重大な問題で色々議論もあるが、各國の制度を通覽するに、大體四個
 の區別がある。第一は無制限選擇主義と云つて、醫師の選擇は全然組合員の意志に任
 せ、患者は自己の欲する醫師に就き診療を受くる制度である。第二は團體自由選擇主

義と云つて、保險組合對醫師會の間に醫療に關する協定を爲し、組合員をして、隨意
 に、醫師會員中自己の欲する醫師の診療を受けしむる制度である。第三は制限選擇主
 義と云つて、組合自ら數名の醫師を特選し、其の範圍内に於て組合員に選擇の自由を
 與ふるものである。第四は非選擇主義と稱し、組合に於て専任囑託醫を設置し、組合
 員をして該醫師の診療を受けしむる制度である。以上の制度にはいづれも一得一失が
 あるので、決定的にその可否を論斷することは出來ぬが、少なくとも治療の完全を期
 し且つ醫療費の膨脹を抑制し得る上より云へば、制限選擇制度若くは非選擇制度を以
 て優れりと云はなければならぬ。共濟組合は、此主義に則り、原則としては鐵道直營
 の醫療機關たる鐵道病院、治療所若くは療養所か然らざれば鐵道囑託醫に就き診療を
 受けしむることになつて居るが、急病とか又は天災其の他已むを得ざる事由あるとき
 は、便宜他の醫師に就き診療を受くることが出来るのである。然し、この場合には、
 早速、其の事由を具して所屬長の承認を得なければならぬ。(施17) 又醫療金に就て注
 意を要するのは、船舶従事員の場合である。商法第五百七十八條に依れば、船舶従事

員(船長を除く)が、服役中、不行跡其の他重大なる過失に因らずして疾病に罹り又は傷痕を受けたるときは、船舶所有者は、三箇月を超えざる範囲内に於て治療及看護の費用を負担しなければならぬことになつて居るから、鐵道省所屬の船舶従事員に對しても、發病後三箇月間は、商法の規定に依り、船舶所有者たる鐵道省に於て療養料を負担し共済組合は、其後の分に就き醫療金を支出する譯である。然し、商法の適用を受くる船舶は、航海の用に供するもので、宇野高松間連絡船や、門司下ノ關間連絡船の如き平水航路(明治三三、逓信省令第八十七號船舶検査法施行細則五二)を航行する船舶を含まないから、此等の船舶に乗務する従事員に對しては、始めから共済組合の規則が適用せらるゝのである。

(二) 休養金 休養金とは、組合員が負傷又は罹病の爲め勞働不能となりたる場合に於て、休業中の生活を補助する爲め、支給する給付で其の金額は該組合員の受くる給料日額の半額である。(規37)勞働不能とは、休業加養を要する程度のものを云ふのであるが、如何なるものを休業加養を要するものと認むるかは一つに醫師の判定に俟たねばならぬ。休養金を受くるには次の條件を具備することを必要とする。(一)は該傷病

が休業加養を要する程度のものたることである。それには之を證明すべき醫師の診断書がなければならぬ。(第二)は、醫療金の受給者たることである。従てたとへ休業加療するも、轉地療養又は温泉療養の如く、醫師の診療を伴はざるものは休養金を受くることが出来ない。休養金の支給を醫療金の受給者に限定した理由は、詐病(Simulation)と云つて健康體のものが、病氣を装ひ、休養金を詐取することを防止する爲めであるから、醫療を受くこと明白なる者に對しては必ずしも醫療金の請求者たることに限る必要は無いのである。故に、官公費若くは其の他の費用を以て醫療を受けたる爲め、本人に於て醫療費を負担せざるものや、又は傳染病豫防法に規定せる傳染病に罹り醫療を受けたる者が、治療後、尙ほ休養を必要とする場合(この場合は一週間を限度とす)は、醫療金の請求が無くとも、休養金の支給を受くるのである。(規37、38)

(第三)休養金の支給は休養の爲め給料の支給を受けざる場合に限ることである。休養金は前にも云ふ通り、罹災者の生活を補助することを目的とするものであるから、本官若くは月給雇員の如く病氣缺勤中と雖も、給料の支給を受くる者は、休養金を請求

することは出来ぬ。この場合、其給料は必ずしも全額給與たることを必要としない。文官俸給令や、鐵道省給料支給規程に依れば、月給者にして病氣の爲め執務せざること九十日を超ゆる者及私事の故障に因り執務せざること三十日を超ゆる者は給料の半額を減ずることになつて居るが、半額と雖も給料の支給を受くる以上は、休養金は支給しないのである。懲戒處分に依る減俸の場合も亦これと同様である。これと共に三種傭人の定休日の如く平素と雖も給料の支給を受けざる日は、病氣缺勤と全然無關係であるから休養金支給の事實を生じない。従て之に該當する日が休養日數中に介在するときは、其の日數丈は、休養金の支給日數中より控除されることとなるのである。(大正九、四、通報二十一) (第四) 休養金は休業第五日目より支給することになつて居る。休養第五日目とは醫療開始後五日でなく、病氣の爲め缺勤してから五日目である。然しその休業日數中には、休業するも給料を受くべき日や第三種傭人の定休日の如く平常の場合と雖も給料の支給を受けない日は加算しない。(大正九、四、通報一六、二一) この期間を待期 (Waiting period) と稱し各國の疾病保險では何れもこれを設けて居るが其の理由は外でも無い、

一日乃至四日の輕症者にまで一々休養金を支給するときは一人當りの支給額は少くとも、組合全體の上から云ふと非常な額に上るから、勢ひ掛金を高くしなければならぬが、それでは却て組合員の負擔を重からしむる虞があるのと、今一つは斯くの如き短期間の所得不能に對しては、特にこれを救濟せざるも組合員自身に於て之に堪え得る資力があるものと認めらるゝからである。

(三) 産婦金 産婦金とは組合員が分娩の爲め休業し、給料の支給を受けざるとき、分娩前後を通じ、四十二日間を限り、給料半額に相當する金額を給付するもので(規38) 休養金の如く生活費の補填を意味するものである。分娩は疾病でないけれども労働不能の爲め所得を喪失する點に於ては疾病と其の趣を同じくするから、便宜疾病給付中に加へられたもので、この點は各國とも同一であると云つてよい。産婦金を請求するものは無論女子組合員に限るが、分娩の原因が民法上の婚姻關係たるを將た又、内縁の夫妻關係若くは私通たるを問はない。單に分娩と云ふ事實があればよいのである。この事は労働保險の規定する所が道徳律ではなくて、産婦保護を目的とする以上、當

然の事と云はねばならぬ。英國々民保險法の如きは條文に於て「妊娠が不正行爲に起因するも、給付を受くる権利を喪失しない」ことを明記して居る。既に産婦金は分娩に對する給付である。従て流産を含まないことは勿論であるが、それには必ずしも正規分娩を必要としない。早産——即ち正規妊娠を經過しない以前に於て娩出したもの、換言すれば妊娠第七箇月後の娩出であれば生産と死産とに論なく分娩と見て差支ないのであるが、産婦金の規定は産前産後に於ける母性の休養保護を、唯一の目的とするものであるから、その期間は、分娩時を基點として四十二日間の範圍内にて支給すべきものであることは勿論である。若し産婦が産婦金支給期間中疾病に罹るとか又は難産等の爲め、醫師の手術又は處置を要した場合は、醫療金の支給を請求し得らるべきものと解する。産婦金支給期間中發生せる病氣の爲め期間滿了後に於てなほ休養を要するときは、醫療金と共に休養金の支給を受くるのである。

産婦金を請求する場合は、醫師の診斷書若くは産姿の證明書を必要とする。(施7)それは單に分娩の事實を證據立つるものであればよく、休養の必要如何を問はない。

第四節 癱疾給付

癱疾給付とは、組合員が傷痍を受け又は疾病に罹り、職務に堪えざる爲め退官退職した場合に支給する給付で、癱疾年金及特症金の二種に分かれて居る。(規29)公傷給付が職務執行上の傷病に基因することを給付の條件とするに反し、これは職務執行と直接因果關係を有せざることを要件とする。換言すれば、私傷病に對する給付である。従て、癱疾給付を受くる者は普通疾病給付を受くる者が相當期間療養を繼續したる後に生ずることを常とする。この點は、公傷病者が職員療養規則の療養關係を離脱した場合に生ずると一寸趣を同じくして居る。

(一) 癱疾年金 癱疾年金とは、公務執行以外の原因に依り、傷痍を蒙り又は疾病に罹り、醫療を受けた組合員が、傷病の爲め終に不具癱疾となり、在職することが出来ないうで退官退職した者に給付する終身年金である。(規30)外國の例を見ると癱疾年金又は癱疾手當金は恒久的癱疾の外、一時的癱疾者に對してもこれを支給することになつて居るが、(獨の Krankentrent 英の Disablement Benefit 等)は、共濟組合と異

り、一定期間を超過せる疾病は、總べて廢疾保險に於て取扱ふことになつて居るからで、疾病手當金の延長に過ぎない。廢疾年金を受くるには、二つの條件が必要とせられて居る。(一)は組合加入後十年を経過せるものに限ることである。加入後十年とは、加入の月より起算して十年を経過せるとき即ち十年一箇月日以後を云ふのである。(大正九、四通報九)廢疾年金を受くべき傷病の發生した日が組合加入後十年以上たることを要するのでなく、廢疾給付を受くべき要件の完成した日、即ち廢疾となつた時が組合加入後十年を経過して居ればよい。これを逆に云へば、機能障害を貽残した月から逆算して十年前に組合に加入して居ればよいと云ふ事になる。組合加入後未だ幾許も経過せざる者に對し、年金を支給することは、組合經濟上到底その負擔に堪えないところから斯くの如き長期の待期を認めためたもので、各國の廢疾年金には何れもこの種の制限を附して居るが、賠償の觀念に出發せる公傷年金には斯くの如き待期を附しない。(二)は傷病の原因が組合員の重大なる過失に原因して居ないことである。重大なる過失とは、通常人の常識から云へば其の結果が豫見し得らるゝに拘らず、これを豫見せざりしもので、殆ど故意に近い行爲であるが、唯故意と異るところは、これを行つた者が其の結果を意欲しないことに在ると見ればよい。例へば死を欲して線路に飛込むのは故意であるが、列車の突進し來るに拘らず其の直前を横斷せんとして轢死するが如きは重大なる過失である。もし斯くの如き重大なる過失に因り傷痍を受け又は疾病に罹つたときは、これが爲め不具廢疾となつても該年金を受くることは出來ないのである。この點は、他の給付が全然過失を認めざるのと大に異つて居る。故意に就きては、規定はないが重大なる過失を除外する以上、故意を認めざることは言を俟たない。傷病の原因が重大なる過失に基因せざるも、故意又は過失に因り症狀を増悪ならしたる結果、不具廢疾となつた者に對し、廢疾年金を給し得るや否やは、これ亦明文はないが年金の支給を爲し得ざるものと思はれる。

廢疾年金は左の二種に區別せられて居る。(規30)

第一等 兩眼を盲し若くは二股以上の用を失ひ又は之に準すべき傷痍を受け、或は所定の疾病に罹り恒久的廢疾に陥り、終身自用を辨すること能はざること

廢疾年金
 一級 給料六箇月分
 二級 給料五箇月分

第二等 一肢の用を失ひ、又は之に準すべき傷痍を受け若くは所定の疾病に罹り恒久的廢疾となり、自用を辨じ得と雖も、終身業務に就くこと能はざると

廢疾年金
 一級 給料四箇月分
 二級 給料三箇月分

こゝで一吋注意をして置きたいのは、疾病に基因する恒久的廢疾である。組合規則では、特に病名を指定し、それ以外に罹り、恒久的廢疾となつたときには年金を支給しないことである。これは一寸廢疾年金の受給者を制限する形に見えて面白くないが、恒久的廢疾に陥り易き疾病の殆ど全部は網羅せられてあるし、それに兩眼を盲し若くは一肢以上の用を失つた場合は、其の他の疾病でも年金を給せらるゝから事實上これ

が爲めに廢疾年金を受けぬものは、まづ無いと云つてもよい。例へば脱疽そのものは廢疾年金を受くる疾病ではないけれどもこれが爲め上肢を切斷したとすれば、一肢の用を失つた者であるから、第二等の廢疾年金を受くることとなるのである。いま恒久的廢疾となつた場合、給付を受くべき疾病の種類を記すれば左の通である。

- 一 代償機能障害を起せる心臓瓣膜病並に重症の心臓疾患
- 一 大動脈瘤
- 一 咽喉頭結核
- 一 肺結核(肺尖加答兒、肺浸潤を含まず)
- 一 幽門狹窄
- 一 腸結核
- 一 腹水を起すに至れる肝硬變症
- 一 全身症狀を起せる慢性腎臟炎又は萎縮腎
- 一 泌尿器及生殖器結核

- 一 器質的腦疾患
 - 一 器質的脊髓疾患
 - 一 發作頻發し或は精神障礙を伴へる癲癇
 - 一 精神病
 - 一 重症糖尿病
 - 一 白血病
 - 一 治癒の傾向なき骨及關節結核
 - 一 惡性腫瘍
 - 一 兩眼角膜の大部分を占むる角膜白斑
 - 一 兩眼高度の緑内障
 - 一 兩眼高度の視神經萎縮
 - 一 兩眼高度の硝子體網膜疾患
- 廢疾年金は、恒久的廢疾 (Perpetual disability) に對する給付であるから、終身間支

給することを原則とするが。(規31) 若し、其の後、廢疾の程度が輕減したときは、程度の如何に依り、年金の等級を低減し、若くは全然給付を廢止することになつて居る。(規32) これは廢疾年金が廢疾の程度に依り給付を異にする以上當然なことで、各國の廢疾保險に共通せる一般的规定である。唯問題となるのは、共濟組合では廢疾年金と退職給付との併給を認めざる結果として。(規15) 兩者を受くべき資格はありながら、廢疾年金のみの支給を受けつゝある者が、廢疾の程度輕減したる場合に於て、若し其の者が廢疾とならざりせば受くべかりし退職年金の額以下に年金を減額し又は支給を廢止し得るや否やと云ふことであるが、自分は、精神解釋上、これを爲し得ざるものと信ずる。組合に於て廢疾者の健康診斷を必要と認むるときは、組合員に對し、何時でも指定の場所に来ることを要求し得る。若し正當なる理由なくしてこれを拒むときは、組合は將來に向つて廢疾年金の支給を停止することが出来る。(規33)

(二) 特症金 特症金とは、組合員が職業的疾患若くは肺結核(肺尖加答兒及肺浸潤を含む)に罹り、業務に堪えざる爲め退官又は退職したる場合に於て組合より支給せら

る、一時金で、其額は加入年数の長短に依り異つて居る。(規³⁴)即ち組合加入後一年を經過した者は給料三箇月分、三年を經過した者は給料六箇月分、五年を經過した者は給料九箇月分、七年を經過した者は給料壹箇年分を支給することになつて居る。職業的疾患又は職業病(Berufskrankheiten)とは公傷給付の個所に於て説明せるが如く、長年月に亘り同一業務に従事せる結果、不知不識の間に發生せる疾病を云ふもので、産業災害(Betriebsunfall)の如く、突發的若くは短時間内に生ずるものではない。換言すれば、業務災害の急性的なるに反し、職業的疾患は慢性的なることを常とする。然し業務と疾病との間に或る關係の存在することを必要とするは二者共に同一である。従て一見職業的疾患と見らるべきものでも、其の病因が他に存するときは、職業的疾患を以て目することは出来ない。例へば機關助手の如きは、職務の性質上永年勤続するときは、往々にして、高度の視器障礙を來すことがある。この場合に於て他に病因の存せざるときは職業的疾患たることを得るが、若しそれが腎臓炎や梅毒に基因するときは、直ちにこれを以て職業的疾患とすることは出来ない。何となれば、この場合に

於ては、業務對疾病の間に因果關係なく、唯普通の疾病が職業的疾患を假裝したに過ぎないからである。然しながら職業的疾患が慢性的疾患を要件とすることは、一面職務との關係を明にする上に於て、可なり困難な問題に逢着することが無いでもない。そこで共濟組合は此等の難點を避くるが爲め、臨床上容易に職業的疾患たることを診定し得べきもので且つ重症なるものに限つて居る。即ち共濟組合に於ける職業的疾患とは鐵道就職後三年以上引續き同一業務に従事せる者が左記疾病に罹りたる場合に於て、組合が業務そのものと該疾病との間に因果關係の存することを認めたるものである。故に組合員にして該疾病に罹り職業的疾患たる取扱を受けんとせば、鐵道醫(鐵道醫とは鐵道醫院、治療所又は療養所に勤務せる醫師を云ふので囑託醫は含まれて居らぬ)の診断書を添へ、鐵道局所屬員に在りては當該鐵道局長、其の他の者に在りては本省保健課長の承認を受けなければならぬ。(大正一一、六、達四五二)

業 務

疾 患

一、列車、電車、機關車に乗務する者

高度の神經衰弱症

二、蒸汽機關車に乗務する者

慢性耳鼻咽喉病

- 三、機關の焚火に従事する者
- 四、炭類の取扱に従事する者
- 五、製罐に従事する者
- 六、鍛冶に従事する者
- 七、電信の受送に従事する者
- 八、電話交換に従事する者
- 九、船舶乗務員
- 一〇、印刷に従事する者
- 一一、治療介補、看護に従事する者
- 一二、帳票類の整理に従事する者

- 炭肺
- 高度の視器障碍
- 炭肺
- 難聴
- 難聴
- 高度の視器障碍
- 慢性呼吸器病
- 高度の神經衰弱症
- 高度の神經衰弱症
- 脚氣
- 慢性呼吸器病
- 慢性呼吸器病
- 慢性呼吸器病

職業的疾患が職業と關係を有する點に於て公傷と同一であるところから見て職業的疾患も公傷の同様の取扱をして差支ないではないかと云ふものもあるが、共済組合がこれを業務災害の外に置いたのは、斯くの如き有害勞働に對しては、賠償費とも云ふべきものが賃銀のうちに含まれて居るから、特に賠償の意味に於て給付をする必要がないと云ふ理論に立脚して居るものと思はれる。この主張は外國の勞働保險に於ても一般に認められて居るものであると云つてよい。

療疾年金を受くるものは、特症金を受くることが出来ない。(規34)特症金は、重症ではあるけれども、未だ恒久的療疾の程度に至らざるもの、若しくは恒久的療疾の程度に達するも、加入年數の關係上、年金を受くる資格なき者に對する給付等であるから併給する必要無きことは勿論である。

第五節 退 職 給 付

退職給付とは、組合員が死亡以外の事由に依り組合を脱退した場合に給せらるゝ給付である。(規39)死亡以外の事由とは、(一)退官退職したるとき、(二)鐵道以外の官職に

轉じたる時、(三)休職となりたる時、(四)甲種組合員に在りては任官し又は現業以外の職務に轉じたる時(但し資格繼續の意思を表したる時は此の限りにあらず)、(五)乙種組合員にありては組合加入後又は資格繼續後一年を経過せる者が脱退の意思を表示したるとき、(六)臨時雇傭又は囑託となりたる時、(七)外國人となりたる時である。この内、所謂退職と認むべきものは、(一)(二)(三)の場合のみであるから、實際から云へば寧ろ脱退給付と云つた方がよいかも知れない。共済組合の他の給付が保険主義に則り、加入期間の長短を問はないのに反し(尤も特症金や遺族給付やには加入期間を斟酌してあるがそれは例外である)獨り本給付が貯金主義を加味し、掛金の多寡に依り支給を異にして居ることは、一寸趣を異にして居る。保険は貯金で無いから、事故の發生しないときは、給付を受けないのは當然であるが、保険給付を受けなかつたり、又は例令受けても自分の醸出した掛金に比すれば少額に過ぎなかつたりすると、保険の性質を充分理解しないものは、恰も損失をした如くに考へるものが無いでもない。この點に於て勞働保險のあるものが貯蓄主義を加味し、加入年數の長短に依り給付に等差を附することは、相當理由のあ

ること、云はねばならぬ。殊に退職給付の如く、組合を脱退する場合に於ては、組合員をして此種の誤解を抱かしむることが少くないから、貯金主義を多量に加味し、掛金の多寡に依り給付に差等を設けることが必要とせらるゝのである。

退職給付は退職年金及退職一時金の二種に區別せられて居る。(規39)

(一) 退職年金 退職年金は十五年以上組合に加入せる者が組合を脱退した場合に支給せらるゝ終身年金で、其の額は加入年數の長短に依り區別せられて居る。即ち組合加入後十五年を経過して脱退した者の受くる年額は、給料年額の四分ノ一(給料三箇月分)で、爾後一年を加ふる毎に給料年額の百分ノ一を加算するが、加入二十年を経過するときは、其年金は、給料年額の三分ノ一(給料四箇月分)となり、爾後一年を加ふる毎に、前同様、給料年額の百分ノ一を累加するのである。(規40)例へて給料百圓を受くる組合員が加入後十九年を経過して脱退したときは、三百四十八圓の年金を支給せらるゝが加入後二十年を経過して脱退したときは、年金四百圓を受くることとなる譯である。退職年金は必ずしも退官退職を要件とせざるが故に、退官退職前と雖も組

合を脱退する以上は年金の決定を受くることが出来るが、總べて年金は在職中支給しないことになつて居るから。(規²¹) 現實に年金の支給を受くのは、該組合員が退官退職した月の翌月からである。

(二) 退職一時金 退職一時金とは、組合員が組合加入後十五年を経過せずして脱退したときに支給せらるゝ一時金で、その額は、加入年数の長短及脱退の事由如何に依り異つて居る。即ち加入後六箇月を経過して脱退した者は、給料日額の十日分で、爾後加入六箇月を経過する毎に給料十日分宛を累加して行くのであるが、若し其の額が組合員の支拂つた掛金總額に達しないときは、掛金總額に等しき額を支給することになつて居るから、如何なる場合と雖も掛金總額以下の退職一時金を受くことはないのである。唯乙種組合員に在りては、この場合本人の支拂つた掛金總額を支給しないで、甲種組合員としての掛金額丈を支給する。(規⁴²) 元來甲種組合員には自己の掛金以外、更に給料月額百分ノ五に相當する政府の補給金があるから、収支計算上、掛金の利子及政府の補給金を以て、退職給付以外の各給付を支辨して行くことを得る以上、

脱退の際、組合員の掛金全部を返還しても差支ない譯であるが、これに反し、乙種組合員には政府の補給が無いから、補給金に相當する額丈は、退職給付以外の費途に充當せらるゝ爲め、脱退の際は、自己の掛金中より當然控除せられなければならない、然らざれば、乙種組合員は、加入期間中、自己の掛金以上に保険利益を受け、組合より過當に保護せらるゝこととなるからである。従て乙種組合員が組合を脱退したときは、甲種組合員としての掛金總額しか支給されない。例へば月給九十圓を受くる組合員が加入十年三箇月にして退職したとせば、普通ならば給料日額三圓の二百日分即ち六百圓の退職一時金を受くるのであるが、もし其の者が乙種組合員であつて掛金總額が假りに千百二十二圓であるとすれば、千百二十二圓の退職一時金を受くることは出来ないけれども給料月額百分ノ六宛の掛金するものとして計算した額が假りに六百十二圓となるなら、該金額丈け退職一時金として支給さるゝ譯である。尤も組合員が自己の都合で脱退したときは——家事上の都合で退職するとか又は乙種組合員が任意組合を脱退する様な場合が、これに該當する。徴兵の爲め退職したり又は病氣の爲め餘

儀なく退職するもの等は自己便宜と認めないことになつて居る。——加入期間六箇月を給料十日分として計算した額の八割しか支給しないことになつて居る。(規42の2)組合加入後六箇月を経過しないで脱退した組合員に對しては、退官退職の原因が自己便宜にあらざる限り、甲種組合としての掛金額に相當する一時金を支給することが出来る。(規42の3)

こゝで一寸説明を加えて置かねばならぬことは、現行組合規則施行前に組合に加入せる者に對する退職給付である。共済組合が始めて鐵道部内に設置せられたのは明治四十年五月一日だから、現行規則が制定せられた大正九年四月一日以前に組合に加入したものは、制定前月まで舊組合規則に依り給料月額百分ノ三に相當する掛金を納めて来たから(尤も乙種組合員は百分ノ五を納めて居るが、其の内百分ノ二は甲種組合員の政府補給金に該當するものであるから、此の場合問題にはならない)新規則に依り加入以來百分ノ六の掛金をして居る者と、同一の給付を爲す譯には行かない。それでこの種の組合員に對しては、別の計算に依り算出せられたる給付をしなければならぬが、それは左の方法に依るのである。

ぬが、それは左の方法に依るのである。

(一)

退職年金にありては、組合規則第四十條(加入十五年ヲ経過シテ組合ニ脱退シタル者ニテ経過シテ脱退シタル者ニ在リテハ給料年額ノ四分ノ一、加入二十年該二十年経過後ハ加入一年ヲ経過スル毎ニ之ニ給料年額ノ百分ノ一ヲ加算ス)に依り算出したる金額より、第十七條(給付額ハ給付ノ事由發生當時ノ掛金)第十八條(給付額算定ノ基本受クル者ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ一箇月ノ額トシ、其ノ十二倍ヲ以テ一箇年ノ額トス)月給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ以テ一日分ノ額トス)に依る給料年額の二分ノ一、に現行規則施行前の加入年數を乗じたる額を控除せる金額(規80)

(二)

退職一時金にありては、組合規則第四十二條第二項(退職一時金ノ額ハ加入後六箇月ヲハ給料十日分トシ六箇月経過後ハ加入六箇月ヲ経過スル毎ニ之ニ給料十日分ヲ加算ス、但シ其ノ金額ガ甲種組合員トシテノ掛金額ニ達セザルトキハ之ヲ甲種組合員トシテノ掛金額ニ切上グ)加入後六箇月ヲ経過シテ自己ノ便宜ニ因リ脱退シタル者ニ在リテハ前項ニ依り算出シタル金額ノ十分ノ八ヲ給ス、此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ハ之ヲ適用セズ)及第三項(加入六箇月ヲ経過セズシテ脱退シタル者ニ在リテハ退官又ハ退職ノ原因ガ自己ノ便宜ニ非ラザル場合ニ限リ甲種組合員トシテノ掛金額ニ相當スル一時金ヲ給スルコトヲ得)に依り算出したる金額より現行規則施行前の加入年數に對する第四十二條第二項及第三項に依る算出額の二分ノ一を控除せる金額。(規80)

(三) 現行規則施行前加入五年を経過し且つ年齢五十五歳以上に達したる者が、該規則施行後死亡以外の事由に依り組合員を脱退し、退職一時金を受くる場合は、加入五年以上六年未満にして脱退したるものは給料百五十日分、加入五年以上は加入一年を増す毎にこれに給料三十日分を加算したる金額。(規82)本給付の特色は、自己便宜に因る脱退の場合、給付額を削減せざる事である。

然し斯う書いた丈けでは少し解り悪いから、例を擧げて説明する事としやう。

(一) 明治四十二年一月共済組合に加入し、大正十三年五月三十一日退職するものとせば、(退職前月末の給料月額九十圓として) 其の者の受くべき退職年金は

$$\left(1080 \times \frac{1}{4}\right) - \left(1080 \times \frac{1}{200} \times 11\right) = 210 \text{ 圓 } 60$$

即ち二百一十圓である。前記数字中 1080 とあるは給料月額九十圓の十二倍 $\frac{1}{4}$ とあるは現行規則に依り加入十五年以上二十年未満の組合員が受くべき退職年金の率、 $\left(\frac{\text{給料年額}}{\text{四分の一}}\right)$ 又 $\frac{1}{200}$ とあるは、現行規則施行前の加入年数、即ち明治四十二年一月より大正九年四月一日前までの加入年数十一箇年である。

詳く云へば十一年三箇月であるが、一年未満の端数は切捨てることになつて居るから、十一年となるのである。尤も組合加入後十六年となれば計算方は又一寸違つてくる。即ち

$$\left\{ \left(\text{給料年額} \times \frac{1}{4} \right) + \left(\text{給料年額} \times \frac{1}{100} \right) \right\} - \left(\text{給料年額} \times \frac{1}{200} \times \text{現行組合規則施行前の加入年数} \right) = \text{退職年金}$$

となるのである。加入年数十七年なれば、 $\left(\frac{\text{給料年額}}{100} \times \frac{1}{100}\right)$ が $\left(\frac{\text{給料年額}}{100} \times \frac{2}{100}\right)$ となり、爾後、加入一年を増す毎に $\frac{1}{100}$ 宛増して行くのである。加入年数二十年を経過して脱退するときは、 $\left(\frac{\text{給料年額}}{4} \times \frac{1}{4}\right)$ が $\left(\frac{\text{給料年額}}{3} \times \frac{1}{3}\right)$ となる丈けで他は十五年の場合に於ける計算方と全然同一である。二十一年以後の計算方は、矢張り $\left(\frac{\text{給料年額}}{4} \times \frac{1}{4}\right)$ の $\frac{1}{4}$ とが $\frac{1}{3}$ となるだけで、其の他は十六年以後のものとは違はない。

(二) 大正元年一月組合に加入し、大正十四年一月五日脱退するものとせば(退職前月末の給料月額九十圓) 其の者の受くべき退職一時金は

$$(3 \text{圓} \times 260) - (3 \text{圓} \times 160 \times \frac{1}{2}) = 540 \text{圓}$$

五百四十圓である。前掲數字中、3圓とあるは給料月額九十圓の一日分、260とあるは現行規則に依り加入十三年を経過せる組合員の受くべき退職一時金の算出日數、(加入六ヶ月を経過する毎に給料十日分の割) 160とあるは、組合規則改正前の加入年數即ち大正元年一月十日より大正九年四月一日迄の期間たる八年三箇月(三箇月は切捨つ)に對する退職一時金の日數である。尤も、自己の便宜に因る脱退の場合は、前記金額の八割であることは、勿論である。

(三)

文久三年二月生のものにして大正元年三月組合に加入し、大正十三年十月脱退するものとせば(退職前月末の給料月額九十圓)其の者の受くべき退職一時金は

$$3 \text{圓} \times (150 + 210) = 1080 \text{圓}$$

即ち一千八十圓である。前記の數字中、3圓とあるは、給料月額九十圓の一日分、150とあるは大正元年三月より大正六年二月末日までの組合加入年數

五年に對する支給日數又210とあるは大正六年三月一日より大正十三年十月までの加入年數七年八箇月(内八箇月分は切捨つ)に對する支給日數である。この給付を受くるものは、慶應元年三月末日までに出生し、且つ大正四年三月末日中までに組合に加入したものに限るのである。本計算に依る給付が他の場合に比し、著しく多額であるのは、舊規則の「養老救済金」に對する組合員の権利を尊重したのと、今一つは、組合員の年齢から推定して、新規則の退職年金を受くる見込がないのを、考慮に入れたこと、信ずる。

自己便宜に因り組合を脱退する者に對する退職一時金が、然らざるものに比し少ないのは、前述の通りであるが、其の理由は外でも無い。即ち(一)自己便宜に依る退職者は退職の爲め生活上何等不安を感ぜざる者と推定し得べき理由があるから、特に之を救済する必要が無いけれども、自己の意思に反して退職するものは、退職後の不安が伴ふから、失職者保護の意味に於て、給付を厚くする必要があるので、(二)いま一つは生命保險會社が、中途解約せる被保險者に對し其の者に屬する責任準備金の一部を控

除して返還すると同一の理由が存するのである。生命保険に於て解約するものは、比較的保険の必要を感じざる者、換言すれば健康體のものばかりで虚弱者は解約しないから、被保険者全體の抗死力は、解約者の爲めに減退するものと見なければならぬ。従てこれに基く會社の損害は、當然解約者に求めざるべからざるが如く、組合に於ても任意脱退する者は、給付を必要とせざるもの、即ち健康者若くは危険業務以外のものに止まり給付を受くべき機會多きものは、殘留するを常とするから、自然組合員總數に對する給付事故を多からしむることゝなるべく、これに基く組合の損害は、當然任意脱退者に於て負擔しなければならぬのである。

第六節 遺族給付

遺族給付とは、組合員が死亡したるとき、其の遺族に給する給付である。組合員の家族は、組合員の勞働に依り、その生活を支持するものであるから、組合員にして死亡せんか、其の家族は忽ちにして生活の資源を杜絶せられ、一家離散の憂き目を見ることは多言を要せざるところである。従て扶養を要する家族を持つ労働者が最も不安

を感じるのは、自己の死後に於ける家族の生活であるから、労働保険の制度を設けて労働者を保護する以上は、獨り生存中の不安を除去するに止まらず、死後の不安を一掃することに就きて、相當考慮を加ふる事を必要とする。然し、これを實行するには、一面多額の費用を伴ふので、各國共、その必要を感じながらも容易に着手せず、業務災害の場合を除けば、簡易生命保險 (Industrial Insurance) 等に任かせて置く向が尠くなく、今日、此種の給付を設けて居るのは獨逸位のもので、其の他は、共済組合の葬祭金程度の給付を爲すに過ぎない。

共済組合の遺族給付は、遺族年金、遺族一時金及葬祭金の三種に分かれて居る。

(一) 遺族年金 遺族年金とは、組合員が職務執行上傷痕を受け又は疾病に罹り死亡したときに、其の遺族に支給する年金給付で、其の額は、給料四箇月分であるが、組合加入後二十年を経過せる者は、給料五箇月分を支給することになつて居る。(規44) 就職の當日死亡しても、その死亡の原因が職務執行上の傷病に基因する以上、年金を受くることは言を俟たない。又本年金は公傷給付の延長と見るべきものであるから、公

傷一時金を受け、引續き職務に服する者が、當該傷病に基因し死亡したときは、矢張り遺族年金を受くることが出来るのである。然しこの場合には、その年金は、死亡の翌月より之を積算し、組合員が生前受領した公傷一時金の額に達するまでこれを支給しない。(44の2) 例へば大正十三年一月、給料月額六十圓を受くる組合員が、四等一級に該當する傷痍に因り、三百六十圓の公傷一時金を受け、引續き勤務中、同年十二月、該傷痍の爲め死亡し、給料四箇月分に相當する遺族年金受給の権利が発生したとせば死亡の翌月たる大正十四年一月より起算し、十八箇月の後、即ち大正十五年七月に至らざれば、年金の支給を受くることが出来ないのである。

遺族年金は、組合員の配偶者、遺子、父、母、祖父母の順位に依り、支給することになつて居る。(規45、46、47) 従て組合員の死亡當時、配偶者があるときは、該配偶者は、先順位者として年金を受くるのである。配偶者とは、夫又は妻として戸籍吏に届出でたるものを謂ふので、所謂、内縁の夫婦は配偶者で無い。尤も民法實施前、即ち明治三十一年七月十六日前に婚姻した者は、戸籍簿に登録が無くとも、親族近隣の者も夫

婦と認め且つ其の實ありと認めらるゝ者は、配偶者たるを失はないのである。配偶者なきとき若くは配偶者あるも、其後死亡し、又は其の家を去り、或は他と結婚せるときは、最早之を保護する必要は無いから、年金は、組合員の遺子に轉給せらるゝこととなるが、それには、二十歳未満にして且つ結婚せざる者たることが條件となつて居る。(規46) 成年以上の者や未成年者と雖も妻を有する程のものは當然自活し得べき能力があると解せらるゝし、また他人の妻となるものは、夫たるべき人より扶養せらるゝを常態とするから、特にこれを保護するを要しないのである。組合員の死亡當時既に他家にあるものは、遺子を以て目することが出来ない。従て其の後組合員の家に復籍するも、年金を受くる資格は生じないものと解する。組合員死亡後、他家に入りたるものが、後ち再び組合員の家に復歸した場合は、他家への入籍が、婚姻又は婿養子縁組にあらざる限り、受給資格あるものと解する。

組合員の遺子が二人以上あるときは、民法第九百七十條の家督相續の順位に依り、順次轉給することになつて居る。即ち、(1)嫡出の男子、(2)庶出の男子、(3)嫡出の女子、

(4)庶出の女子、(5)私生の男子、(6)私生の女子と云ふ順位で、轉給するのである。従て或る場合に於ては——例へば女子組合員が死亡したときには、夫の庶子が自己の私生子に先つて、年金を貰ふやうな、不自然な場合が生じないとも限らないが、民法の家督相續に準據する以上致し方のないことで、恩給法もこの點に於ては同一である。若し同順位のもの二人以上あるときは、年長者が先順位者となるのである。庶子は其の父母の婚姻に因り、又私生兒は父母が婚姻中認知したときから、嫡出子たる身分を取得するのであるが、家督相續の場合に於ては、いづれも嫡出子たる身分を取得した時に生れたものと看做すことになつて居るから、自己が嫡出子たる身分を取得する場合に於て、既に其の家に嫡出子あるときは、假令、事實上年長者でも、家督相續の上では年少者となり、従て、共済組合の遺族年金を受くる場合に於ても、次順位者となる譯であるから、誤解してはならない。先順位者たるべきものが、後順位者より後に生れた場合、例へば女兒を有する組合員の死亡當時、懐妊して居た妻が、其の後男兒を分娩したときはどうするか。この場合は複雑な問題を生ずるから、取扱上の便法と

しては、分娩の曉を俟つて請求するのが間違ひのない遣り方であるが、既生女子が年金を請求した後、に於て男子が生れたとせば、理論上は、過誤拂として該女子より返納を命じ、更に出生男子に對し組合員死亡の翌日より年金を支給すべきものと解する。それから代承相續人（代承相續人とは、最先に相續すべき順位にある者が、家督相續の開始前に死亡し、又は其の相續權を失ひたる場合に於て、その者に直系卑屬あるときは、家督相續の順序に従ひ、其の者と同順位に於て家督相續人となるものである。例へば、AにBCの二男があつて、長男BはDなる子を擧げたる後、Aに先ちて死亡したときは、Dは其の父Bと同順位にてAの家督相續を爲すのであるが、このDを代承相續人と云ふのである）であるが、これは家督相續の上から云へば、長子と同じく先順位を占むる譯であるけれども、組合員の遺子にあらざるが故に、年金を受くる資格は無いのである。

年金を受くる遺子無きとき、若くは遺子あるも、結婚其の他の事由に依り、年金を受くべき資格を喪失したときは、組合は、組合員の死亡當時より引續き其の家に在る

父、母、祖父、祖母の順序に依り、年金を支給することを得るのである。(規47) この父、母、祖父母の内には養父母、養祖父母を含むことは勿論であるが、民法實施後の養子縁組に就きては戸籍吏に届出でたるものでなければならぬ。父、母又は祖父母に對し他に扶養する者があるとき、例へば組合員が死んでも、其の兄が戸主として立派に生計を立て、父母を扶養して居るやうな場合は、特に保護する必要が無いから、支給しないやうなことがあるかも知れない。組合員の死亡後、其の家に入る者は勿論、死亡當時其の家^{に在る者}でも一旦他家に入籍した者は復籍するも、年金を受取ることは出来ない。組合員死亡當時より引續き同一戸籍内にあることを要件とする。若し同一戸籍内に實父母養父母等あるときは、家附の直系尊屬を先順位者とすべきであらう。遺族年金は、組合員の家に在る遺族に給するものであるから、遺族が其の家を去つた場合は、當然年金權を喪ふ譯であるが、唯、一の例外とも見るべきは、組合員の配偶者又は遺子にして現に遺族年金を受け若くは受くべき者が、組合員の家より分家し又は分家する者に伴ひ其の家に入る者に限り、特に年金權を喪はしめないことである。

(規46の2) 組合員の父母中には、寡婦などを虐待して其家に居られない様にした^り又は巧に寡婦を欺瞞して分家せしめ、年金を自己の掌中に收めんとする者も無いではないから、特に斯くの如き規定を設け、寡婦及遺兒に對しては、たとへ組合員の家より、離籍するも、それが分家である以上は、本家の延長と見做して年金を受取るに差支無いこととしたのである。故に組合員の遺子が二人以上ある場合に於て、そのうちのあ^{る者}が分家したときは、戸籍は異つて居ても、同一の家に在る者と見做し、民法第九百七十條の家督相續の順位に依り、順次轉給せらるゝのである。尤も分家した者がその家から他家に入籍したり又は更に分家したりしたときは失權する。

遺族年金を受くべき先順位者が何等かの事由に因り、所定の請求期間内^(給付の事由發生の月より三年以)請求せざりし爲め、年金受給權を喪失したときは、次順位者が年金受給權を取得するものと解する。何となれば、年金の轉給は、後順位者が前順位者の權利を承繼するものではなくして、前順位者の權利と同一の内容を有する別異の權利を取得するものであるからである。従て後順位者の年金受給權は、前順位者が權利を喪失したとき

即ち三年の除斥期間が満了した日より生ずるものと解する。然しこの解釋には異論もあるから。安全な策としては、先順位者が所在不明其の他の爲め、請求する能はざるときは、次順位者其の他に於て一日も早く財産管理人を設け、年金の請求をして置くことが必要である。

(二) 遺族一時金 遺族一時金は、規則第四十八條に依る遺族一時金と、同第四十九條及第五十條の一時金との二種類がある。

(1) 規則第四十八條に依る遺族一時金 規則第四十八條に依る遺族一時金とは、公傷病以外の原因に依り、組合員が死亡したとき遺族に給するもので、普通遺族一時金と稱するときは、本條の一時金を指すのである。其の金額は加入年數の長短に依り異り、組合加入後一年を経過せざるものは給料六箇月分、一年を経過せるものは給料九箇月分、三年を経過したるものは給料一箇年分、六年を経過したるものは給料一年三箇月分、十年を経過したるものは給料一年六箇月分であるが、共済組合に於ける他の給付が、故意に因る傷病を除外せるに拘らず、獨りこの遺族一時金及後に記載せる葬祭金に於て

のみ、故意に死を招きたる場合と雖も、給付を爲すこととなつて居るのは、遺族救済の趣旨に出でたるものに外ならない。尤もその行爲が、犯罪を構成する場合は例へば決闘の如き——事情の如何に依り、給付の全部若くは一部を支給しないこともあるけれども、(規24)それは犯罪行爲に對する特殊の制限で、この場合とは趣を異にして居る。それから公務執行に基因する傷病の爲め、死亡した場合であるが、その場合には、遺族年金を支給するから、本條の一時金は支給しない。(規48)本條の遺族一時金は、公務以外の傷病に因り死亡することを要件とする。従て、職務執行中故意に死を招致したものは、公務に因る死亡でないから、本條の給付を受くることとなるのである。唯百分ノ七の選擇加入者に對しては、公務上死亡の場合と雖も、遺族一時金を支給するが。(規48)該組合員は、遺族年金の支給を受けないことになつて居るから、(規16)公務の爲め死亡しても救済する途が無いので特に遺族一時金の支給を認めないのである。

(2) 規則第四十九條及第五十條に依る遺族一時金 これには二つの種類がある。(A)は規

則第四十九條に依るもので、年金受給者が短命にて死亡したる場合に、其の遺族に給する一時金である。即ち公傷年金、廢疾年金、及退職年金を受くる者が、退職の日より起算し、公傷年金を受くる者に在りては七年以内、其の他の年金を受くる者に在りては六年以内に死亡したときは、其の遺族に對し、前者に在りては、該年金の七年分より、又後者に在りては同じくその六年分より、既に支給せる年金額を控除した金額を給するのである。(規49)例へば、大正十年六月三十日、組合員が四百二十圓の公傷年金を得て退職し、爾來年金を受けて居たところ、同十三年九月二十七日死亡したとせば、四百二十圓の七年分二千九百四十圓より、既に給したる年金額一千三百六十五圓を控除せる殘額一千五百七十五圓を其の遺族に給するのである。尤も該年金權者が生前年金の前渡を受けたるときは、更に其の前渡金額を控除せらるゝのは云ふまでもないことである。(規49)(B)は規則第五十條に依るもので、公傷年金、若くは退職年金を受くる權利確定し、未だ年金の支給を受くるに至らざる者が、在職中、死亡した場合に、其の遺族に給する一時金で、其の額は、公傷年金を受くべき者に在りては該年金の七年分、退職年金に在りては該年金の六年分である。(規50)こゝで一才説明をして置かねばならぬことは、規則第五十條の權利確定の意義である。嚴格に云へば權利の確定とは給付を決定すべき權能ある者が年金を受くべき者に對し、權利の存在並其の内容を明確ならしむることであるがこゝに云ふ「權利確定」とは、さうした重い意味では無く、當該給付を受くるに必要な條件を具備した時、換言すれば給付を受くる權利の發生した時を云ふものである。例へば公傷年金に在りては、第二十五條の第一等又は第二等の機能障害を貽して治癒又は廢療したとき、退職年金に在りては、組合加入後十五年を経過せる者が組合を脱退したときである。

規則第四十九條及第五十條の遺族一時金を、年金の六箇月分(公傷年金に在りては七年分)としたことに就いては理由がある。それは外でも無い。總べて共済組合の年金は、退職後本人の生存中を限り支給するものであるから、退職後短命にして死亡した場合は、年金の支給も短期間に過ぎざる爲め、その者が現實に受くる金額は、給付等級に於て年金よりも下位に在る一時金に比し、少ないことゝなるのである。殊に年金權確定後、未だ

辭職するに至らずして死亡せる者の如きは、一文の支給をも受けざることとなるから、斯くの如き年金権者に對しては別途救済の途を拓き、一時金受給者との權衡を失せざるやうにしなければならぬが、其の額は既給年金額を加算し少くとも一時金に相當する額以上であらねばならない。即ち具體的に云へば、公傷年金に亞ぐ公傷一時金の最高額は、給料の一年六箇月分であり。(規35) 廢疾年金や退職年金の待期を經過した組合員が、私傷病に因り死亡せる場合に受くべき遺族一時金も亦一年六箇月分であるから。(規30、規40、48) これに相當する丈の給付金は、是非共年金権者に支給しなければならぬのである。組合規則が前述の如き短命死亡者に對し、「公傷年金ヲ受クル者ニ在リテハ該年金ノ七年分、廢疾年金及退職年金ヲ受クル者ニ在リテハ該年金ノ六年分ヲ支給」すること、規定したのは、最下級の年金でも、六箇月分を給すれば、一年六箇月分の給料に相當し一時金受給者との權衡が取れると見たからである。即ち、年金の最下級は給料三箇月分なるが故に、その六年分は 3×6 の十八箇月となり、一時金の一年六箇月分に相當するからである。

遺族一時金は、組合員の死亡當時其の家に在る、(一)直系卑屬、(二)配偶者、(三)直系尊屬の順位に依り支給することとなつて居る。(規51) 遺族年金にありては、配偶者が第一順位を占むるに反し、遺族一時金に於て殊にこれを第二位としたのは、配偶者が一時金を受けた後婚家を去り、遺族の扶養を顧みざるが如き事實の生ずることを慮れたからである。直系卑屬が數人あるときは、民法第九百七十條の規定に依り、親等の異りたる者の間に在りては近き者を先きにし、同親等のうちでは(1)嫡出の男子(2)庶出の男子(3)嫡出の女子(4)庶出の女子(5)私生の男子(6)私生の女子の順位に依り支給するが、同順位のもの二人以上あるときは、年長者が先順位となる。遺族年金の場合に在りては、二等親(孫)以下の直系卑屬は、年金を受くる資格が無いけれども、遺族一時金に於ては之を認め、代承相繼人の如きは、民法第九百七十四條の規定が準用せられ、他のものを越えて先順位者となることが出来るのである。直系卑屬及配偶者無きときは、其の家に在る直系尊屬が一時金を受くることとなるが、もしこの際直系尊屬二人以上あるときは民法第九百八十四條を準用し、親等の最も近き者が先順位者となり、親等同

し者二人以上あるときは、男が先順位者となる。若し組合員の家に、實、養父母並び存するときは、遺族年金の場合と同じく、養父母を先順位とすべきものと解する。尤も遺族一時金の順位は斯く規定してあるもの、死亡した組合員が、生前遺言に依り受領者若くは其順位に就き、特別の意志表示をしたときには、それに依ることも出来るのであるが、この場合には、該遺言者が遺言當時満十五歳以上で意思能力を有し、且遺言としての方式——例へば自筆證書に依る遺言なれば(1)遺言の全文、日附及氏名が總べて遺言者の自筆であること(2)遺言者の捺印せるものなること、又公正證書に依る遺言なれば、(1)證人二人以上の立會あること、(2)遺言者が遺言の趣旨を公證人に口授すること、(3)公證人が遺言者の遺言を筆記し、遺言者及證人に讀聞かすこと、(4)遺言者及證人が筆記の正確なることを承認したる後、各自署名捺印すること、(5)公證人が上記記載せる方式に依り作製したるものなる旨を附記してこれに署名捺印するが如き等——を具備しなければならぬのは勿論である。従てその遺言が法律上效力のない場合は無論採用せられないし、又假令遺言としての効力はあつても、遺族救済の本旨に

背反する様なときは採用せられない場合も生ずることがあり得よう。(規51)規則第五十一條に「但シ組合員カ死亡前特別ノ意思ヲ表示シタルトキ云々」とあるに依りこの遺言を爲し得る者は、現に組合員たる者のみに限るが如く云ふ者もあるが、年金受給者(遺族年金を除く)を包含して居ることは、精神解釋上疑を容れざるところである。最先順位にある遺族が一時金を受くる権利は、組合員の死亡と共に發生するから、若し該権利者が権利發生後、其支給を受くるに至らずして死亡するときは、配偶者の場合を除き、その者の相続人に支給せらるゝのである。(規51の3)この場合に於て、該先順位者が、家族であつたとしたなら、その者の受くべかりし一時金は、遺族相続人に支給しなければならぬ。民法の規定に依れば、遺産相続人の順位は、被相続人の(1)直系卑屬(2)配偶者(3)直系尊屬(4)戸主で、若し同順位者が二人以上あるときは、共同して相続することになつて居るから、従て一時金も、同順位者の全體に對し交付することになるのである。而して遺産相続は被相続人の家族たることを要件としないから、組合員の家族以外の者と雖も、遺産相続の権利を有する者は、一時金の支給を受くる資

格があるものと解する。唯、組合員の配偶者が遺族一時金を受くべき場合に於て、これを受くるに先ち死亡したときは、遺産相續者に支給しないで、次順位者たる直系尊屬に支給することになつて居るが、(規51の3)若しこれを遺産相續者に支給することゝすると、配偶者の實家に在る直系尊屬が一時金を得て、組合員の直系尊屬はこれを得ないと云ふことになり、組合員の遺族を救済する趣旨に背反する結果を來たす場合があるからである。

遺族給付に就て猶ほ注意して置きたいのは、該給付の性質である。恩給法でも然らであるが、共済組合では、遺族中の或一人を選定しその者に年金なり一時金なりを支給するところから、受給者一人に於てこれを私し得るかの如く解する者もあるが、これは大なる誤と云はねばならぬ。組合が遺族給付を設けた趣旨は、組合員の生前扶養せる家族を救済するに在るから、遺族の總てが一體として其の利益に均霑し得べきことは當然である。外國の労働保険法や労働者賠償法の如く、遺族の各に給付金を支給する形式を取つて居ないのは、共済組合が、多分に族制主義の色彩を帯びて居るからに外ならない。

遺族年金又は遺族一時金を受くる者無きときは、組合は、左記の者に對し、記載の順序に依り、遺族年金に在りては、その三年分を、又遺族一時金に在りては其の三分ノ二を支給することが出来る。(規則⁵²、及大正九年四月達第三三三號)尤も第一に該當する遺子數人あるときは民法第九百七十條及び第九百七十四條の規定を準用し、家督相續の順位により先順位者が受け、第五、第六に該當する者が二人以上あるときは、民法第九百九十四條及第九百九十五條の規定を準用し、親等異りたる者の間に在りては其の近かき者が先順位者としてこれを受け、親等同じき者は、同順位にて之れを受くるのであるが、若し該受給者が給付を受くるに先ち死亡したときは、その者の直系卑屬が、該死亡者と同一の順位にて給付金を受くることとなるのである。又七(八)に該當するもの二人以上あるときは、何れも同順位にて給付を受くるものと解する。以上は遺族給付を受くる者の無い場合のことであるが、遺族年金を受くる者が死亡其他の事由に依り權利を喪失し爾後年金を受くる者無き場合に於て、若し、從來遺族に交付せる年金總額が、該

年金の三年分より少なきときは、前同様其の残額を左記の者に支給することが出来るのである。即ち組合員に甲乙の遺子があつて、組合員死亡後、甲は年金を受くることとなつたけれども、其後六箇月にして結婚した爲め、乙が代つて年金を得ることとなつたが、これ亦八箇月にして死亡し、終に年金権利者が無くなつたやうな場合には、該年金の三年分から甲乙二人に支給した一年二箇月分を控除し、残額一年十箇月分をば相當資格者に支給することを得るが如きその一例である。

一、組合員死亡當時其の家^{に在る}年齢二十歳未満にして結婚したる遺子又は年齢二十歳以上の遺子。

二、婚姻の届出無きも、親族近隣の者も夫婦と認め且つ其の實ありと認めらるる者（内縁の夫婦）。

三、民法第九百七十九條、第九百八十二條及第九百八十五條の家督相續人（即ち指相續人、第一種の選定家督相續人及第二種の選定家督相續人を云ふ。指定家督相續人とは、被相續人の家族たる直系卑屬なきとき、被相續人に於て指定するものである。第一種の選定家督相續人とは、指定家督相續人なきとき、被相續人の父、母又は親族會の選定するもので、被選定者は、被相續人の家に在る配偶者、兄弟姉妹又は其直系卑屬に限られて居る。又第二種の選定家督相續人とは、最終順

位の家督相續人にして、被相續人の家に在る直系尊屬なきとき、親族會が被相續人の親族、家族、分家の戸主又は本家若くは分家の家族中より選定するものである。若し此等のうちから相續人を得難きときは他人より選定することが出来る。）

四、戸主

五、他家に在る直系卑屬

六、他家に在る直系尊屬

七、死亡者の家に在る兄弟姉妹

八、死亡者の給養を受くる者

(三) 葬祭金 葬祭金とは、組合員が死亡したとき、葬祭を営みたる遺族に支給するもので、其の額は、職務執行上傷痍を受け又は疾病に罹り、これが爲め死亡したときは給料三箇月分、其の場合は給料一箇月分である。死亡者が、死亡前疾病給付（若くは鐵道職員療養規則に依る療養）を受けて居たかどうかと云ふことは、毫も問ふところでない。論者中には、組合規則に「葬祭金ハ組合員死亡シタル場合ニ於テ其ノ葬祭ヲ營ミタル者ニ給ス」とあるにより、組合員の遺族で無くとも、葬祭を営む以上は、

何人でもこれを受くる資格がある様に解するものもあるやうであるが、遺族給付は遺族に給することを原則とするから、(規43)遺族以外の者に之を給するが如きは甚しき誤解と云はねばならぬ。その如何なるものを遺族とするかと云ふ一事に至りては、規程上、明文が無いので、確然たることは云ひ悪いが、まづ組合員の家族と解すべきであらう。

第七節 災厄給付

災厄給付とは、組合員が不慮の災害に因り財産を減損又は滅したるとき、若くは組合員の家族が傷病に因り、休養又は死亡したるとき、組合員に支給する一時金である。(規54)元來労働保険は労働者が偶然の事故に因り、労働能力を減少若くは喪失し、又は労働機会を喪失したる場合に於て、經濟的給付を爲すことを目的とするものであるから、災厄給付の如きは、ごちらかと云へば寧ろ労働保険の埒外に在るものと云つてよいのであるが、然し之が爲め、労働者の受くる經濟的打撃に至りては、兩者とも同じことであるから、歐洲の労働保険——例へば獨逸の帝國保險法や、英國の國民保險法

に於ては、資金に剩餘のある場合若くは組合員中割増掛金を醸出する者に限り、超過給付(Mehrleistungen)又は附加給付(Additional Benefit)の下に此種の給付を爲して居る。わが共済組合が、災厄給付を設けた主旨並その給付額が所謂見舞金の程度に止まり、他の給付の如く損害の補填を意味しないのはこの理由に依ることと察せられる。

災厄給付は、災害見舞金、家族見舞金及家族弔慰金の三種に分かれて居る。

(一) 災害見舞金 災害見舞金とは、組合員が水、火、震災其の他非常の災厄に逢遭し財

産上の損害を蒙れる場合に於て支給せらるゝ一時金で、其の金額は給料二箇月分以内である。(規55)災害見舞金は財産の損失を對象とするから、負傷其の他の人的災害を包含しない事は勿論、假令財産的損害と雖も組合員の『現在住所』以外に於ける財産の損害に對してはこれを給付しない。(大正一〇、五通牒)現在住所とは現住所を云ふものか又は居所を云ふものか一寸不明であるが、自分はこれを現住所と解する。現住所とは、人が生活の本據と爲す意思を以て定住する場所である。従て他人の住宅又は旅館等に寄寓する場合と雖も、本人がこれを以て生活の本據とする以上は住所たるを失はない。

そこで給付の金額であるが、これには左の如き標準があつて、損害の如何に依り等差を附することになつて居る。尤もこの標準は給付の最高限度を示したものであるから軽重の程度に應じて適宜裁量せらるゝことは勿論である。

- (一) 家族と共に自宅居住の者財産全部を亡失したるとき 給料六十日分
- (二) 家族と共に借家居住の者財産全部を亡失したるとき 給料五十日分
- (三) 家族と共に間借又は下宿せる者財産全部を亡失したるとき 給料四十日分
- (四) 家族と共に父兄又は親族知己等の家に寄寓せる者財産全部を亡失したるとき 給料三十日分

財産の半を亡失したるときは前記の二分の一、五分の一を亡失したるときは前記の五分の一等とする。もし損害の程度が財産の五分の一に達せざるときは全然見舞金を給せない。又罹災組合員が單身居住者である場合は、前記の半額を支給する。

同一戸籍内にある者が二人以上組合員(選擇加入者の場合を除く)たる場合に於て住

所を同じくし、而かも均しく災害に逢遇せるときは、各組合員はいづれも災害見舞金を受くることが出来るけれども、唯、その支給額に至りては、其間多少の相違が無いでもない。例へば均しく全焼した場合と雖も、父なる組合員は給料六十日分に相當する見舞金を受くるも子たる組合員は給料十五日分に相當する見舞金を受くるが如き、その一例である。

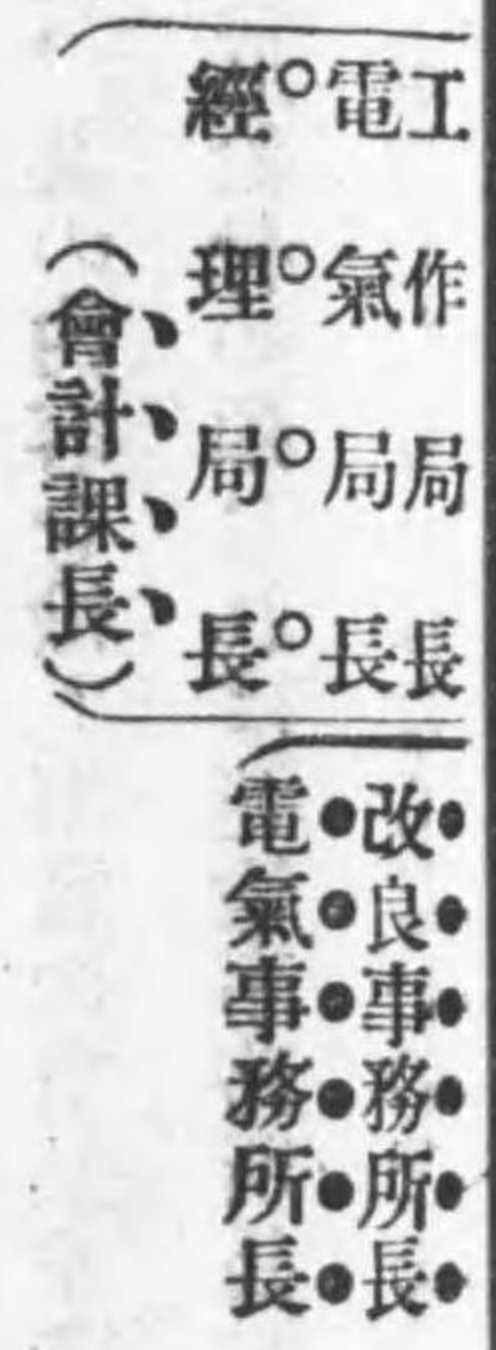
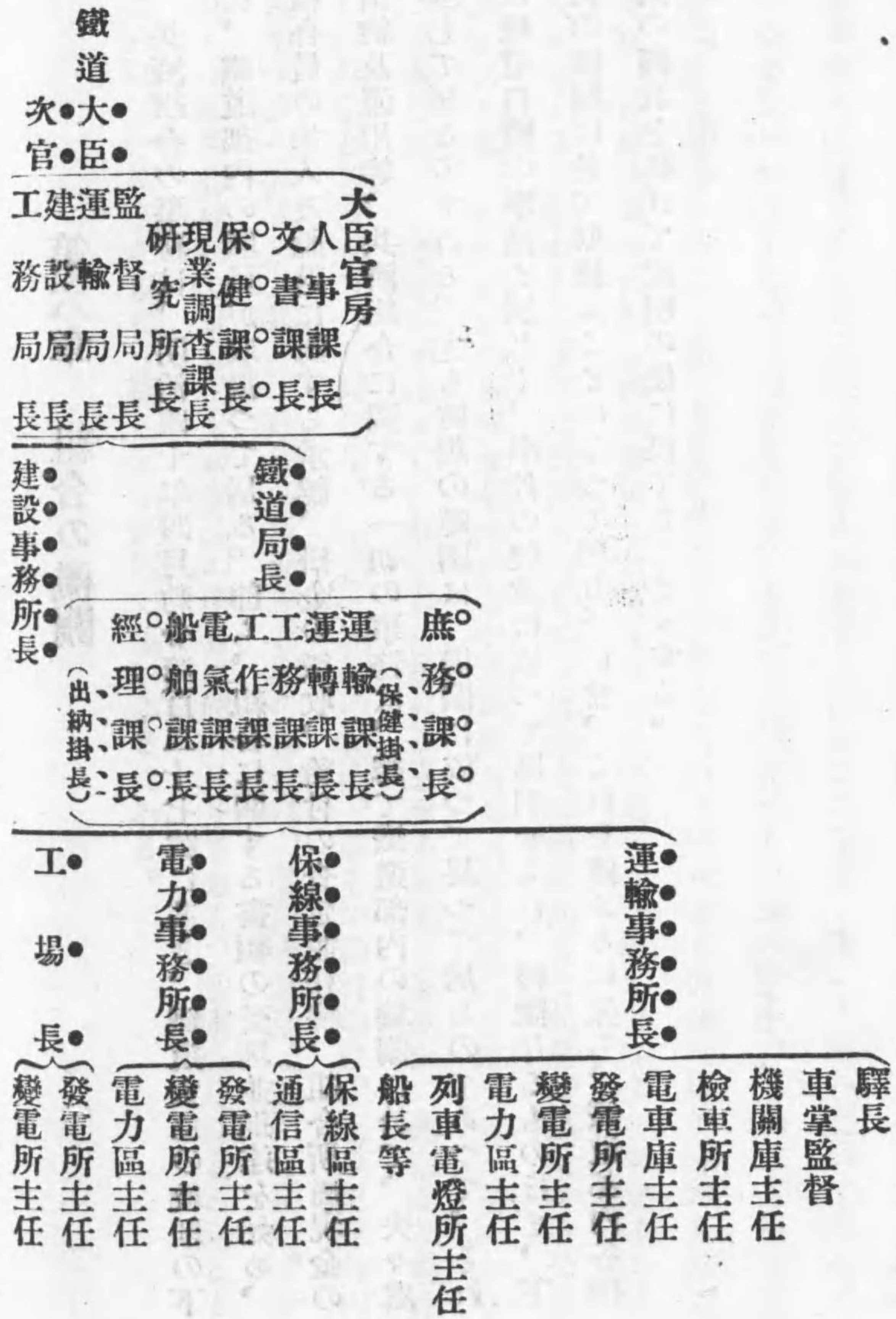
(二) 家族見舞金 家族見舞金とは、組合員の現に扶養する同居の家族が、傷痍を受け又は疾病に罹り、引續き一箇月以上休養し、醫師の處方に依る服藥を爲すときは、一事業年度(一事業年度とは、四月一日に始まり翌年三月三十一日に終る一箇年を云ふ)一回を限り、給付する一時金である。(規56)ここに謂ふ家族とは民法の夫れに比し、迥かに狭く、組合員の配偶者及直系尊、卑屬の三種に限られて居る。(規58)故に組合員の兄弟姉妹や、配偶者の直系尊屬や、妻の私生兒などはこの内に這入らない、夫の父母は妻の直系尊屬で無いから、女子組合員は夫の父母が病氣をしても、家族見舞金を受くる資格はないと云はねばならぬ。それから給付額であるが、これには區別があつて、

配偶者又は直系尊屬のときは給料十日分、直系卑屬は、十歳以下のもの七日分、十歳未満のものは重症の場合に限り同五日分と云ふことになつて居る。同一傷病と雖も、年度を越ゆれば更に家族見舞金を受くる資格を生ずべく、又一家中、兄弟二人以上組合員たる場合に於て、(但し選擇加入者を除く)これと同居する直系尊屬が病氣したときは、各組合員は何れも家族見舞金を受くる事が出来る。何となれば、本給付は罹病者を有する組合員に對する見舞金であつて家族その者に對する給付で無いからである。この點は次に述ぶる家族弔慰金の場合も同様である。

(三)家族弔慰金 家族弔慰金とは、組合員の現に扶養せる同居の家族が、死亡した場合に、組合員に支給する一時金で、(規57)家族の範圍、並その給付額は、家族見舞金の場合と同一である。即ち、配偶者及直系尊屬の場合は、給料十日分、直系卑屬中、十歳以上の場合は同七日分、十歳未満の場合は同五日分である、唯家族見舞金と異なるところは、一事業年度に一回と云ふ制限の無いことである。

第六章 組合の機關

共済組合の事務は、明治四十年四月勅令第二百二十七號に基き、鐵道大臣の統理の下に、鐵道部内の職員が取扱つて居る。即ち、組合に關する書類の受理並進達を始め、組合員の加入及脱退に對する承認、掛金の徴收、給付の査定並仕拂、組合所屬現金の出納及運用等、共済組合に關する一切の事務は、總て鐵道部内の機關に於て、夫々處理して居るのである。尤も處理の範圍は、機關に依つて異つて居るのであつて、それは鐵道自體の事務と同じく、事件の輕重に依つて區別せられ、輕微なるものほど、下級の機關に於て取扱ふことになつて居る。いま、これを述ぶるに先ち、鐵道部内各機關の圖表を掲げて説明の便に供することとする。



本表は系統的に大體を圖示したるものに止まるを以て、教習所、鐵道病院、同治療所、被服工場、木材防腐工場、電機修繕場等特殊のものは總てこれを省略した。

右のうち、共済組合の本體とも云ふべき事務を掌理して居るものは、大臣以下鐵道局長、建設、改良、電氣の各事務所長及鐵道局管内の事務所長、工場長並出張所長である。大臣は共済組合の統理者として萬般の事務を統轄處理し。(規3)鐵道局長及建設改良電氣事務所長は(一)所屬職員の共済組合加入に關する處分、(二)所屬共済組合員に對する給付の決定及支拂(年金及公傷一時金を除く)、(三)所屬共済組合員に對する政府給與金の決定及仕拂を掌り(鐵道局長職務権限56、57、58及鐵道省建設事務所長改良事)又鐵道局各事務所長、工場長、出張所長は所屬共済組合員に對する疾病給付、葬祭金及災厄給付の

決定及支拂を爲すことになつて居る。(鐵道局管内各事務所長、工場長、出張所長職務權限¹⁴)そしてこれらの事務中、大臣に屬するものは主として官房保健課長に於て(經理に關する事務に限り經理局長)鐵道局長に屬するものは局庶務課長(經理に關するものは局經理課長)が大臣なり局長なりの指揮監督の下に常務を取扱ふことになつて居る。而して前記以外の各機關は、共濟組合に就きては何等の處分權をも持つて居ないから、これらの機關の共濟組合に關する事務と云へば、單に所屬職員より組合に提出する書類の受理及進達、各種報告の調製、事故に對する證明(例へば公傷給付又は遺族年金の請求書に添付すべき傷病願末書、及災厄給付の請求書に添付する證明書の類)並所屬組合員に對する處分の傳達等に過ぎない。從て此等の機關は勿論、前記局所長と雖も、自己の權限外に屬する書類を受理したときは、直ちにこれを權限ある機關に送致して裁決を求めねばならぬことは勿論である。例へば、驛長が部下職員より給付の請求書を受理したときは、其の内容を検し事實の有無並書類の完備を確めたる後、裁定機關——疾病給付や災厄給付の類なれば運輸事務所長に、其の他の給付なれば運輸事務所長經由鐵道局長に進達しなければならぬのである。

組合員及其の遺族が給付を受くべき權利は、給付の要件を具備すると共に當然發生するのであるが、權利の内容を審査して、客觀的に權利の存在を明確ならしむるものは、決定權を有する機關の裁定である。故に組合員及其の遺族の權利は裁定機關の決定を俟つて始めて確定するのであるが、若し其の決定に過誤あるときは次の方法に依つて是正せらるるのである。(一)は裁定機關若しくは上級監督機關の取消であつて。他は審査會の決議である。審査會の審査は被處分者其の他の異議申立に依つて行はるゝが、裁定機關の處分取消は、被處分者其の他の申立に依る場合もないではないが多くの裁定機關自身或は上級監督機關の命令に基く場合が多い。裁定機關の決定が取消されたるときは、其の決定は全然無効となり、新たな決定が當該裁定機關に依りて行はるゝ、そして裁定機關の過誤に基く不當利得に對しては、受領者若しくは其の相續人より返納しなければならぬ。

審査會は議長(次官)一名、審査委員十名(鐵道省の高等官)より成る合議制で共濟組合に於ける唯一の權利救濟機關であり、又爭議決定機關である。(規66)大臣又は局所

長の處分に對し、異議ある者は、其の理由を鐵道大臣に申告し、審査會の審査を求むることを得るが、それには二つの條件が必要とせられて居る。(第一)は、審査を要求し得る事項は加入、脱退、及給付に關する處分に限ること、(第二)審査請求書は處分の通知を受けた日より起算して二十日以内に提出しなければならぬ事である。(規64)従て加入、脱退若くは給付以外の處分に關しては異議あるも審査を請求するを得ないし、處分の通知を受けたる後二十日を經過すれば、審査を請求し得る事項と雖も、審査を受くることは出来ない。審査を請求する者は、請求の要旨を明記せる審査請求書を作製し、證憑書類ある場合はこれを添付し、處分機關經由、鐵道大臣に提出することを要する。若し法定代理人に於て審査を請求するときは、其の資格を證明する文書を添付しなければならぬ。審査會を招集し、議事を整理することは議長の職務であるけれども、議長事故あるときは、審査委員中の上席高等官がこれを代理する。(規67)審査會は、審査委員半数以上出席しなければ開會することは出来ない。(規68)鐵道大臣又は其の命を受けたる官吏は審査會に出席して意見を述べることが得べく、又審査

會に於て審査決定上必要と認むるときは、關係醫師の出席を求めてその意見を徴することも出来るのである。(規70)若し議長及審査委員中、審査すべき事件に就き特別の利害關係を有するものは、その審査に與かることを得ない。(規71)「特別の利害關係」の何たるかは規程に明文が無いから分らぬが、民事裁判又は刑事裁判に於ける裁判所職員除斥の場合——例へば審査委員又は其の配偶者が當事者の一方である場合や審査委員又は其の配偶者が當事者の一方又は其の配偶者と親族たるが如き場合はこれに該當するものと思はれる。審査會の決議は出席員の過半数を以て定め、可否同數なるときは、議長これを決する。(規68)而して該決議は、議長より鐵道大臣に報告すること共に、一方之を審査請求者に通告しなければならない。(規72)該通知書には、争點の要旨、裁決の趣旨及其の理由が詳記せらるゝを例とする様である。審査會の決議は、組合を羈束し、統理者たる大臣と雖も、之に服従せざるを得ない。(規73)故に審査の結果審査會に於て審査請求者の申立を理由あるものと認むるときは、共濟組合は前處分を取消し、更に該決議に基き處分をしなければならぬ。

共済組合の計理機關としては、まづ第一に國有鐵道共済組合出納命令者といふものがある。組合員の掛金は、出納命令者たる經理局會計課長、鐵道局經理課長、建設、改良、電氣の各事務所長及鐵道局管内の各事務所長、工場長、出張所長に於て、組合員たる職員に仕拂はるべき俸給々料中より控除徴收せられ、政府より組合に交付する給與金（給與金は月割計算とし、組合員の給料總額百分ノ五に相當する金額を以て其の月の給與額とす）同様共済組合の當座預金として所定の銀行に預入れらるゝのであるが、一面仕拂に要する金額も、命令官に於て、毎月、翌月分の仕拂見込額を定め、經理局長に請求し給付其の他の仕拂に充つるのである。而して共済組合の一般事務が本省保健課長に於て統括せらるゝが如く、この組合所屬現金の出納及運用に關する事項は總べて本省經理局長の處理に屬して居る、なほ組合財産の管理に就きては、本省内に財産管理委員なるものがあつて、周到なる注意の下に管理を爲しつゝあることを附け加えて置きたい。

組合の醫療機關は、六個の鐵道病院、六十有餘の鐵道治療所及四個の鐵道療養所と約九百名の鐵道囑託醫より成つて居る。このうち前三者は、鐵道省の直營であつて、鐵道病院は、鐵道局の所在地に一個宛設置せられ、内科、外科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚泌尿科、齒科、産婦人科及理學的治療科等の各分科より成り、入院設備を有して居る。治療所は斯くの如き分科的組織を有せず、又入院設備も無い。療養所は公傷に因る貽後症者に對し醫理學的療養を爲さしむるを主とする關係上、溫泉所在地に設置し且つ入院設備を有して居る。鐵道囑託醫は讀んで字の如く、沿線各地の公私立病院又は開業醫に診療事務を囑託せるもので、その内には入院設備のあるものもあればないものもあるが、何れも該地方に於ける第一流の病院若くは開業醫が選拔せられて居る。これらの醫療機關は、組合員に對する傷病の診療を主とし、必要の場合、組合に對し、詳細なる診斷書若くは病況書等を提出する義務を有して居る。この囑託醫制度は直營制度と同じく、優秀なる醫師を選択し得ると共に、一面、被保險者の不正行爲を防止し經費の膨脹を抑制し得るところから、保險經營上、最も望ましさものと云はねばならない。若し、然らずして醫師の選擇を被保險者に一任するときは、醫學的智識

を有せざる、被保険者は、醫師の技能を鑑別する能力に乏しき爲め、技術の如何に頓着なく、患者の意を迎合する醫師の下に集る傾あるばかりで無く、一面、醫師に於ても被保険者の意を迎ふるに急なるの極、濫りに藥劑及勞働不能の證明書を交付し、組合の負擔を重からしむることがあるからである。この事は、獨逸のコローンを始め各地の疾病金庫の歴史が、充分證明して居る。

斯くの如く共済組合には、幾多の機關があるが、猶はこの外に監査員と云ふものがある。これは、鐵道大臣官房保健課長、及各鐵道局長が其の所屬員中から任命し、前者は本省及各建設、改良、電氣事務所に就き、又後者は自己の所管内に就き給付の決定其の他の處分はもとより、財産及現金の出納に關する證憑書類、帳簿等を検査し、(一)法規成例に違ふことなきや否や。(二)事務不整理の廉無きや否や。(三)經營上其の宜しきを得ざるものなきや否やを監査せしむることになつて居る。そしてこの監査は定期監査及臨時監査の二種に分かれ、定期監査は毎年度一回以上各個所に就きこれを行ひ、臨時監査は必要と認むる場合、必要の個所に對してのみ行ふ譯である。監査の結果は

監査員より命令者たる官房保健課長若しくは鐵道局長に復命しなければならぬ。監査の際發見したる事項であつて、緊急處理の必要ありと認められた場合は、直ちにこれを命令者に申報することを要する。監査員の復命書は、官房保健課長若しくは鐵道局長に於て之を審按し、夫々輕重に従ひ適宜處理せらるゝのであるが、事態重大なるものに至りては、組合の統理者たる鐵道大臣に報告することとなつて居る。以上の外官房保健課長は、必要に應じ、隨時各局所に涉り監督を行ふことが出来るし、又本省經理局長も保健課長同様組合の會計並現金、物品の出納に關しては、各局所に所屬員を派遣して監査を行ふことが出来るやうに規定されて居る。

第七章 組合の經濟

一四六

共済組合の經濟中、収入の主なるものは、組合員の掛金並政府の給與金及其利子で、支出の重なるものは、組合員及其の遺族に支給する各種の給付である。然し此等の内容に就きては、既に説明したから、こゝには主として所要財源の算定方法、責任準備金の性質、並組合財産運用の方法及豫定支出對實際支出の關係等に就き、簡單なる説明を加ふるであらう。

組合が所定の給付を爲すには、年々幾許の財源を必要とするかと云ふことは、組合經濟上第一に考へねばならぬ問題である。何となれば組合員より徴收する掛金額及政府の補給金額は給付及反對給付平準の原則(Prinzip der Gleichheit der Leistung und Gegenleistung)に基き、支出額の如何に依つて決定せらるゝからである。(尤も之と反對にまづ賦出額を定め、而して後ち給付額を算出する法もあるが、労働者保護の上から云へば豫め救済上必要なる最少限度の給付額を定めこれに依り賦出額を算出するのが順當である。)然し、これを計算するには、組合員の掛金と政府給與金とを區別すること

なく、單に給付に必要な金額を算出すればよい。そのうち、幾許を組合員が負擔し幾許を政府(又は事業主)が負擔するかと云ふ事は、所要財源算出の結果、組合員の負擔能力其の他を斟酌して始めて決定せらるべき別個の問題である。そこで所要額算定の方法であるが、これには(第一種)公傷一時金や疾病給付、災厄給付等の如く、毎年給料の一定歩合を財源として之に充當し、其の年の支拂を爲し得れば足るものと、(第二種)公傷年金、廢疾年金、退職給付及遺族給付の如く、給付の性質上、支出が年を逐うて著しく増加するものに依り、算出の方法が違つて居る。即ち(第一)の場合には、非常に簡單で、各給付に要する毎年の支出額を豫定し置き、之を組合員總體の俸給年額で除すればよい。例を公傷一時金に取つて説明すれば、統計に依り平均一年に要する公傷一時金の額——即ち公傷病者中、公傷一時金を給付すべき程度の者に對し、該一時金を給付するとして計算したる額——を求め、假りに其の金額を十五萬圓とし、給料總額を一億三萬圓とすれば、後者を以て前者を除したる商、即ち、給料の千分ノ一、一六は、公傷一時金として要する財源である。換言すれば、組合員が公傷一時

一四七

金を受くる爲めには、給料の、千分ノ一、一六を充つればよいのである。この方法は疾病給付や、災厄給付等の場合にも、用ひるを得るのであるが、公傷年金や、退職給付の如き、給付が年々累積して行くものには用ひられない。この場合には更に複雑なる計算が用ひられる。いま比較的簡單なる公傷年金に就きて云へば、公傷者死亡生残表(公傷者死亡生残表とは一定數例へば一萬人の公傷年金者中、其内、何年後に何人生残する)に依り、公傷表(かを示す表で、共済組合では、Zimmermannの獨國鐵道廢疾年金者死亡表を採用して居る)に依り、公傷年金者の平均受領額を求めこれを年金現價即ち一時金に換算したる後(それは、年金者の生存中、年々支拂はる可き年金の總額を、一時金に換算するのであるから、豫定利率を以て割引したものであることは勿論である)公傷一時金の場合と同じく、組合員の給料總額を以て除したるものが公傷年金の所要財源となるのである。廢疾年金や退職及遺族給付の如きものになると、算出方法は一層複雑で、脱退殘存表(一萬人の從事員中、死亡、廢疾、辭職等種々なる原因に依り年々組合を脱退して行く状態を表示したるもの)給料指數(一なる給料を以て採用せられた從事員が年々昇給し行後の給料を基礎として算出するから、)廢疾者死亡生殘表(廢疾者死亡表とは廢疾年金受領者が年々死亡したこと本表の作製が必要である)、(内閣統計局第二死亡表(男子)に依り作製せるもの)及豫定殘表同様、矢張り Zimmermann)退職年金者死亡表(退職年金を受くべき程度の年齢者の死亡生殘表で、)及豫定年金の表に依つて居る。

利率等を基礎とし、計算するのであるが、其の方法は高等數學の領域に屬し、非常に複雑且つ難解であるから、こゝには一切省略することにする。斯くの如くにして組合の各給付に必要な資源を算出したものが、給料の百分ノ十一となるのである。

組合の給付中、公傷年金や廢疾年金又は遺族年金等に對する資源は、年金受領後死亡するか又は權利喪失まで(遺族年金は順次轉給することになつて居るので、所要財源を算出することが困難であるから、遺族の全體を通じ、合計二十〇年間、年金を受くるものとして計算してある)年々交付すべきものを、一時に交付するものとして算出してあるし又、退職給付の如く待期中年々掛金の若干を積立つべきものが加へられてあるから、組合員の醸出する掛金(政府の補給金も含む)の内には、その年度内に支拂はるべき給付——疾病給付、災厄給付等の外、後年支拂はるべきものが含まれて居る譯である。従て組合は、組合員に對し、右に對する債務を負ふことになるから、組合としては後日の支拂に備ふる爲め、第二種の給付に必要な資金を積立て、置かねばならない。こゝに於て責任準備金(Reserve funds)の必要が起るのである。責任準備

金とは、組合が將來組合員及其遺族に對し支拂ふべき債務を果すため、豫め準備し置く金員である。即ち銀行の預金同様、早晚組合員及若くは其の遺族に支拂ふべきものであるから、組合は平素よりこれに必要な金額を準備し、何時でも拂ひ出し得るやうにして置かねばならぬ。組合規則第六十一條に「組合ハ毎事業年度ノ終ニ於テ各年金及遺族一時金、退職一時金並第八十二條ノ給付ニ對スル責任準備金ヲ計算シ之ヲ組立ツルコトヲ要ス」とあるのは即ち將來に對する支拂を確保せんが爲めの趣旨に外ならない。

然し前にも云ふ通り責任準備金は、將來長年月に亘り支拂ふべき給付額を、年六分の利率を以て割引したる現價(Present value)であるから、將來所定の給付を爲すには、組合に於て年六分以上に利殖して行かねばならない。否世界の金利は年々低下して行く傾向を持つて居るから、組合經濟の安全を期するには年六分位の利殖では安心する譯にいかないのである。何となれば組合は年金者等に對し、十數年甚しきは數十年の長き期間に亘り、支拂ひの義務を有するが爲め、金利が低下して豫定利率以下となつ

ても豫定利率丈は附して行かねばならぬ關係上、豫定利率以上に運用し得る時代に於て、出来るだけこれを有利に運用し將來の計を爲さねばならない。我國生命保險會社の豫定利率は大約四分乃至五分であるが、共濟組合では六分としてある。年六分の利子は、今日の金利状態から見て高利ではない。從て遠き將來は兎に角、現在これを六分以上に廻はして行くことは必ずしも困難ではないのである。唯、この責任準備金は、將來に於ける支拂の基金を爲すもので、云はゞ他人の金を預つて居るのであり且つ年々著増して行く性質を持つて居るから、これを運用するには、注意の上にも注意を加え、確實有利の方法を擇まねばならぬ。從て各國の保險業法は勿論勞働保險法に於ても、この責任準備金の投資物件に就きては、可成り嚴重なる制限を設けて居る。その如何なる物が投資物件として適格であるかと云ふと、(一)豫定利率以上の収益があるもので、(二)價格の變動少なく、(三)滅失滅損の虞無く、(四)且つ常時一定の収益を得、(五)而かも隨意回收換價するに易く、(六)而して投資物件の價值を判斷するに特別の智識又は技術を必要とせざるものがそれであるが、しかし斯くの如き條件

を具備して居ても、資本を同一種類のものに集中すると云ふことは、避けねばならぬ。これらの點に於て最も理想的なものは國債、地方債並特殊銀行の債券等であると云つてよい。わが國有鐵道共濟組合が責任準備金の大部分を有價證券に投じて居るのは、亦この理由に外ならないのである。いま投資債券の種類を擧ぐれば左の通りで、其の種類より見れば平均して豫定利率以上即ち七分内外に利殖されて居ることは略ぼ想像が附く。因に云つて置くが、表中、英貨公債とあるのは、英國の國債ではなくて、外國に於て英貨により發行せられた日本政府の國債である。なんでもないことではあるけれども、能く誤解する人があるから一寸注意して置く。

共濟組合所有有價證券 (大正十年度末現在)

種別	額面	買入價格
甲號五分利公債	四三〇,〇〇〇	四一〇,九四二・〇〇
五分利國庫債券 (り號)	一,〇〇〇,〇〇〇	九四五,〇〇〇・〇〇
同 (る號)	一,〇〇〇,〇〇〇	九四五,〇〇〇・〇〇

同 上 (ら號)	五,〇〇〇,〇〇〇	四,六五二,七三九・七二
同 上 (う號)	三,〇〇〇,〇〇〇	二,七九〇,〇〇〇・〇〇
同 上 (ま號)	二,〇〇〇,〇〇〇	一,八六〇,〇〇〇・〇〇
大阪市電氣鐵道公債	一,〇〇〇,〇〇〇	九七,五〇〇・〇〇
神戸市水道擴張公債(第二回)	六八,〇〇〇	六二,六六二・〇〇
同 上 (第三回)	一九七,五〇〇	一八五,一五六・二五
勸業債券(第三十四回)	一〇〇,〇〇〇	九八,五〇〇・〇〇
同 上 (第五十三回)	四九,〇〇〇	四六,四〇三・〇〇
同 上 (第八十五回)	五〇〇,〇〇〇	四八七,五〇〇・〇〇
興業債券 (第十九回)	六〇,〇〇〇	五八,八〇〇・〇〇
同 上 (第二十七回)	八〇,〇〇〇	七六,〇〇〇・〇〇
北海道拓殖債券 (第十五回)	一一八,〇〇〇	一一六,五二五・〇〇
同 上 (第十六回)	一二三,〇〇〇	一一六,四八一・〇〇

同 上 (第二十回)	九四、〇〇〇	八六、四八〇・〇〇〇
富山縣水力電氣事業公債	一〇〇、〇〇〇	九三、〇〇〇・〇〇〇
四分利英貨公債 (第一回)	九九、〇〇〇	六五四、二八三・七九〇
同 上 (第三回)	六五、四五〇	四三七、九四三・五六〇
五分利英貨公債	一〇六、三〇〇	九一四、一一六・一九〇

(大正十二年鐵道現業員
待遇施設概要より抜萃)

若し組合に於ける實際の事故發生率が、豫定せる事故發生率と同一なるか、若くはこれよりも少きとき、又は組合の資金が豫定利率と同等若くはそれ以上に運用せらるゝときは、組合の經濟は極めて順調であると云ふことが出来る。唯實際の事故發生率がつねに豫定せる事故發生率より低きときは、該豫定率は實際に符合せざるもので、從て右に因り算出せられたる保險料(組合で云へば掛金)は不當のものであるから、相當程度にこれを低下するか又は給付を増額することによりて平衡をとらねばならぬ。之に反し、實際の事故發生率が常に豫定せる發生率より高きか、又は資金の運用

が常に豫定利率よりも低きときは、組合の經濟は頗る悲觀すべきものと云はねばならぬ。資金の運用が豫定利率に達しないといふやうなことは、豫定利率を特に高く見積らざる以上、まづ無いと云つてもよいが、事故發生率が豫定率を超過することは決して絶無でなく、十分なる統計を得る能はざる場合に於ては、正確なる蓋然率(Probability)を知る能はざる爲め、往々にして斯くの如き結果を見ることがあるのである。故に組合に於ては常に實際事故發生數對豫定事故發生數並之に基く實際支出額對豫定支出額の状態を較査し、若し其の超過が他に原因無く、且繼續的なることを發見したときは、掛金を増徴するか又は給付を低下することにより、組合經濟の破綻を防止しなければならぬのである。故に勞働保險の如く施設の日尙ほ淺き爲め、正確なる統計を得難きものにありてはこの點を慮り、暫定的に掛金を規定する場合が尠くない。例へば獨逸の癱疾者及遺族保險の如きはそれで、十年を以て一期とし、十年毎にその成績を審査して變更することになつて居る。英國の失業保險法も、暫定的の點に於ては同様であつたと思ふ。それからこれは給付上の事柄であるが、數多き組合員

中には、虚偽の申告を爲し、給付を詐取せんとするものや、又は斯くの如き悪意無きも疾病恐怖(Valedudinarianismo)と云つて輕症を重症と誤信し、又は健康體でありながら罹病せるが如く思惟し、治療を求めて已まない者があるから、各種給付の審査に對しては、斯くの如き點に對しても常に周到なる注意を拂ひ、不當若は不必要なる經費の膨脹を防止しなければならぬのは勿論であるが、他方また、事務擔當者が保險給付の意義を誤解して救恤の如くに考へ、私情に驅られ若くは請求者の意に阿ねり、給付すべからざるものに給付し又は所定以上の給付を爲し、其の結果、組合經濟の基礎を薄弱ならしめ、終に保險組合の閉鎖を見るに至つたやうな事例は、サン、ガルの失業保險組合を始め從來類例の無いことでもないから、この點も、亦大に注意を要すべきところである。それから災害豫防施設及衛生設備の完否や、冗費の節約等は組合經濟の成績を左右する至大の原因を爲すのであるが、これらの事項は、説明すべく餘りに明白な事實であるから、こゝには敢て贅言を費さないこととする。

第八章 健康保險法と共濟組合の給付

一昨々年制定せられた健康保險法は、未だ實施の運びに至らないけれども、同法は工場法の適用を受くる工場の事業主や使用人に適用せらるることになつて居るから、實施の上は、鐵道部内の工場及機關庫等に勤務する職工の全部は、自然同法の適用を受くることとなるのであるが、國有鐵道従事員中、健康保險法の適用を受くる者と然らざる者との間に、給付の厚薄があつてはならぬから、共濟組合の給付中、同法の夫れに及ばないものは何れ改正せらるゝものと思はれる。果して然らば、今より健康保險法の給付に就き、一應の研究をして置くのも、強ち無用の業ではあるまい。

給付の種別から云へば、健康保險法は共濟組合に比し、遙に劣つて居る。共濟組合の給付は、公傷、廢疾、疾病、退職、遺族、災厄の六種に分れ、更に公傷給付は公傷年金及同一時金に、廢疾給付は廢疾年金及特症金に、疾病給付は醫療金、休養金及産婦金に、退職給付は退職年金及一時金に、遺族給付は遺族年金、同一時金及葬祭金に

又災厄給付は災害見舞金、家族見舞金及家族弔慰金と云つたやうに各種の年金及び一時金に細別せられ、殆ど労働保険の各部門を網羅せるに反し、健康保険法は、僅かに療養給付、傷病手当金、埋葬料及分娩金並出産手当金を支給するに止まつて居る。獨乙國保險法に於ては疾病保險 (Krankenversicherung) の名の下に、療養給付、疾病手当金、分娩手当金、産婦手当金、哺乳手当金並死亡手当金を支給して居るが、健康保險法の給付は大體これと同様で共濟組合の所謂公傷、廢疾、遺族、退職、災厄の各給付に屬するものは、殆ど支給せられないと云つてよい。尤も業務上の死傷に對しては、健康保險法の被保險者は工場法に依り、事業主の扶助を受くることになつて居るから、健康保險法の給付を受けなくとも、實際は、共濟組合の公傷給付及遺族給付と同種の給付を受けて居るものと見ることも出来るのである。即ち工場法施行令に依ると、職工が業務上重大なる過失に因らずして負傷し又は疾病に罹り、其の結果不具又は廢疾となつたときは、其の程度に依り、賃金三十日分以上乃至百七十日分以上に相當する扶助料を受くることになつて居るし、(工場法施行令七條)又これが爲め死亡したときは、賃金百

七十日分以上に相當する遺族扶助料及十圓以上の葬祭料を遺族が受くることになつて居るから(同施行令第八條及九條)さう云つた場合には、或程度の公傷給付、遺族給付を受くるやうな譯であるが、然し、給付の程度は共濟組合ほど厚くはない。例へば、業務上負傷し又は疾病に罹り、終身自用を辨する能はざる者に對する給付は、工場法施行令では賃金百七十日(約六箇月分)以上に相當する一時金であるが、共濟組合では給料七箇月分乃至九箇月分に相當する年金を本人の生存する限り支拂ふことになつて居る。それは恰度該施行令の扶助料に相當する以上の額を毎年支拂ふ譯になるのである。又終身勞務に服すること能はざる者に對する給付は、該施行令では賃金百五十日分以上(即ち五箇月分)以上の一時金であるが、共濟組合は給料四箇月分乃至六箇月分の年金である。これも亦前者に相當する額を毎年支拂ふ譯である。それから業務死亡者の遺族扶助料は、該施行令では賃金百七十日分以上に相當する一時金であるが、共濟組合では給料四箇月分乃至五箇月分に相當する年金で、而かも永年に亘り配偶者、遺子、父母、祖父母の順序で轉給し得ることになつて居る。埋葬料の二十圓も共濟組合の葬祭金給

料三箇月分に比すれば同日の談で無い、斯くの如く給付の全體から云ふと、共済組合の方が無論厚いのであるけれども、單に健康保険法所定の給付のみに就きて云へば、必ずしもさうばかりとは限らない。いま兩者の給付を比較して見ると、大略左の通りである。

(一) 医療給付 健康保険法に依れば、被保険者(共済組合で云へば組合員)が疾病に罹り又は傷痍を受けたるときは、組合の費用を以て療養給付を興ふることになつて居る。

(三) 療養の範圍は勅令を以て定むることに規定せられて居るから、勅令が出ない以上確然たることは解からぬけれども、施行令要綱によれば、醫師、齒科醫の診療投薬や處置、手術の類は勿論、場合に依つては看護及轉地療養の費用等をも支給する考であるらしい。果して然らば、給付額及療養範圍の點に於ては、共済組合のそれに比し、遙かに厚いと云はなければならぬ。何となれば、共済組合の醫療金は醫療費用の半額(傳染性疾患の場合は七割)であり且つ看護の費用や轉地療養の費用等は全然、請求し得られないことになつて居るからである。唯、健康保険法が、療養の期間を公傷病は

同一傷病に對し百八十日以内、私傷病は一年百八十日以内に限定して居るのは、(法四七)共済組合の無制限に比し薄い様であるが、統計に依れば、療養六箇月以上に亘る傷病は全數の〇、三%に過ぎないし又公傷病患者に對し、事業主より期間外に亘り療養を申請するときは、事業主の負擔の下に引續き療養し得る途もあるから、(法四八)大した問題では無いのである。それから健康保険法に於ては、療養中被保険者たる資格を喪失しても、所定の期間内は引續き療養給付を受くることになつて居るが、(法五五)共済組合には斯くの如き規定が無い。この點も健康保険法の方が厚くもあれば、又理論上正當でもある。

(二) 傷病手当金 健康保険法では、被保険者が、傷病の爲め休業加療し給料を受けざるときは、公傷病の場合は休業當日より又私傷病の組合は休業第四日目より、報酬日額の百分ノ六十に相當する傷病手当金を支給することになつて居る。(法四五)——こゝで一寸報酬日額のことを説明して置くが、こゝに云ふ報酬日額とは、被保険者が實際に受くる報酬即ち勞務の對償として事業主より受くる賃銀其の他を若干等級に分類し、

各等級毎に標準報酬額を定め同等級に屬する者は、總べて同一報酬を受くる者と見做し、掛金及給付の標準とするものである。——そして支給期間は、公傷病に在りては同一傷病は百八十日以内、又私傷病に在りては一年百八十日以内とし、休業加療中は、被保險者の資格を喪失するも、引續き支給を受くることになつて居る。(法四七及五五)然るに共濟組合に於ては、休業加療者に對し、休業第五日目より給料の二分ノ一に相當する休養金を與ふることになつて居るから、健康保險に比すれば、多少見劣りせらるゝ感が無いでもない。それに共濟組合では、休業中給料の幾分でも受くる者は、其の額の如何に拘らず休養金を支給しないが、健康保險法施行令要綱によれば若しこの場合に於て、其の者を受くる給料が傷病手當金より少ないときには、該給料額丈け手當金より控除して殘額を支給する筈であるから、この點も、健康保險法の方がよいと云はなければならぬ。然し該要綱では、傷病手當金を受くる者が病院に入院したときは、家族の數に依り手當金の五割乃至二割五分を減することになる筈であるけれども、共濟組合では入院するも、休養金は減額しないから、この點は、組合の方が非常に有利である。

る。

(三) 埋葬料

健康保險法に於ては、被保險者が死亡したときは、業務上の死亡と否を問はず、被保險者に依り生計を維持せる者にして埋葬を行ふ者——この内には民法上の家族又は親族以外内縁の妻の如きものも當然含まれて居る——に對し、報酬日額二十日分に相當する埋葬料(二十圓に満たざるときは二十圓)を支給するが、若し右に該當する者無きときは、事實葬祭を営みたる者に對し、前記金額の範圍内に於て埋葬實費を支給することになつて居る。(法四九)共濟組合に於ても、斯くの如き規定があつて公傷病の場合は給料三箇月分、私傷病の場合は給料一箇月に相當する葬祭金を支給する譯であるから、給付額の上より云へば無論共濟組合が厚いのであるけれども、給付の範圍を組合員の遺族に限定し、内縁の妻を始め其他のものを除外した點はどうかと思はれる。猶ほ健康保險法に於ては、被保險者の資格喪失後九十日以内に死亡した場合や、又は被保險者の資格喪失後引續き療養中死亡したる場合若しくは療養期間終了後九十日以内に死亡した場合にも埋葬料を支給せらるゝが、(法五六)共濟組合には斯く

の如き規定は無い。

(四)分[○]娩[○]給[○]付 健康保険法に依れば、被保険者たる女子が分娩したときは、分娩費として二十圓、又出産手当金として、分娩前後所定の期間を通じ、(健康保険法施行令要綱に依れば、分娩前二十八日、分娩後四十二日間を超えざる程度に於て)一日に付報酬日額の百分の六十に相當する金額を支給するが、これには分娩前百八十日以上被保険者たることを要件として居る。(法五〇、^{五二}等) 共済組合は分娩前後四十二日間を限度として、給料日額の二分ノ一に當る産婦金を支給するに止まるから、金額及給付期間の點より比較すれば、健康保険のそれに比し、甚だ薄いと云はなければならぬ。唯、健康保険法が獨乙疾病保険及瑞西疾病災害保険法等の例に倣ひ、分娩者に對し六箇月間の待期を附せるに反し、わが共済組合が伊太利の産婦保険と同じく、全然これを設けな^いのは、女子被保険者にとり非常な利益である。この外共済組合に無い規定で健康保険法に存するものを擧ぐれば、(一)分娩給付受給中、資格を喪失せる者に對し、所定の期間中引續き給付を爲すこと、(法五五)被保険資格喪失後百八十日以内に分娩せる者に對し、給付を爲すこと、(法五七)及び分娩の爲め休業中、給付の一部を受くる者に對し、分娩費の全部並出産手当金の一部を支給すること、(法五八)等である。

以上述ぶるが如く、給付の全體から云へば、共済組合の給付は、健康保険法の夫れに比し優れて居るが、健康保険法所定の給付のみに就き比較すれば、多少の遜色が無いでもない。この點は、疾病給付中、醫療金、休養金及産婦金の給付額を増すこと、休養金の待期を縮少すること、産婦金の支給期間を延長すること、並新たに分娩金を設定すること、及遺族給付中葬祭金受領者の資格を擴張すること等によつて補ふことを得るのであるが、それは唯(1)組合員の掛金を増額するか(2)組合の給付中、比較的重要なならざるものを削除するか(3)又は共済組合の給付中健康保険法に關係無き給付の額を低下するか、(4)若くは一般組合員の給付は現状の儘とし、唯、健康保険法の適用を受くる組合員のみを對し、掛金を増徴するか、(5)然らずんば政府の補給金を増額することを得る事に於てのみ實現せらるゝであらう。而してこの健康保険法が、一面共済組合に對し、將來取るべき幾多の路を示唆するであらうことも兩者を比較研究する者

にとりては亦容易に看取し得らるゝところである。

國有鐵道共濟組合概論 (終)

國有鐵道共濟組合概論附録

○鐵道部内現業員共濟組合ニ關スル件

(明治四十年四月勅令第一二七號
改正明治四十一年勅令第三〇五號
改正大正二年勅令第二六〇號
改正大正九年五月勅令第一五四號)

- 第一條 鐵道部内ノ鐵道手及雇員以下ノ現業員ハ鐵道大臣ノ定ムル所ニ依リ相互救濟ヲ目的トスル組合ヲ組織ス
- 第二條 政府ハ毎年豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料總額ノ百分ノ二ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス
- 第三條 鐵道大臣ハ鐵道部内ノ職員ヲシテ組合ノ事務ニ從事セシムルコトヲ得
- 第四條 鐵道部内ニ勤務スル職員ハ第一條ニ定ムル現業員ニ非サルモ組合ニ加入スルコトヲ得但シ其ノ俸給ハ第二條ノ給料總額ニ之ヲ算入セス
- 第五條 傭人扶助令及各應技術工藝ノ者就業上死傷手當内規ハ雇員以下ノ現業員ニシテ組合員タル者ニ之ヲ適用セス

附 則

第六條 本令ハ明治四十年五月一日ヨリ之ヲ施行ス

○ 現業員ノ共濟組合ニ對スル政府給與金ニ關スル件

(大正九年三月 勅令第八〇號)

政府ノ事業ニ従事スル現業員ノ相互救済ヲ目的トスル組合ニシテ勅令ノ認ムルモノニ於テ退職年金又ハ癱疾年金ノ給付ヲ爲ストキハ政府ハ當該勅令ニ依ル給與金ノ外毎年豫算ノ範圍内ニ於テ組合員ノ給料總額ノ百分ノ三ニ當ル金額ヲ限度トシテ組合ニ給與ス但シ其ノ金額ハ年金給付ノ爲組合員ヨリ増徴スル掛金ノ總額ヲ超ユルコトヲ得ス前項組合員ノ給料總額中ニハ現業員タル判任官以上ノ組合員及現業員ニ非サル組合員ノ俸給給料ヲ包含セス

附 則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

○ 國有鐵道共濟組合規則

改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正	改正
大正十三年	大正十一年	大正九年	大正七年	大正五年	大正三年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年	大正二年
十月	三月	三月	七月	七月	九月	六月	四月	四月	四月	四月
達	達	達	達	達	達	達	達	達	達	達
第七六二號	第八二六號	第八二六號	第七六二號	第六一八號	第五二八號	第四一八號	第三一八號	第二一八號	第一一八號	第一一五號

第一章 總 則

第一條 本組合ハ明治四十年四月勅令第二百二十七號ニ基キ之ヲ組織ス

第二條 本組合ハ國有鐵道共濟組合ト稱ス

第三條 本組合ノ事務ハ鐵道大臣之ヲ統理ス

第二章 組 合 員

第四條 組合員ヲ分チテ甲種組合員及乙種組合員トス

甲種組合員トハ鐵道手及雇員以下ノ現業員ヲ謂フ

乙種組合員トハ前項現業員以外ノ職員ニシテ組合ニ加入シタル者又ハ第六條第五號

ノ場合ニ於テ組合員タル資格ヲ繼續スル意思ヲ表示シタル者ヲ謂フ

鐵道手及雇員以下ノ現業員ノ範圍ハ別ニ之ヲ定ム

第五條 臨時ニ使用スル者、給料ヲ支給セサル者及外國人ハ組合員タルコトヲ得ス

第六條 組合員ハ左ノ場合ニ限リ脱退ス

一 死亡シタルトキ

二 退官又ハ退職シタルトキ

三 他ノ官廳ニ轉勤シタルトキ

四 休職トナリタルトキ

五 甲種組合員ニ在リテハ鐵道手及雇員以下ノ現業員以外ノ職務ニ轉シタルトキ

但シ組合員タル資格ヲ繼續スル意思ヲ表示シタルトキハ此ノ限ニ在ラス
六 乙種組合員ニ在リテハ加入後又ハ資格繼續後一年ヲ經過シタル者脱退ノ意思ヲ表示シタルトキ

七 第五條ニ該當スルニ至リタルトキ

第七條 組合員ノ年齢及加入年數ハ月ヲ以テ計算ス

第八條 組合員組合ヲ脱退シタルトキハ本規則ニ依ル給付ヲ受クルノ外組合ニ對シ何等ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス

第三章 掛 金

第九條 組合員ハ毎月掛金トシテ左ノ金額ヲ支拂フヘシ

甲種組合員 給料月額百分ノ六

乙種組合員 給料月額百分ノ十一

乙種組合員ノ掛金ハ資格繼續ニ因リ組合員トナリタル者竝新ニ組合ニ加入シ加入後五年ヲ經過シタル者ニ限り給料月額百分ノ七ヲ選擇スルコトヲ得

第十條 掛金ハ日給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ給料月額ト定メ之ヲ計算ス

掛金ハ錢位未滿之ヲ四捨五入ス

特別ノ勞務又ハ臨時ノ事由ニ因リ給料ノ支給額ニ増減ヲ生スルコトアルモ掛金額ハ

之ヲ増減セス

第十一條 掛金ハ毎月給料受領ノ時之ヲ支拂フモノトス

給料ヲ受ケサル月及給料ヲ受クルモ其ノ受領額カ掛金額ニ滿タサル月ノ掛金ハ次回受領ノ時之ヲ支拂フモノトス但シ該未拂掛金ヲ一時ニ支拂フコトヲ得サル事情アルトキハ組合員ノ請求アル場合ニ限り一箇月分宛月賦支拂ヲ爲サシムルコトヲ得

第十二條 掛金ニ異動ヲ生スヘキ事由發生シタルトキハ其ノ月ノ翌月ヨリ掛金ノ額ヲ改定ス

第十三條 戰時事變ノ爲陸海軍ニ召集又ハ配屬セラレタルトキハ其ノ間掛金ヲ徴收セス

第四章 給 付

第一節 總 則

第十四條 給付ハ之ヲ左ノ六種トス

- 一 公傷給付
- 二 廢疾給付
- 三 疾病給付
- 四 退職給付
- 五 遺族給付

六 災厄給付

第十五條 給付ノ事由併發シタルトキハ當該各條ノ給付ヲ併給ス但シ退職給付及廢疾年金ハ相互ニ之ヲ併給セス

公傷年金ト退職年金トヲ併給スル場合ニ於テ併給額給料年額ヲ超過スルトキハ該給料年額ヲ限リ公傷年金トシテ之ヲ給ス

廢疾年金ノ額ニシテ退職年金額ニ達セサルトキハ退職年金ノ額ヲ廢疾年金トシテ之ヲ給ス

第三十二條及第三十三條ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ適用セス

第十六條 第九條第二項ノ乙種組合員ニ對スル給付ハ之ヲ廢疾給付、退職給付及遺族一時金トス

第十七條 給付額ハ給付ノ事由變生當時ノ掛金ノ標準タル給料ニ依リ之ヲ算定ス

第十八條 給付額算定ノ基本タル給料ハ日給ヲ受クル者ニ在リテハ其ノ三十日分ヲ以テ一箇月ノ額トシ其ノ十二倍ヲ以テ一箇年ノ額トス

月給ヲ受クルモノニ在リテハ其ノ三十分ノ一ヲ以テ一日分ノ額トス

第十九條 第十條第二項ノ規定ハ給付額算定ノ場合ニ之ヲ準用ス但シ年金額算定ノ場合ニ在リテハ圓位未満ハ之ヲ圓位ニ滿タシム

第二十條 給付金支給ノ場合ニ於テ組合員カ組合ニ對シ支拂フヘキ金額アルトキハ之

ヲ支給額ヨリ控除ス

第二十一條 年金ノ支給ハ退官、退職又ハ死亡ノ翌月ヨリ之ヲ開始ス

遺族年金ノ轉給ハ權利發生ノ翌月ヨリ之ヲ開始ス

第二十一條ノ二 年金ノ支給ヲ受クル者再ヒ在職スルニ至リタルトキハ其ノ間年金ヲ支給セス

第二十一條ノ三 公傷年金、廢疾年金及退職年金ヲ受クル者ニシテ退職ノ日ヨリ五年以内ニ請求スルトキハ事業資金ノ必要アリト認めラル、場合ニ限リ年金ヲ一時ニ給スルコトヲ得

前項ノ金額ハ年金ノ五年分ヨリ既ニ給シタル年金ヲ控除シタル殘額ニ付利率年七分ノ複利ヲ以テ割引シタルモノトス

一時ニ給シタル年金ニ相當スル年限經過後ハ當該各本條ノ規定ニ依リ年金ヲ給ス
年金ノ一時給付ヲ受ケタル者退職ノ日ヨリ五年以内ニ再就職シタル場合ニ於テハ其ノ一部ヲ返還セシムルモノトス

第二十二條 年金ハ月割計算トス

前項ノ年金額ハ之ヲ四月、七月、十月及一月ニ於テ其ノ前三箇月分ヲ給ニ但シ權利消滅ノ場合ハ期月ニ拘ラス之ヲ給ス

第二十三條 給付ノ請求ハ其ノ事由發生ノ日ヨリ三年以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス

第二十四條 組合員犯罪ニ因リ死亡シタルトキ又ハ懲戒處分若ハ刑事裁判ニ因リ其ノ官職ヲ免セラレタルトキハ本章ノ給付ノ全部又ハ一部ヲ給セサルコトアルヘシ

第二節 公傷給付

第二十五條 公傷給付ハ組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ左ノ場合ニ該當シタルトキ其ノ等級ニ應シ當該金額ヲ給ス

第一等 兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ終身自用ヲ辨スルコト能ハサルトキ竝之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケタルトキ

第二等 公傷年金 給料七箇月分乃至九箇月分
一肢ノ用ヲ失ヒ自用ヲ辨シ得ト雖モ終身業務ニ就クコト能ハサルトキ竝之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケタルトキ

第三等 公傷年金 給料四箇月分乃至六箇月分
自用ヲ辨シ竝業務ニ就クコトヲ得ト雖モ身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得ス因テ退官又ハ退職シタルトキ

第四等 公傷一時金 給料八箇月分乃至一年六箇月分
身體ヲ毀損シ舊ニ復スルコトヲ得スト雖モ引續キ職務ニ服スルトキ

公傷一時金 給料一箇月分乃至六箇月分

第二十六條 公傷年金ハ本人ノ終身間之ヲ給ス

第二十七條 組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ前二條ノ給付ヲ受クルニ至ラサル者當該傷痍ニ基因シ前二條ニ該當スルニ至リタルトキハ當該各條ノ給付ヲ爲ス

公傷給付ヲ受ケタル者ト雖モ當該傷痍ニ基因シ更ニ上級ノ給付ヲ受クヘキ事由アルニ至リタルトキハ其ノ差額ヲ給ス此ノ場合ニ於テ一時金ヲ年金ニ改定スルノ必要アルトキハ當該年金ノ支給額ハ退職ノ翌月ヨリ之ヲ積算シ該一時金ノ額ニ達スル迄其ノ支給ヲ停止ス

職務執行上傷痍ヲ受ケタル組合員ニシテ脱退ノ日ヨリ一年以内ニ前二項ニ該當スルニ至リタルトキハ前二項ノ規定ヲ準用ス

第二十八條 組合員職務執行上疾病ニ罹リタルトキハ前三條ニ準シ給付ヲ爲ス

第三節 癱疾給付

第二十九條 癱疾給付ハ組合員傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ因テ退官又ハ退職シタル場合ニ於テ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス但シ職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 癱疾年金

二 特症金

第三十條 癱疾年金ハ組合員自己ノ重大ナル過失ニ因ルニ非スシテ傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ左ノ場合ニ該當シタルトキ加入後十年ヲ經過シタル者ニ限り之ヲ給ス

第一等 兩眼ヲ盲シ若ハ二肢以上ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ及別ニ規定スル種類ノ疾病ニ罹リ恒久的癱疾ニ陥リ終身自用ヲ辨スルコト能ハサルトキ

癱疾年金 給料五箇月分乃至六箇月分

第二等

一肢ノ用ヲ失ヒ又ハ之ニ準スヘキ傷痍ヲ受ケ及前號ノ恒久的癱疾ニ因リ自用ヲ辨シ得ト雖モ終身業務ニ就クコト能ハサルトキ

癱疾年金 給料三箇月分乃至四箇月分

第三十一條

癱疾年金ハ本人ノ終身間之ヲ給ス

第三十二條

癱疾年金ヲ受クル者ニシテ其ノ癱疾輕減シタルトキハ該年金ノ一部又ハ全部ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十三條

癱疾年金ヲ受クル者組合ヨリ要求アリタルトキハ組合指定ノ場所ニ於テ健康診斷ヲ受クルコトヲ要ス

前項ノ規定ニ違反シタルトキハ癱疾年金ノ支給ヲ停止スルコトアルヘシ

第三十四條

特症金ハ職業的疾患又ハ肺結核ニ罹リ業務ニ堪ヘサル場合ニ於テ加入後

一年ヲ經過シタルトキハ給料三箇月分、三年ヲ經過シタルトキハ給料六箇月分、五年ヲ經過シタルトキハ給料九箇月分、七年ヲ經過シタルトキハ給料一年分ニ相當スル金額ヲ給スルモノトス但シ癱疾年金ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

職業的疾患ノ種類ハ別ニ之ヲ定ム

第四節 疾病給付

第三十五條 疾病給付ハ組合員傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リタル場合ニ於テ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス但シ職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ療養ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

一 醫療金

二 休養金

三 產婦金

第三十六條 醫療金ハ組合員ニシテ鐵道病院、療養所、治療所又ハ鐵道囑託醫ニ就キ醫療ヲ受ケタル場合ニ於テ現ニ要シタル醫療費用ノ半額ヲ給ス但シ傳染病豫防法ニ規定スル傳染病及肺結核、喉頭結核、結核性肋膜炎、疥癬其ノ他職業的疾患ニ罹リタル者ニ在リテハ現ニ要シタル醫療費用ノ十分ノ七ヲ給ス

傷痍疾病ノ狀況其ノ他特別ノ事情ノ爲他ノ醫師ニ就キ醫療ヲ受ケタルトキ亦同シ

第三十七條 休養金ハ前條ノ規定ニ依リ醫療金ヲ受クル者休業シ給料ノ支給ヲ受ケサル場合ニ於テ給料ノ半額ニ相當スル金額ヲ給スルモノトス但シ官公費其ノ他ノ費用ヲ以テ醫療ヲ受ケタル爲本人ニ於テ醫療費ヲ負擔セサル場合ニ於テハ醫療金ヲ受クル者ナルコトヲ要セス

前項ノ休養金ハ休業五日目ヨリ之ヲ給ス

第三十七條ノ二 組合員ニシテ傳染病豫防法ニ規定スル傳染病ニ罹リ醫療ヲ受ケ治療シタルモ休養ヲ必要トスル者休業シ給料ノ支給ヲ受ケサル場合ニ於テハ引續キ七日間ヲ限リ前條ノ休養金ヲ給スルコトヲ得

第三十八條 産婦金ハ組合員分娩ノ爲休業シ給料ノ支給ヲ受ケサル場合ニ於テ分娩前後ヲ通シ四十二日間ヲ限リ給料ノ半額ニ相當スル金額ヲ給スルモノトス但シ該期間休養金ヲ受クル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第五節 退職給付

第三十九條 退職給付ハ組合員第六條第二號乃至第七號ノ事由ニ因リ脱退シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ之ヲ給ス

- 一 退職年金
- 二 退職一時金

第四十條 退職年金ハ組合員加入後十五年ヲ經過シテ脱退シタルトキ終身間之ヲ給ス前項ノ年金額ハ加入後十五年ヲ經過シテ脱退シタル者ニ在リテハ給料年額ノ四分ノ一、加入後二十年ヲ經過シテ脱退シタル者ニ在リテハ給料年額ノ三分ノ一トシ該十五年又ハ該二十年經過後ハ加入一年ヲ經過スル毎ニ之ニ給料年額ノ百分ノ一ヲ加算ス

第四十一條 削除

第四十二條 退職一時金ハ組合員第四十條ノ年金ヲ受クルニ至ラスシテ脱退シタルトキ之ヲ給ス

前項一時金ノ額ハ加入後六箇月ヲ經過シテ脱退シタル者ニ在リテハ給料十日分トシ六箇月經過後ハ加入六箇月ヲ經過スル毎ニ之ニ給料十日分ヲ加算ス但シ其ノ金額カ甲種組合員トシテノ掛金額ニ達セサルトキハ之ヲ甲種組合員トシテノ掛金額ニ切上ク

加入後六箇月ヲ經過シテ自己ノ便宜ニ因リ脱退シタル者ニ在リテハ前項ニ依リ算出シタル金額ノ十分ノ八ヲ給ス此ノ場合ニ於テハ前項但書ノ規定ハ之ヲ適用セス加入後六箇月ヲ經過セスシテ脱退シタル者ニ在リテハ退官又ハ退職ノ原因カ自己ノ便宜ニ非ラサル場合ニ限リ甲種組合員トシテノ掛金額ニ相當スル一時金ヲ給スルコトヲ得

第六節 遺族給付

第四十三條 遺族給付ハ組合員死亡シタルトキ左ノ種別ニ從ヒ其ノ遺族ニ之ヲ給ス

- 一 遺族年金
- 二 遺族一時金
- 三 葬祭金

第四十四條 遺族年金ハ組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ若ハ疾病ニ罹リ死亡シタルトキ之ヲ給ス

遺族年金ノ額ハ之ヲ給料四箇月分トス

組合員ニシテ加入後十五年ヲ經過シタル者ナルトキハ前項年金額ハ之ヲ給料五箇月分トス

第四十四條ノ二 公傷一時金ヲ受ケ引續キ職務ニ服スル者當該傷病ニ基因シ死亡シタルトキハ前條ノ給付ヲ爲ス此ノ場合ニ於テハ第二十七條第二項ノ規定ヲ準用ス

第四十五條 遺族年金ハ組合員ノ配偶者ニ其ノ終身間之ヲ給ス

配偶者其ノ家ヲ去リ又ハ婚姻シタルトキハ前項年金ヲ受クルノ權利ヲ喪フ

第四十六條 配偶者ナキトキ竝年金ヲ受クル配偶者死亡シタルトキ又ハ其ノ權利ヲ喪失シタルトキハ年金ハ之ヲ組合員ノ遺子ニ給ス

前項ノ遺子トハ組合員ノ家ニ在ル年齢二十歳未滿ノ未タ婚姻セサル者ヲ云フ

遺子數人アルトキハ民法第九百七十條ノ順位ニ依リ順次轉給ス

第四十六條ノ二 前二條ノ規定ニ依リ現ニ遺族年金ヲ受クル者又ハ受クヘキ者ニシテ組合員ノ死亡後組合員ノ屬シタル家ヨリ分家シ又ハ分家スル者ニ伴ヒ其ノ家ニ入りタルトキハ仍ホ遺族年金ヲ受クル權利ヲ喪ハス

第四十七條 年金ヲ受クヘキ遺子ナキトキ竝年金ヲ受クル遺子其ノ權利ヲ喪失シタル

トキハ組合員ノ死亡當時ヨリ引續キ其ノ家ニ在ル父、母、祖父、祖母ノ順位ニ依リ之ヲ給スルコトヲ得

第四十八條 遺族一時金ハ組合員死亡シタルトキ其ノ遺族ニ之ヲ給ス

前項一時金ノ額ハ組合員加入後一年ヲ經過セサルトキハ給料六箇月分、一年ヲ經過シタルトキハ給料九箇月分、三年ヲ經過シタルトキハ給料一年分、六年ヲ經過シタルトキハ給料一年三箇月分、十年ヲ經過シタルトキハ給料一年六箇月分ニ相當スル金額トス

前二項ニ依ル給付金ハ組合員職務執行上傷痍ヲ受ケ又ハ疾病ニ罹リ死亡シタル場合ニハ之ヲ支給セス但第九條第二項ニ該當スル組合員ハ此ノ限リニ在ラス

第四十九條 公傷年金、廢疾年金、退職年金ヲ受クル者退職ノ日ヨリ公傷年金ヲ受クル者ニ在リテハ七年、其ノ他ノ年金ヲ受クル者ニ在リテハ六年以内ニ死亡シタルトキ其ノ遺族ニ一時金ヲ給ス

前項一時金ノ額ハ公傷年金ニ在リテハ該年金ノ七年分、其ノ他ニ在リテハ該年金ノ六年分ニ相當スル金額ヨリ既ニ給シタル年金額ヲ控除シタル金額トス

第二十一條ノ三第一項及第二項ニ依ル給付金ヲ受ケタル者退職ノ日ヨリ五年以内ニ死亡シタル場合ニハ公傷年金ニ在リテハ該年金ノ二年分、廢疾年金及退職年金ニ在リテハ其ノ一年分ニ相當スル金額ヲ其ノ遺族ニ給ス